

岐路に立つ北朝鮮 変革への道筋と 国際協力

まえがき

北東アジアでは、ポスト冷戦の時代がヨーロッパとは違う形で推移している。それは、冷戦時代の残滓を抱えつつ、新しい時代が開始したという点において、冷戦時代と比べても、はるかに複雑な時代となっている。北東アジアにおける、ここ10年間の動きを見てみると、経済面では、中国が経済成長によるめざましい発展を続ける一方、日本はバブルの清算に引きずられて経済も迷走を続けている。政治的には、中国が新しい指導体制のもとアジアにおける地域大国化を邁進し、日本は米国との同盟を機軸に国際社会での活動の範囲を拡大しつつある。北朝鮮は瀬戸際外交を通じ、周辺諸国に脅威を与えながら援助の獲得を模索している一方、韓国は若者の絶大な支持を集めて当選を果たした大統領のもとに新たな役割を模索している。このように北東アジアでは、政治経済両面においてダイナミックな動きを見ることができる。しかしながら、この地域は、ダイナミズムを政治的経済的に調整する安定装置や信頼醸成措置を欠いたままという、危険とも隣り合わせでもある。

笹川平和財団では、北東アジア地域が抱える不安定要因を解消し、同地域の各国の相互理解と協力促進を図るためには、民間レベルでの信頼醸成という土台作りが不可欠であるとの問題意識のもとに、2001年4月から「朝鮮半島の将来と国際協力」事業を実施してきた。この事業では、北東アジアにおける国際政治、安全保障、経済交流などの分野の専門家を集め、一年間にわたり議論を交わしてきた。それぞれの専門分野からの分析を通じて、学際的、多角的な視点から、問題解決に向けてのアプローチを図ることができた。本報告書で取り扱われているテーマは、朝鮮半島をめぐる安全保障問題、中朝関係、南北関係、北朝鮮の長期経済計画、経済特区、民間経済交流などである。本報告書は研究会で交わされた議論をもとに執筆された論文を取りまとめたものである。

諸事ご多忙中にもかかわらず、専門家諸氏には研究会に参加され、報告書の原稿を執筆して頂き、この場を借りて感謝致したい。なお、本報告書は笹川平和財団の見解を反映したものでないことを付記しておきたい。

2003年3月

笹川平和財団理事長

入山 映

目 次

まえがき

第1章 朝鮮半島の緊張緩和ロードマップ———— 8 ／武貞 秀士

- 1.1 北朝鮮核開発問題の浮上 …… 8
 - 1.2 交渉目的だけなのか …… 12
 - 1.3 体制保証とは何か …… 15
 - 1.4 独自の方向を目指す韓国 …… 18
 - 1.5 緊張緩和のロードマップ …… 22
-

第2章 朝鮮半島情勢の新展開と日本の国際協力の方向：———— 30 日本は日米同盟を基盤とし、韓国とアメリカの意向を踏まえて 行動するより他なし／阿久津 博康

- 2.1 はじめに …… 30
 - 2.2 朝鮮半島情勢の抑止構造と新展開 …… 31
 - 2.3 クリントン政権の北朝鮮政策 …… 34
 - 2.4 ブッシュ政権の北朝鮮政策 …… 36
 - 2.5 日本の対応と役割 …… 37
 - 2.6 むすび …… 39
-

第3章 日朝「平壤宣言」後の日米中と朝鮮半島の安全保障：———— 42 中国の視点から／姜 龍範

- 3.1 はじめに …… 42
 - 3.2 日朝首脳会談と「平壤宣言」 …… 43
 - 3.3 北朝鮮の「核開発」と米国のジレンマ …… 51
 - 3.4 北朝鮮の核開発問題と中国の対応 …… 60
 - 3.5 朝鮮半島情勢の先行き …… 66
-

第4章 北朝鮮における長期経済計画と「経済政策転換」の経緯—— 72

／栗林 純夫

- 4.1 はじめに…… 72
- 4.2 初期条件…… 73
- 4.3 1960年代の国際環境の変化と長期計画の変容…… 73
- 4.4 1970年代の国際環境と長期計画の変容…… 75
- 4.5 1980年代中期における経済政策と国際環境の変化…… 77
- 4.6 1980年代末から1990年代半ばまでの経緯…… 78
- 4.7 核問題と米朝関係の危機…… 80
- 4.8 金正日体制への移行と農業の不振…… 81
- 4.9 強硬路線と柔軟路線の混在…… 82
- 4.10 ブッシュ政権との対立…… 83
- 4.11 おわりに…… 84

第5章 曲がり角に立つ北朝鮮経済—— 88

／李 鋼哲

- 5.1 はじめに…… 88
- 5.2 歴史的な試練の2003年…… 89
- 5.3 金正日総書記の「南巡講話」と「7.1措置」—改革の青信号?…… 91
- 5.4 「点から線」へ漸進的な対外開放…… 95
- 5.5 経済発展戦略と改革・開放の展望…… 100
- 5.6 むすびにかえて…… 107

第6章 韓国と北朝鮮：経済協力の現状と中期的課題—— 110

／李 燦雨

- 6.1 はじめに…… 110
 - 6.2 韓国企業の対北朝鮮経済協力の現状と問題点…… 112
 - 6.3 南北政府間経済協力の現状と問題点…… 121
 - 6.4 南北経済協力の中期的課題…… 124
-

第7章 日朝民間経済交流の現状と将来 ————— 132
—法的枠組みを中心として—／三村 光弘

- 7.1 はじめに…… 132
- 7.2 日本の経済界と北朝鮮との関係…… 135
- 7.3 北朝鮮の対外開放政策と法制度整備の状況…… 140
- 7.4 北朝鮮の対外経済関係法制の問題点…… 168
- 7.5 おわりに —今後の日朝民間経済交流の展望—…… 169

第8章 北朝鮮への日本の経済技術協力:その展望 ————— 174
／水野 満

- 8.1 はじめに…… 174
- 8.2 北朝鮮の経済・産業構造…… 176
- 8.3 改革の動き…… 179
- 8.4 北朝鮮のインフラと産業…… 180
- 8.5 経済再建の課題…… 184
- 8.6 日本の経済技術協力の資金規模…… 186
- 8.7 日本の経済技術協力の対象分野…… 186

第9章 北朝鮮における農業・農村開発の課題と国際協力の方向 ————— 192
／板垣 啓四郎

- 9.1 はじめに…… 192
- 9.2 農業・農村開発の課題…… 193
- 9.3 課題解決へのアプローチ…… 195
- 9.4 国際協力のあり方…… 197
- 9.5 おわりに…… 198

朝鮮半島の 緊張緩和ロードマップ¹

防衛研究所主任研究官
武貞 秀士

2003年4月、北京で北朝鮮問題を議論する米中朝の3者協議が開催されたあと、8月、日米中口南北による6者協議が開催された。北朝鮮の核兵器開発問題をめぐり、関係国の外交的努力が続くが、この章では、現在の朝鮮半島情勢を概観し、朝鮮半島情勢の安定のために必要なことを考えた。

1.1 北朝鮮核開発問題の浮上

現在の朝鮮半島情勢の特徴は次の3つに要約することができる。

第一に、朝鮮半島ではいまだに軍事的対立が続き、38度線を境にした軍事対立の様相には変化がない。北朝鮮は核兵器開発計画の存在を認めて、軍事優先を意味する「先軍政治」をスローガンにしており、朝鮮人民軍は、外貨不足のなか、軍事面に資源を重点的に配分して、弾道ミサイルの開発と輸出を続け、特殊部隊を保持し強化している²。

韓国は軍近代化を進めて、米国との協議の結果、射程300キロまでのミサイル国産を開始した。潜水艦を増強し、早期警戒機、イージス艦、新型戦闘機導入計画を進めている³。北東アジアは世界で最も軍事装備の更新が目立つ地域であるといえよう。

第二に、朝鮮半島をめぐる大国間の関係（日米中ロ）は安定しているとは言いがたい。米国ブッシュ政権は、北朝鮮に対し核関連施設の検証可能な査察を求め、核兵器開発計画の放棄を求めている。しかし、中国は米国の北朝鮮政策を支持しているわけではない。コソボ紛争、イラク戦争を経て米中関係が冷却したあと、米中両国は関係修復に努力しているが、北朝鮮の核兵器開発問題を中国が軍事的に深刻な問題と見ているわけではない。米中の立場が一致しているとはいえない。北朝鮮と中国は北朝鮮の核問題解決が膠着状態に陥ったとき、逆に対米政策、対韓、対日政策で、政策のすり合わせを強化してきた。2002年5月の瀋陽日本総領事館への亡命事件に際しても、緊急事態において中国と北朝鮮は緊密に協議をする関係であることがわかった。

ロシアと中国は、北朝鮮との2国間関係を強化してきたが、中ロ両国の朝鮮半島での利害が一致しているわけではない。中国とロシアには、朝鮮半島の非核化という共通の目標があり、2002年12月の中ロ共同声明で、北東アジアでのエネルギー供給網整備について協力を確認し、朝鮮半島の非核化推進で合意した。

しかし、ロシアと中国はそれぞれが単独で北朝鮮、韓国との関係強化を進めてきた。ロシアがロシア型原子炉をロシア領内に建設し、北朝鮮に電力を供給する構想や、ガスパイプラインをイルクーツクから北朝鮮を通して韓国に延ばす構想は、ロシアと北朝鮮と韓国の関係が改善される方向にあることを示している。2001年8月のモスクワ宣言以降、さらに朝ロ関係は緊密化してきた。地対空ミサイル、戦車、レーダー設備など、ロシアの大型軍事装備購入に関心を持つ北朝鮮は、ロシアとの関係改善を望み、ロシアから軍事用レーダー装備が供与されたとの報道がある⁴。

中国は朝鮮半島鉄道と中国鉄道との輸送ルートを活性化することに関心があり、ロシアとは競合関係にある。独自に朝中間の協力を発展させたいと考えている⁵。中国は経済困難に直面する北朝鮮を支援してきたし、新義州特別行政区の発展には中国は関心を持っている。6者会談実現に向けての中国の積極的な外交努力が目立った。中国が北朝鮮との関係を尊重し

つつ、米国、ロシア、韓国、日本との調整をしたのである。

朝鮮半島では、米朝関係、日朝関係が改善されないまま、朝口、朝中関係が改善されてきたことで、この地域の戦略環境は、より複雑化しているといえよう。

第三に、しかし、最近になり朝鮮半島の対話ムードが広がってきた。A SEAN+3（日韓中）の協議は定着し、ARFでは、安全保障を議論するようになった。北朝鮮問題をめぐり日米韓の3か国は政策協調の枠組みを発展させてきた。南北朝鮮の対話は定着した。2000年6月、南北首脳会談のあと、南北関係は改善され、離散家族の再会事業、地方自治体の交流、鉄道連結事業、南北経済委員会の開催、8月に11回目となった南北閣僚会議の開催、スポーツ交流などは南北関係が順調であることを示している。

この地域の不安材料の一つは、北朝鮮の核兵器開発問題である。2003年1月10日、北朝鮮は核拡散防止条約（NPT）からの脱退を表明して、原子炉や再処理施設などの核関連施設の封印を解いた。北朝鮮は新たなプルトニウム抽出が可能になり、国際原子力機関（IAEA）は国連安保理に対して、核開発問題の議論を付託したあと、朝鮮半島の緊張が高まってきた。現在の緊張状態は1994年当時の核危機とはいくつかの点で違っている。

すなわち、1994年当時は、南北間に1992年に発効した南北基本合意書があったが、実質的な信頼醸成ムードがあったとはいえない。当時は南北首脳会談がまだ実現していなかったし、南北間の交流は進んでいなかった。現在は2002年釜山アジア大会でのスポーツ交流にあるように、「同民族同士」を合言葉に南北間では交流が進んでいる。1994年当時と比較すると、米国と韓国の関係が異なっている。南北対話が進展したあと、いまは、韓国が国防分野でも対米自立の意識を強めている。盧武鉉大統領は2003年8月15日の光復節（終戦記念日）に際して、「今後10年以内にわが軍が自主国防の力量を持てるよう土台を準備する」と演説を行った。⁶ 米韓同盟の方向は1994年当時と現在では違っている。

ロシアと中国は北朝鮮との関係において、1994年当時は、いまほど緊密ではなかった。ロシアはプーチン政権発足前であり、韓ソ国交樹立のあと、

朝ソ・朝ロ関係は悪化し、ロシアの北朝鮮への原油供給は急減し、北朝鮮の報道機関はロシアの社会主義圏からの離脱を非難した。プーチン大統領が登場したあとは、2年間に3回の朝ロ首脳会談が行われ、朝ロ関係が修復された。中国も1992年に韓国と国交樹立をしたあと、北朝鮮が台湾との交流を活発に行う姿勢を示し、北朝鮮との関係が冷却した。いま朝中関係は良好であり、2000年6月の南北首脳会談、今年の3者協議、6者協議に際して朝中両国は政策調整を終えてから会談に臨むようになっている。日本と北朝鮮の関係も、1994年当時と現在は違う。現在の日朝関係は、2002年の首脳会談で日朝平壤宣言に署名し、日朝関係の改善を約束しあった関係である。北朝鮮の軍事力も、1994年当時と現在では違う。北朝鮮は射程1300キロメートルの弾道ミサイル、ノドンを配備済みであり、生物・化学弾頭を保有しているとすれば、日本に対して攻撃能力を有している。その点で1994年当時とは違う。

イラク問題と北朝鮮問題の違いは、第一に、イラクは分断国家ではなく、分断された朝鮮半島とは異なる。サダム・フセイン体制が崩壊したあと、民主国家イラクを建設するための国際的努力が始まった。しかし、朝鮮半島は分断国家である。北朝鮮が崩壊するという事態になれば、そのあと国際的努力による「民主化した朝鮮民主主義人民共和国の建設事業」というシナリオよりも、分断状態の終結、統一韓国の出現となる可能性がある。

第二に、イラク問題とはちがいが朝鮮半島の場合、米国は韓国に在韓米軍をおき、有事には自動的に歩兵師団を中心とする米軍が戦闘に巻き込まれる立場にある。その状態がある限り、米国は北朝鮮問題を解決するとき、イラクの場合よりは軍事オプションには慎重になるだろう。米国は同盟国の韓国との綿密な政策調整なくして、朝鮮半島で軍事行動をとることは困難であり、米国にとっての条件という点で、イラク問題とは異なる。

第三に、中国とロシアの立場を考えると、イラク問題と朝鮮半島問題は違う。イラクの場合、中国とロシアは結局、米英軍の軍事的解決に対して、絶対阻止という立場をとらなかった。朝鮮半島の場合、北朝鮮と中国の間には、1961年に締結した同盟条約があるし、北朝鮮は地理的に隣接し

た地域である。ロシアは北朝鮮の核問題は米国によって誇張されているとみており、鉄道連結やパイプライン敷設構想で、プーチン政権は朝鮮半島の緊張緩和を急ぎたいという立場である。北朝鮮問題の場合、米国の軍事オプションに対して、中国とロシアが積極的に米国への反対に回る可能性がある。

以上の違いを念頭に置き、核兵器開発問題を外交的に解決する方法を考えよう。

1.2 交渉目的だけなのか

2002年10月、平壤を訪問した米高官が高濃縮ウラン型核兵器開発の疑惑を指摘したあと、北朝鮮の核兵器開発計画が浮上した。2003年4月、北京での3者会談に出席したとき、北朝鮮は米国高官に核兵器開発計画の存在を認め、その後、「核抑止力」という用語を使うようになった。北朝鮮核開発問題をめぐる現在の緊張は、秘密のはずだった北朝鮮の高濃縮ウラン型核兵器開発に関する情報をもとに、米国が北朝鮮に事実関係を質したのがきっかけであった。

すなわち、1994年の枠組み合意の下で軽水炉事業が進んでいる時期に、高濃縮ウラン型核兵器開発計画をもっていることが米国から指摘され、北朝鮮がその計画の存在を認めたという展開である。外交交渉の成り行きとは別のところで核兵器開発計画が進行していたのであれば、「交渉で体制保証を獲得するための核兵器開発計画」という説明は困難になる。もちろん、核兵器開発計画は北朝鮮が「体制保証」を獲得するため、交渉を有利に運ぶための手段になりうる。しかし、大量破壊兵器開発を中断するのかどうか、そのために何を求めているかという外交的駆け引きは、大量破壊兵器開発計画が発覚したあとに始まったことであった。

「体制保証を獲得するための核兵器開発計画」という見方がある。これは、「金正日体制の維持が北朝鮮の最大の関心事である」という見方と関

連している。そうであれば、北朝鮮は「38度線を守ってくれている」在韓米軍の維持に賛成するはずだし、韓国の大統領選挙で、ハンナラ党の大統領候補者の当選を望んだはずである。

しかし、実際はそうではなく、北朝鮮は在韓米軍の撤退を求め、米韓同盟下で行われる米韓軍事演習を非難してきた。北朝鮮は南北対話の進展を期待し、いまのところ米国の主導する平和と安定の構造を受け入れるという立場ではない。むしろ、在韓米軍の駐留しない韓国との「民族同士の対話」を進め、韓国社会が北朝鮮に理解を深めてゆくことを期待しつつ政策を展開してきた⁷。

では、「体制保証を求める北朝鮮の交渉のための核開発計画」という解釈はなぜ出てきたか。1990年代の北朝鮮経済のマイナス成長、食糧危機を前にして、「北朝鮮は崩壊しつつある」という議論が盛んになった。これは、北朝鮮の意図と戦略を誤解することにつながったのである。「北朝鮮は崩壊しつつある」のだから、「北朝鮮の関心は、体制の維持にあるに違いない」という解釈になった。そして、「崩壊させてはならない」という意見が台頭した。とくに韓国は膨大な統一資金を負担することになるために、崩壊を回避するための支援策を具体化した。それが、金大中政権の太陽政策であった。

では、米国と北朝鮮の間に妥協の余地があるだろうか⁸。2002年10月、高濃縮ウラン型核兵器開発問題が浮上してから北朝鮮は米国との直接協議をもとめた。翌年1月25日、北朝鮮外務省スポークスマンは、核問題が国連安全保障理事会に付託され、多国間協議の場に移されることに反対し、核問題を解決する唯一の方法は、「米朝が平等な姿勢で直接会談をすることである」と述べた。その狙いは、2002年10月25日、「米国が不可侵条約を通じて北朝鮮に対する核不使用を含む不可侵を確約すれば、米国の『安保上の憂慮』を解消する用意がある」と述べたように、不可侵条約の締結である。

北朝鮮の核兵器開発問題が再燃したのは、2002年10月、ケリー米国務次官補（東アジア・太平洋担当）が訪朝し姜錫柱第一外務次官と会談をした

ときである。その後、北朝鮮外務省は核開発計画の存在をいったんは否定した⁹。しかし、4月23日、北京での3者協議で北朝鮮は核開発計画を認めた。北朝鮮は核兵器開発について、計画の存在を認めたり、否定したりすることにより、北朝鮮の核保有の意思と能力に関しては不透明な部分が多いのが現実である。

北朝鮮には、核兵器保有を不透明にしておく必要があるだろう。ロシア、中国は、朝鮮半島の緊張緩和を期待し、朝鮮半島の非核化を支持してきた。2002年12月2日の中ロ共同声明で、公式に「朝鮮半島の非核化」を確認している。鉄道連結、新義州特別行政区事業を推進したいロシアや中国は、朝鮮半島の現状変更につながる北朝鮮の核武装は好ましくない。それに、北朝鮮の核保有が確実になれば、米国の積極的な介入が加速すると見るロシア、中国は北朝鮮の核武装は、阻止したいであろう。北朝鮮の「核武装宣言」は北朝鮮の友邦である中国、ロシアの朝鮮半島非核化政策と矛盾を起すのである。

それに、南北朝鮮は南北非核化共同宣言に1991年に合意した。北朝鮮が韓国の盧武鉉政権との交流を続けるためには、北朝鮮の「核宣言」は逆効果であり、核問題はあいまいな形にしておく必要があるだろう。「悪の枢軸路線」を米国が放棄するように、北朝鮮が国際社会に訴えるためには、北朝鮮が核保有計画を宣言するわけにはいかないという事情があるだろう。

北朝鮮の核兵器開発計画にはあいまいな部分が残るが、米国は北朝鮮に厳密な査察を求めるという立場を崩さない。核問題を国連安全保障理事会に付託し、国際原子力機関の査察を実施することを求めている。また、北朝鮮に核開発計画を放棄させるべく、多国間協議の場を活用するのが米国の当面の政策である。それと並行して拡散防止構想を、米国のほか、日、英、豪、仏、伊、独、蘭、スペイン、ポルトガル、ポーランドの合計11か国で進めて、大量破壊兵器拡散防止のための協力網を発展させる考えである。これは、北朝鮮の大量破壊兵器開発と拡散の行為が単なる交渉のための手段ではないと米国が見ているからである。国連や6者協議の場で協議が膠着状態のままであるときにも、外貨獲得や、技術提携などのために大

量破壊兵器拡散が続くことを阻止するという狙いがあるので拡散防止構想が進んでいるのである。

1.3 体制保証とは何か

これからの北朝鮮核兵器開発問題で考えておく必要があるのは、北朝鮮が求めている「体制保証」の意味である。「体制」というのは具体的にどの体制を意味しているのだろうか。朝鮮半島の北半分の地域を実質的に管轄している狭い意味での金正日体制を意味するのか。あるいは、朝鮮半島全体を「全社会」と考え、朝鮮半島全体が一つの体制と考え、統一する意思をもつ金正日体制の維持を保証するのか。つまり、金正日体制が朝鮮半島の南半分に対して潜在的管轄権をもつことを保証するのかどうか。90年代の日朝国交正常化交渉においては、北朝鮮が「北朝鮮の管轄権は38度線の南に及ぶ」と主張した。北朝鮮が「全社会」「全国」「全民族」という言葉を使用するとき、南北朝鮮全体を意味してきたことを考えると、「体制」とは朝鮮半島の非武装地帯の北側であるという解釈は北朝鮮には通用しないということになる。とくに、2002年10月から北朝鮮は「朝鮮半島における対立構造は、北南の朝鮮民族対米国の対立である」と主張してきた¹⁰。「同民族同士の統一への努力に介入する外国勢力」と考える北朝鮮が、「体制を保証せよ」と求めているのである。

それに、労働党規約にある「全社会」という文言は、朝鮮半島全体を北朝鮮が体制と考えていることが示されている。非武装地帯より北地域の体制保証をすることを意味しているのであれば、北朝鮮の労働党規約と金正日国防委員長発言に矛盾が生じていることになる。

「体制保証」の「体制」が朝鮮民主主義人民共和国の現状維持を保証するという説明は、根拠があるものではない¹¹。北朝鮮は体制保証を受けていないことについて、具体的にどのような不安があるのだろうか。1994年10月の米朝枠組み合意には、「核兵器で威嚇をしないという公式保証を朝

鮮民主主義人民共和国に与える」と記されている。また、南北双方には不可侵宣言が1992年に成立している。北朝鮮が新たな保証が必要であるとすれば、この二つの文書によっても、北朝鮮は侵攻されないという保証を得ていないということになる。また、「体制の保証を獲得すれば、核開発計画を断念する」という説明がある。しかし、核保有が終了したあとで、再度、体制の保証を求めて、より大きな代償を北朝鮮が要請する可能性はないのだろうか。

また、米朝間で不可侵条約を締結したあと、不可侵の精神に基づいて、在韓米軍の撤収を求め、その先には、「民族」をキーワードにして、南北対話を通じて連邦制の코리아の実現をしたいと北朝鮮が考えている可能性がないだろうか。体制の保証という問題についても、このように北朝鮮と北朝鮮以外の国との解釈の違いが横たわっているのである。「体制の保証」の意味をめぐり不透明な部分が残るかぎり、核兵器開発計画に関する多国間協議が順調に進むのかどうかは疑問が残る。現在、朝鮮半島の緊張が深刻であるのは、米国が決定的な解決策がとれない理由があるからである。

すなわち、韓国の金大中政権と盧武鉉政権は、「南北経済交流協力は課題の一つ」（1月7日、政権引き継ぎ委員会）として、南北対話を重視している。8月18日には、南北4大経済協力合意書が発効した。投資保護に関する合意書、二重課税防止の合意書、商社の紛争解決の手続きに関する合意書、清算決済に関する合意書である¹²。米国が北朝鮮に対して大量破壊兵器拡散問題で疑惑を深めているが、南北間では交流が順調に進んでいる。

中国は北朝鮮の核兵器開発問題で多国間協議を重視し、米国が指導的役割を果たすことをかならずしも歓迎していない。ロシアはシベリア鉄道と朝鮮半島鉄道の連結構想で、北朝鮮と韓国との協議を推進してきた。北朝鮮政策に関して、米国は韓国との政策調整、中国、ロシアの協力を得るという作業が残っている。その作業は必ずしも簡単ではない。

こう考えると、米国は北朝鮮問題の平和的解決を追求し、核兵器開発計画の放棄を求める政策をとり続ける。北朝鮮を攻撃しないという保証をあたえることはあっても、日米安全保障条約と米韓相互防衛条約と同等の米

朝不可侵条約の締結は回避するだろう。韓国と日本の防衛義務と矛盾を起こすからである。

このとき、米国が軍事的手段を最後まで残しておく理由がいくつかある。一つ目は、2001年に米同時多発テロを経験した米国世論は、大量破壊兵器の拡散には厳しくなっている。軍事的プレッシャーをかけて相手に譲歩を迫るという「イラク方式」は、米国の北朝鮮への基本方針ともいえよう。二つ目に、この間の軍事技術の発達により、軍事目標のみに限定して非戦闘員に被害を与えずに作戦を遂行する米国の能力は格段に進歩した。米国内外の世論に対して、軍事オプションを説明するときに、一般市民や米軍人の損失が少ないという説明は支持を得やすいと米国政府は考えるだろう。三つ目に、クリントン政権時代の枠組み合意で北朝鮮は、いったん核兵器開発計画を放棄したはずであるとブッシュ政権は考えている。そのときに、高濃縮ウラン型核兵器開発の疑惑が浮上した。ブッシュ政権は北朝鮮に不信感を抱いており、時間の猶予を与えて説得するというクリントン政権時代の北朝鮮政策をとる可能性は少ない。四つ目は、枠組み合意により、査察を受ける義務を負わずに、軽水炉事業開始、重油受け取り、米朝交渉継続ということを北朝鮮は経験した。北朝鮮の期待は大きいだろう。北朝鮮が米国に対して譲歩するシナリオは考えにくいので、米国が北朝鮮に対する政策を変える可能性も高くない。五つ目に、米国では一部の人々が、「北朝鮮の核兵器開発計画を放置したら、北東アジアで核拡散が始まり、韓国、日本、台湾の核武装の引き金になる」と発言しはじめている。この見方は、日本では荒唐無稽と片付けられるが、2002年後半からこれまでの間、米国の専門家やメディアの関心の一つは、日本、韓国、台湾への核拡散の可能性であった。これは、米国が北朝鮮の核保有阻止のために最後まで努力する根拠の一つである。

1.4 独自の方向を目指す韓国

南北首脳会談のあと南北関係は改善されてきた。このことは核兵器開発問題の解決に微妙に絡みつつある。1月、離散家族、経済協力など南北朝鮮間の諸懸案と北朝鮮核問題について話し合う三つの南北会談が1月20日から、金剛山、ソウル、平壤で開かれた。2月には第6回離散家族再会事業が北朝鮮の金剛山で行われ、金剛山の離散家族常設面会所の着工を決めた。赤十字会談の実務協議の再会も決まった。

1月、ソウルで開催された第9回閣僚級会談は、南北対話・協力の継続推進などを盛り込んだ共同報道文を発表した。4月、平壤で第10回閣僚級会談が開催された。南北間の鉄道・道路の連結や北朝鮮・開城の工業団地建設、金剛山観光の陸路ルート開設の3大懸案について合意している。

1月末、任期の終わりに近づいた金大中政権は、核兵器開発問題を協議するために林東源・大統領府外交安保統一特別補佐官を大統領特使の資格で平壤に派遣した。2000年の南北首脳会談の調整役を北朝鮮がこの時期に受け入れたことは、核兵器開発問題の解決でも、「同族同士の対話」が重要であるとアピールする狙いが北朝鮮側にあったと見てよいだろう。

盧武鉉政権が発足する前の1月、同次期大統領が「戦争の脅威は避けなければならない、そのためには対話しかない」と述べ、「体制の安定と経済支援を保証すれば、北は核兵器を放棄する意思を確かに持っている」と述べている。この発言から、北朝鮮の核問題の解決には「体制保証の具体的中身が大事」という発想を政権発足前から持っていたことを示している。

いっぽう、米国は体制保証そのものには慎重であり、不可侵条約を締結することが体制保証になるのであれば、米国の譲歩は困難であろう。そして、「体制保証の中身」を重視する韓国と米国との違いがそこにはある。

このような韓国の立場は、米国と韓国が北朝鮮の核開発問題でどこまで共同歩調をとることができるかという問題に影響を与えつつある。そのときに、在韓米軍再配置、米韓同盟の見直しの作業が始まったのである。盧武鉉政権は米国に対する自主的な国防体制の構築を追求している。盧大統領

領は、2003年2月の就任演説で、米韓同盟関係について、「韓米関係は平等互恵の関係にさらに成熟させてゆくべきです」と述べた¹³。米国との関係は、韓国が自主国防力をつけて、「守る側と守られる側」という関係からより対等の関係に脱皮しようということである。北朝鮮との対話を進める方針を持つ韓国は、盧武鉉政権になり、より鮮明に「自主」を志向するようになったのである。

在韓米軍に関する米韓協議が始まった。4月9日に米韓両国は、未来の同盟関係に関する政策構想協議の第1回会合を終えた。在韓米軍再配置を進めること、ソウル中心部の米軍基地を早期に移転することで合意した。この会議では「朝鮮半島安全保障における韓国の役割が増大し、韓国が特定の任務に対し責任を負う」ことで一致した¹⁴。5月15日、ワシントンで米韓首脳会談が開催されたとき、ブッシュ大統領が「南北対話チャンネルが、北朝鮮に核問題の解決を促すのに活用されていることに注目している」と述べたのに対して、盧武鉉大統領は、「南北交流と協力を北朝鮮核問題の展開を見守りながら推進してゆく」と述べた¹⁵。米韓首脳会談は、韓国が南北対話と北朝鮮核問題を結びつけて、韓国独自の立場を主張したのに対して、米国がそれに注意を払っただけであった。むしろ、米国が北朝鮮の核問題で、「検証可能かつ、不可逆的な除去のため、努力する」と強調し、両国は「朝鮮半島での平和と安定に対する危機が増大した場合には、追加的な措置と検討を行うという点に留意する」（米韓共同声明）ことに合意した。米韓首脳会談の翌日、ラムズフェルド国防長官は、記者会見で「北朝鮮の核の脅威にかかわらず、在韓米軍再配置の検討を予定通り進める」と述べて、在韓米軍再配置が規定方針であることを確認した。

在韓米軍再配置の問題は、北朝鮮は「米軍が駐留し続けると不安だ」との主張を繰り返し、韓国が在韓米軍再編を求め、それに答えて米国が在韓米軍再配置を進める考えを明らかにし、米韓両国で合意をみたという展開であったことがわかる。在韓米軍再配置が現実のものとなるテンポは、韓国にとり予想以上に早いものであった。

米国が在韓米軍再配置構想で米韓一致することを急いだ理由はなにか。

ひとつには、軍事技術の発達により、後方に配置した米軍から報復することは容易であり、最初の攻撃に対して脆弱なところに在韓米軍を配置しておく必要はないという考えがある。「軍事技術の発達と韓国軍の戦力向上にともない、米国は韓国の防衛を放棄しないで、地上軍兵力を縮小することが可能になった。縮小の主旨は休戦ラインの防衛責任を韓国軍に委ねて、海軍、空軍中心の長距離攻撃力の確保に重点を置くことにある」¹⁶

また、2002年から続いてきた韓国内でおきた在韓米軍に対する批判ムードを考慮しているだろう。「韓国人が望まないなら米軍を韓国に駐留することはない」（バーカー元国務長官）という言葉も、韓国の対米感情を考慮した発言である。2002年の韓国内で高まった反米ムードは在韓米軍再配置計画と関係がないと、2003年2月13日、米上院軍事委員会でラムズフェルド国防長官は証言している¹⁷。在韓米軍再配置は、米軍の軍事技術の発展、韓国軍国防近代化の現状、韓国の米韓同盟についての方針と韓国世論の方向、朝鮮人民軍の脅威レベル、米国政府が韓国防衛をどう考えるかの5つにより決まる問題であり、単に米国の北朝鮮政策や米韓間の政策の差だけで決まるのではない。

しかし、ラムズフェルド国防長官は証言のなかで、「盧武鉉次期大統領から提案があり」在韓米軍の再編を検討していると明言している。韓国の自主的国防体制という盧武鉉大統領の構想は、米国が在韓米軍再配置を決断する理由のひとつであったことは間違いない。

在韓米軍再配置が進展し、韓国軍の自主化が進み、米韓協議が進んでいくと、米韓連合司令部の有事の作戦統制権を韓国軍に返還することも検討対象になる可能性があらう。

ここで、重要なことは朝鮮半島で緊張が高まるとき、並行して在韓米軍再配置の決定があったことである。米国が北朝鮮の核開発疑惑問題に対処するプロセスで、朝鮮半島で軍事衝突が起きるとき、ソウルの北側に駐留している第2歩兵師団が直接巻き込まれることを回避したいと考えた可能性がある。北朝鮮の奇襲攻撃の標的に米軍になることには、米国世論には不満がある。在韓米軍（第2歩兵師団と第7空軍を中心に約3万7000人）が

自動的に戦闘に巻き込まれる条件を減らしておきながら、政策の選択肢を増やしておこうという配慮がそこにはある。そして、その結果、その蓋然性の程度は別として、米国が「軍事オプション」をとりやすくなるという条件が生まれる。

実際、米国には、韓国の政権発足前から、在韓米軍を再配置する希望があった。2003年2月の韓国新政権誕生前に在韓米軍再編を国防長官が言及している。在韓米軍の再編に米国が消極的であれば、新政権発足後でもよかっただろう。たしかに、軍事技術の発達は、在韓米軍再配置を可能にしている。グアム基地を活用して、緊急に展開できる能力を向上させれば、抑止力を維持するのが可能だ。しかし、奇襲攻撃のときには、自動的に韓国軍と一体化して侵攻に対処する態勢でなくなる。北朝鮮の大量破壊兵器問題が解決していないときに、在韓米軍再配置が先行するという展開である。

結果的に、在韓米軍再配置は、北朝鮮の核兵器開発問題のプロセスに影響が及ぶだろう。北朝鮮の奇襲攻撃に対する抑止力として機能してきたソウル北方に駐留する米軍の第2歩兵師団が移動すれば、北朝鮮が「いまのままの政策を続けていれば、やがて米軍撤収が始まり、それと並行して『民族同士の対話の環境が整った』と考える韓国が南北対話に積極的になる」と判断する可能性がある。北朝鮮が「休戦協定を平和協定に転換して、大量破壊兵器を温存したまま、民族同士の連邦制コリアを誕生できる」という期待を高めることになれば、在韓米軍再配置は北朝鮮の現在の路線はむしろ強化するほうに作用することになる。

ただ、米国が在韓米軍を再編するもうひとつの狙いとして、「奇襲攻撃を受けたとき自動的に巻き込まれる事態を回避するため」という説明が可能である。そのときは、「介入すべきか否かを米国が考える余裕を持つ」という狙いがある」ということになる。あるいは、「奇襲攻撃や北朝鮮の報復に対して、在韓米軍が直接の攻撃対象となる位置にない場合、米国が単独軍事行動という選択肢を保持しておきやすくなる」という説明も可能であろう。

いずれにしても、昨年10月以降、韓国大統領選挙を経て、米韓間の在韓

米軍に関する協議が進展する中で、米国の北朝鮮核問題解決策、「韓国防衛の韓国化」という韓国の方針、北朝鮮の在韓米軍撤退論、米韓間に漂う微妙な緊張感などが複雑に絡み合ってしまったのである。

1.5 緊張緩和のロードマップ

北朝鮮の核兵器開発問題をめぐる情勢は今後、どのように展開するだろうか。米国は同時多発テロ直後に、テロリズムや大量破壊兵器拡散を阻止することには、「手段を選ばない」（ラムズフェルド国防長官）と不退転の決意をした。イラク、北朝鮮、イランに対するブッシュ政権の姿勢は「大量破壊兵器の開発、保持、移転は許さない」ということで一貫している。米国の北朝鮮に対する考えは、「外交による取り組みを続けてゆくが、他のあらゆる選択もテーブルの上に並んでいる」（2月7日、ブッシュ大統領）というものであり、交渉と軍事力の2つを保持し続けることを明言してきた。「われわれは、北朝鮮と話し合いをする用意がある。しかし、私たちが彼らの行動や要求にうろたえる状態になってはならない」（2月7日、パウエル国務長官）という言葉からは、軍事的手段をとることも視野にいれていることがわかる。

朝鮮半島で軍事衝突が起こる可能性は否定できない。米国と北朝鮮が「相手が譲歩するはず」と計算しながら、最後まで自分が譲歩しないままではいるときには衝突という事態になる。米国が「北朝鮮はやがて譲歩して査察を受け入れ、核開発計画を断念する」と考え続け、北朝鮮は「ブッシュ政権はイラクでもみられたように、厳密な査察を実施することはできない」と考える。それに、北朝鮮が「米国の強硬手段には反対してくれる韓国の存在がある」という期待をもつとき、朝鮮半島情勢はどう展開するだろうか。中国、ロシアがイラク問題以上に、北朝鮮問題では米国と一線を引いた姿勢をとると北朝鮮は考えているだろう。北朝鮮が米国非難のトーンを高めてきたことは、北朝鮮が「譲るのはブッシュ政権だ」と考えてい

ることを示唆している。

北朝鮮は米国が北朝鮮とのあいだで不可侵条約を締結することを求めてきた。米国が不拡散構想の下、関係国が大量破壊兵器拡散防止のための厳格な行動をとり続けるとき、北朝鮮は強硬姿勢をとるかもしれない。北朝鮮にとっては、「北朝鮮を追い詰めるとこのようになる」という行動をとるつもりであっても、それは米国が経済制裁を実行するきっかけになる。そして、両者が衝突するというシナリオは考えられよう。

北朝鮮核兵器問題を平和的に解決する道は残っている。米国と北朝鮮のどちらかが譲歩をする場合である。米国は北朝鮮との不可侵条約締結には消極的である。米韓相互防衛条約と日米安全保障条約があるところに、米朝不可侵条約が新たに成立すると問題が生じる。日本と韓国が北朝鮮の攻撃を受けたとき、米国が日本と韓国を守るために、米朝不可侵条約のもとで行動できるかどうかという問題がある。それに、米朝不可侵条約締結という事態になれば、そのあと、在韓米軍完全撤退を北朝鮮が主張する可能性がある。そのリスクが残ったまま、米国が不可侵という約束を「条約」というレベルで北朝鮮に与えるとは考えにくい。したがって、米国がなにがしかの不可侵の「約束」を北朝鮮に対して行い、北朝鮮がそれに同意するときは米朝関係の改善が始まるだろう。

また、北朝鮮の「体制保証が先決」という要求に対して、1994年10月の枠組み合意の時と同様の合意をブッシュ政権が約束する場合も、軍事衝突を回避できよう。それは、時間をかけて北朝鮮を支援しながら北朝鮮の政策の変化を期待するという政策であり、クリントン政権と同じ政策をブッシュ政権がとる場合である。その可能性は高くない。

いっぽう、北朝鮮が米国の要求する「検証可能な査察」を受け入れて、形式的のみならず、実質的にも完全に核兵器開発を放棄するときには、北朝鮮の核開発問題は終焉し、軍事衝突は回避される。そして、軽水炉事業が再開され、米国の重油支援、食糧支援が再開されるだろう。これは、金正日が政策変更を決断するときである。このときは、非武装地帯の北にチュチェ体制を維持することが北朝鮮の目的であることがわかり、日米同盟

と米韓同盟を無力化しないで、現在の北半分の体制を温存することが体制の目標であることが判明するときでもある。

北朝鮮核問題の平和的解決に向けて、関係諸国の努力が続いているが、関係する6か国の足並みが一致しているとは言い難い。韓国の政権は、「同民族同士」の対話を重視している。米国はいま拡散防止のための国際協力を進めている。ブッシュ大統領が2003年5月31日にポーランドで演説を行い、拡散防止のための有志連合による協力ネットワークをつくることを決めた¹⁸。米、日、英、豪など11か国が参加する枠組みで、大量破壊兵器の拡散行為があるとき、領海、領空において運搬途中に臨検をしたり、輸出入管理を厳密にしたりしながら、大量破壊兵器拡散を防止する考えである。そして、6者協議と国連での討議を並行して進めてゆきながら、北朝鮮の核兵器開発問題に対処する方針である。これからは、拡散防止構想、6者協議、国連と国際原子力機関という3つの舞台で北朝鮮の核問題が扱われる。これらは平和的解決のための努力であると同時に、臨検、制裁、さらなる追加的措置を含んだ努力であることは間違いない。

また、核兵器開発問題が膠着状態のまま、緊張をはらみ、解決しない状態で時間がすぎるシナリオもありうる。国連での議論が膠着化したとき、米国が北朝鮮政策について韓国の十分な支持をえられないと判断したとき、米国が朝鮮半島問題から政治的、軍事的に「離脱」してしまうケースである。米国の朝鮮半島問題からの「離脱」という議論は飛躍しているかのように響くが、2003年2月から3月にかけて、在韓米軍に関する米国の報道、高官の発言には、「在韓米軍を撤退させる考えがない」ことを説明するものが多かった。これは、言い換えれば、米韓同盟の再編というプロセスで在韓米軍の撤退というオプションも含めての議論があったことを暗示しているといえないだろうか。

米国が国際的協力を得られないまま、外交的に孤立する事態があり得る。米国が北朝鮮に対し検証可能な査察を北朝鮮に求め、北朝鮮が拒否するとき、追加的制裁措置もあると米国が示唆すると、中国、ロシアと米国の足並みが一致しないこともありうる。国連での制裁の決議は不可能になるし、

査察勧告の決議さえもできないだろう。拡散防止構想の枠組みを活用して米国は有志連合による制裁という措置を考えるが、そのとき、韓国の「同族の論理」からすると、米国が北朝鮮に対する制裁を発動することには同調できないだろう。そのとき、米国は指導力を発揮することができないままになる。

これに対して、同時多発テロを経験した米国は1994年当時とは異なり、新たな枠組み合意を考えるよりも、朝鮮半島政策を転換して、「当事者による解決を」と「核保有の有無検証よりも、拡散防止のほうに重点を」と呼びかけて、朝鮮半島問題への介入をやめるというシナリオも残っている。では、核兵器開発問題を外交的に解決するために、関係国はいま何が必要であろうか。いくつかの段階にわけて、安定を維持するための手段を確保しつつ、外交的イニシアチブをとる必要がある。

第1の段階では、6者協議において、北朝鮮の体制保証問題が決着をみて、北朝鮮の核関連施設への検証可能な査察の方向が定まっている必要がある。北朝鮮の核兵器開発計画放棄と引き換えに、米国は北朝鮮に対して「声明」や「宣言」という形で「体制の保証」の約束をすることは可能であろう。それは、不可侵を約束するものであり、1994年の米朝枠組み合意の第三項にある「米国による核兵器の脅威とその使用がないよう米国は北朝鮮に公式の保証を与える」という部分を再確認することも含む¹⁹。

北朝鮮が「通常戦力で米韓連合軍が北朝鮮を攻撃する危険」があると考えるのであれば、その不安を払拭するために、韓国と北朝鮮が署名し1992年に発効した南北基本合意書が有効であることを確認する。これは、南北が相互に不可侵を宣言した文書である。

北朝鮮問題に関して、日本は外交問題、人権問題、安全保障問題という3分野の課題を抱えている。すなわち、国交正常化交渉、拉致事件の解決、大量破壊兵器開発と拡散の問題である。そのことは朝鮮半島問題に係する他の国と比べて、日朝交渉にはジレンマが多いことを意味している。しかし、拉致問題解決が重要であるという日本の事情を考えつつ、まず、拉致問題の解決をはかる。この段階で日本は、情報収集能力を高め、活用

して、米国、中国、韓国、ロシアなど国際的な協力を得ながら解決に努力する。とくに北朝鮮との関係を深めている中国の外交的役割を期待すべきであろう。

6者協議が始まることは、日本にとり解決のための交渉の機会がおとずれたことになる。日朝間で拉致問題解決へのロードマップができたとき、次の段階に移行する。

第2段階では、日本は日朝安全保障協議と、国交正常化交渉にはいる。この段階では、北朝鮮が核拡散防止条約に復帰して、核開発計画放棄の宣言をすることがポイントである。そして、国際機関による検証可能な査察を受け入れが始まり、軽水炉建設事業が再開される段階である。

以上のことが実現したとき、この段階で日本、韓国、米国が食糧支援などを実施することが可能になる。

朝鮮半島エネルギー開発機構が軽水炉事業を再開するときには、北朝鮮に核兵器開発計画が存在しないことが明白になっていなければならない。

第3の段階では、米国はこれを受けて北朝鮮に対する経済制裁を緩和する。北朝鮮は化学兵器禁止条約や、ミサイル関連技術輸出規制などの国際的枠組みに加入する。国際的には、これらの動きを支援するべく、定期的に6者協議を開催し、大量破壊兵器拡散防止、北朝鮮への食糧支援を多国間で論議する。

第4段階では、この時点で制裁の可能性や核兵器開発疑惑が完全に解消しているはずであるから、北朝鮮のインフラ改善のための多国間協議と支援策を具体化する方法を考えることができよう。ここでは、北朝鮮は通常兵力の脅威の削減、生物兵器、化学兵器の破棄をしていることが肝要である。

第5の段階では、日本と米国が北朝鮮との関係を正常化する。すなわち、日朝国交樹立、米朝国交樹立である。

このように考えると、北朝鮮問題は、長期的問題であるということになる。これまで、北朝鮮の動きを一種の「外交ゲーム」として、瀬戸際外交としてのみ説明する見方が有力であった。北朝鮮の動きが外交ゲームであれば、「体制の保証さえすれば、核問題は解決できる」という説明は正し

い。しかし、北朝鮮の大量破壊兵器開発は、外交の世界と切り離された軍事目的があり、その駆け引きの過程で、副産物として北朝鮮は外交ゲームをしてきたのであった。だから、高濃縮ウラン型核兵器開発計画を枠組み合意下で準備していたのである。それに、金正日のいうところの「体制」とは、「韓国と北朝鮮」のことである。北朝鮮にとり韓国は「体制内だが、南朝鮮カイライが支配して、米帝国主義を引き込んで圧政をしている米帝の植民地」という位置づけである。北朝鮮にとって、「体制の保証をしてほしい」ということは、「北朝鮮主導の統一を容認してほしい」という意味を含んでいる。北朝鮮問題は長期的な問題であり、米国、日本、中国、韓国、ロシアが国際的協力を注意深く推進しながら、南北対話を支援しつつ、北朝鮮に対する抑止力を維持し、信頼醸成を推進してゆかなければならないだろう。

◆注釈

- 1 本稿は、月刊『フォーサイト』（新潮社）2003年2月号に掲載した論文「核開発は脅しではない」、および、「北朝鮮の核開発問題と日韓米中口」『治安フォーラム』（立花書房）2003年3月号をもとに執筆した。
- 2 『防衛白書』（防衛庁、2003年）第1章第3節を参照。
<http://www.jda.go.jp/j/library/wp/15/2003/index.html/>
- 3 「国防部、2001－2005年度国防中期計画を発表」『朝鮮日報』2002年10月2日を参照。
- 4 『朝鮮日報』2001年10月25日。
- 5 『朝鮮日報』2003年3月31日。
- 6 『中央日報』2003年8月16日。<http://japanese.joins.com/>
- 7 2003年1月1日、北朝鮮3紙は、共同社説で「全民族の団結した力」を強調しつつ、在韓米軍撤退を要求した。『朝鮮通信』の朝鮮語ホームページ、2003年1月1日記事より。
<http://www.kcna.co.jp/index-k.htm> 『朝鮮日報』2003年。
- 8 ここの部分は『世界週報』2003年2月18日号に掲載した「金正日の隠された狙い」をもとにした。
- 9 『朝鮮新報』2003年1月23日付けのインタビュー記事で、「濃縮ウラン核開発を米国側に認めたことはなく、自衛権を守るために、核兵器はもちろん、それよりもっとすごいものも保有するようになることを、明確に伝えた」と述べた。
- 10 『毎日新聞』2003年1月2日。
- 11 『朝鮮通信』2003年8月14日付けの「8・15民族大会に参加する海外同胞の反響」の記事にある「外勢により、国が分裂してしまったときから」という表現には、「南北がひとつの国家」であり、「分断された現状は仮の姿」という意識が明白にでている。
<http://www.kcna.co.jp/index-k.htm>
- 12 『中央日報』2003年8月13日。<http://japanese.joins.com/html/2003/0813/>
- 13 青瓦台（韓国大統領府）ホームページ、2003年2月25日朝国交正常化交渉から。
<http://www.cwd.go.kr/warp/jp/vision/speech.html>
- 14 『毎日新聞』2003年4月9日。
- 15 『朝鮮日報』2003年5月15日。
- 16 US News & World Report, 17 February, 2003. また、マイヤーズ米統合参謀本部議長は、「最配置によって米軍の能力が低下することはなく、むしろ向上する」と述べた。『毎日新聞』2003年5月16日。
- 17 『毎日新聞』2003年2月14日。
- 18 欧州歴訪の途中で、Proliferation Security Initiativeとして世界にアピールしたあと、ボルトン国務次官が中心となり、国際協力網形成に努力してきた。6月以降、スペインと豪州で拡散防止構想のための会議が開催された。
- 19 第3章第1項で、The US will provide formal assurances to the DPRK, against the threat or use of nuclear weapons by the US とあり、米国は公式に保証を与えた。

朝鮮半島情勢の新展開と 日本の国際協力の方角： 日本は日米同盟を基盤とし、韓国とアメリカの 意向を踏まえて行動するより他なし

阿久津 博康

2.1 はじめに

本稿は日本の国際的な対朝鮮半島協力の今後の方向を見極めることを目的としている。本稿の結論は次のとおりである。すなわち、日本は日米同盟を基盤とし、韓国とアメリカの意向を踏まえて行動するより他はない。日本の具体的な選択肢としては、日米同盟強化のための集団的自衛権行使の容認および弾道ミサイル防衛の推進、日米韓政策調整グループの緊密化、そして日韓の様々なレベルでの安全保障協力推進などが挙げられる。また、日朝間の経済交流などについては、米韓関係、米朝関係、南北関係、あるいは米国主導の多国間枠組みの推移に鑑みて考えるべきことであろう。

本稿は、まず朝鮮半島に最も影響を与える米国の対北朝鮮半島政策をクリントン政権の時代に遡って簡単に振り返る。次に、本稿は現在の朝鮮半島をめぐる日本の外交・安全保障上の制約を明らかにする。最後に、本稿は、その制約の範囲内で日本がなし得ることを指摘する。なお、本稿は朝鮮半島統一あるいは統一後における日本の役割を論ずるものではないことを予めお断りしておく。

2.2 朝鮮半島情勢の抑止構造と新展開

2003年1月、北朝鮮が核拡散防止条約（NPT）脱退を再び表明した。現在、北朝鮮は米国に相互不可侵条約の締結を求めており、米国は北朝鮮が核開発を先に断念しない限り「新たな種類の関係」の構築をしないと主張している。イラク戦争以前から、北朝鮮は核問題の国連安保理付託決定に反対し「いかなる制裁に対してもソウルを火の海にすることで応える」と敵対的態度を強めており、アメリカの基本姿勢は変わらない。米中朝3カ国協議が行われた現在でも、米朝の主張は依然対立している。

2.2.1 過去半世紀の軍事的抑止構造

過去50年の間、朝鮮半島では抑止力が機能してきた。南北間の軍事的小競り合いは多発したが、大規模な軍事衝突や戦争は起きなかった。つまり、この地域では軍事的抑止力が構造として存在してきたのである。その抑止力の源泉は非武装地帯の北側にありソウルを射程に入れている北朝鮮の1万門以上の火砲と数百のロケット砲である。火砲は一時間に40万発以上の砲撃が可能であるという。ソウルは文字どおり火の海と化し、駐韓米軍にも多くの犠牲が出ることは避け難い。ソウルが火の海となれば、韓国が過去半世紀に築いた繁栄は瞬時にして潰え去る。アメリカの先端軍事技術を用いてもこれを防ぐことは難しいと見られている。

2.2.2 アメリカにおける抑止構造に対する見解の相違

この抑止構造については、アメリカの政策実務者の間で見方が異なる。例えば、コンディ・ライス大統領補佐官¹やドナルド・ラムズフェルド国防長官²は、在韓米軍が北朝鮮の対韓侵略を抑止している、と見ているのに対し、94年当時国防長官だったウィリアム・ペリーはこれを「相互抑止」として見ている。³ いずれにしても、在韓米軍司令官だったゲリー・ラック

の95年1月の議会公聴会証言⁴で示されたように、南北間の武力紛争により犠牲者は百万人に上る可能性がある。現在でさえ、「万策を用意している (All options are on the table)」としているアメリカとしても、北朝鮮に対して安易に武力を行使できないという状況には変わらない。しかも、北朝鮮の通常兵器能力、大量殺戮兵器能力が向上しているとすれば、抑止構造は米国と韓国にとってよりも、北朝鮮にとってより有利なものになっている可能性もある。武力行使という選択肢が採れないのであれば、平和的解決しかない。現在ブッシュ政権が平和的解決、外交的解決を強調することにはこうした背景がある。

2.2.3 アメリカの前提「ソウルを火の海にするな」

しかし、この抑止構造には、一つの大前提がある。それは、米国がソウルを火の海にしたいと考えている、ということである。この前提がある限り、北朝鮮の1万門を越える火砲と数百のロケット砲は米朝間の抑止力の源泉であり続ける。では、この前提は本当に崩れないのであろうか。この前提が崩れる最大の条件は、米国がソウルを軽視し始めること、あるいは少なくとも北朝鮮がそう認識することである。例えば、韓国における反米感情悪化に業を煮やした米国民が、米軍を韓国から完全に撤退させるべきだ、と考えるようになり、それがアメリカ政府にも抑え難い程度に発展すれば、米軍の朝鮮半島からの完全撤退の可能性は高まる。米軍装甲車による二人の韓国人女子中学生死亡事故に端を発して再燃した韓国における反米感情の高揚、そしてそれにつけ入らんとする北朝鮮の反米・韓民族団結キャンペーンの展開が、米軍の韓国からの撤退を助長する方向に作用している可能性も否定できない。特に、米国の言論界からは米軍の韓国からの一部撤退を提唱する意見が出始めており、米国防総省も在韓米軍の配置転換について検討し始めている⁵。報道によれば、現在国防総省が検討している在韓米軍の配置転換は、ワシントンがソウルを軽視し始めたからではなく、軍事技術の向上による効率化を図ろうとする合理的判断に基づく

くものである。また、韓国軍自身の将来の自己強化への意欲という理由もあるだろう。

現時点では、プッシュ政権と盧武鉉政権の間には北朝鮮の核開発問題が続く限りは米軍の配置転換は差し止めるとの合意ができています。しかし、基本的な抑止構造そのものを変えてしまうほどに韓国の反米感情とアメリカ国民の「ソウルを棄てよ」という声が高揚する可能性も排除しきれない。一部の専門家の間では、もしそうなった場合でも、結局韓国はアメリカについて行くとの決定を下すであろうとする見解もある。

2.2.4 米国が韓国から離れる別の可能性

米国が韓国から離れる別のシナリオもある。イラク戦争後の世界において、北朝鮮とイラクの具体的な関係を示す証拠、あるいは北朝鮮とアルカイダとの関係を示す証拠が明らかにされ、アメリカ国民が「ソウルよりもワシントンとニューヨークの方が大切だ」と声高に叫び始めれば、米軍が韓国から撤退せざるを得ない状況が訪れる可能性はある。これが先に触れた韓国人の反米感情や北朝鮮の反米・韓民族団結キャンペーンと結びついた場合、このシナリオが現実化する可能性はさらに高まる。

しかし、仮に米軍配置の様相が多少変わったとしても、北朝鮮がアメリカの韓国防衛の意思を認識している限り、北朝鮮に対する抑止力は依然として効力を維持すると考えられる。既に述べたとおり、現在のところ米軍の韓国からの即時撤退も北朝鮮の通常兵器の即時削減もありそうにない。したがって、過去半世紀に渡って作り上げられた北朝鮮の通常兵器における対韓優位性という抑止構造は当面不変と考えて差し支えないであろう。

2.3 クリントン政権の北朝鮮政策

クリントン政権の北朝鮮政策については、1994年10月に調印された米朝枠組み合意成立前後の文脈から考えてみよう。米朝枠組み合意に代表されるクリントン政権の朝鮮半島政策は、それが宥和政策であることを理由にハト派的だと指摘されることが多い。しかし、ここでは枠組み合意の内容の是非については詳論しないが、クリントン政権の当時の朝鮮半島の軍事的情勢認識に鑑みて、戦争の回避という選択自体は極めて現実的であった。実際、当時国防長官だったウィリアム・ペリーは、やはり前述の朝鮮半島における抑止構造を明確に認識していたのである。

2.3.1 もう一つの隠れた前提「北朝鮮崩壊論」

クリントン政権の北朝鮮政策の背後には、北朝鮮崩壊に伴う様々な不確実性を回避しなければならない、とする「北朝鮮崩壊論」という考え方があった。敢えて言えば、これも抑止構造認識とは別の前提であった。勿論、クリントン政権のスタッフは北朝鮮の崩壊を前提にしていたことを公式には認めていない。しかし、枠組み合意の内容を鑑みれば、「北朝鮮崩壊論」という前提は枠組み合意とは矛盾しないことがわかる。10年という期間に北朝鮮を非核化する過程で、北朝鮮の経済的破綻が体制のハードランディングを招来しないという形で体制の崩壊に結びつけばそれに越したことはない、と考えることは戦略論的には納得がいく。当時、体制崩壊が周辺諸国に及ぼす不確実性が周辺諸国の共通の懸念であったことを考えれば、時間をかけることでその不確実性に対処するための準備ができるであろうとの見通しを周辺諸国が持っていた、と推察することができる。

2.3.2 クリントン政権下の地域的安全保障の枠組み:エンゲージメント政策

軍事的抑止構造の具体的要素は、先に述べたとおりソウルを打撃できる

北朝鮮の通常兵力と米韓同盟である。そして、冷戦後も継続して日米同盟、北朝鮮崩壊を望まない中国とロシアと北朝鮮の同盟関係がある。しかし、抑止構造が存在する以上、軍事的衝突は全面的なものではなく、あっても南北間の小競り合いである。これはクリントン政権の下でも不変の構造であった。

軍事的抑止構造に対する認識があり、北朝鮮の急激な崩壊を望まないとする考えがクリントン政権内部にあった以上、同政権の朝鮮半島政策は非軍事的にならざるを得なかったのである。こうした非軍事オプションの採択という条件の下、エンゲージメント政策が展開された。様々な国際的枠組みが提案され、一部は実行された。持続したものもあれば、潰え去ったものもある。94年の枠組み合意に基づき、95年3月には朝鮮半島原子力エネルギー開発機構（KEDO）が発足し、米日韓の画期的かつ非軍事的な地域安全保障の枠組みが構築された。韓国の金泳三大統領の提案によると言われる四者会談も実施されたが、北朝鮮を完全に引き出すことには失敗した。最も成功した枠組みは、北朝鮮政策に関する日米韓3カ国政策調整会合（TCOG）である。これは98年にペリー前国防長官が北朝鮮政策調整官としてクリントン政権に返り咲き、同年8月末の北朝鮮のテポドンミサイル発射を受けて設立された日米同盟および米韓同盟の三ヵ国による外務当局局長レベルの枠組みである。このグループによる協議は継続している。

最後に指摘しておきたいことは、クリントン政権前期と後期では北朝鮮への対応に違いがあるということである。先に言及したペリー調整官主導による日米韓の緊密な政策協議と北朝鮮エンゲージメントはペリー・プロセスと呼ばれ、軍事オプションを回避しつつも、北朝鮮に対し食糧援助を梃とした外交を特徴としていた。すなわち、後期クリントン政権は、北朝鮮に対して非軍事的ではあるがより強硬な姿勢を示すようになったのである。

2.4 ブッシュ政権の北朝鮮政策

ブッシュ氏が大統領選挙に勝利した当時、ブッシュ政権はクリントン政権下の北朝鮮を見直し、枠組み合意を破棄し、KEDOを廃止するのではないと言われていた。しかし、実際は、ブッシュ政権は食糧支援については、クリントン政権の決めた既存の支援を行った。また、北朝鮮が枠組み合意を遵守していることを確認できない旨公表したものの、枠組み合意見直しは行わなかった。

2.4.1 9.11と「悪の枢軸」

ところが、アメリカが北朝鮮に対する態度を毅然とさせた最大の要因は、明らかに2001年9月11日の対米テロ攻撃である。9.11テロ攻撃直後、北朝鮮はかかるテロ攻撃を公然と批判し、自らはこのテロ攻撃とは一線を画することをアメリカに訴えた。しかし、2002年度の大統領一般教書演説において、アメリカは北朝鮮を「悪の枢軸」の一国としてこれを脅威と見なした。しかし、アメリカの矛先は北朝鮮に対してではなく、まずイラクに対して向けられた。

2.4.2 北朝鮮の濃縮ウラン核開発告白

しかし、2002年の夏、北朝鮮は濃縮ウラン核開発を行っている旨アメリカに示唆し、⁶それ以来、アメリカは枠組み合意はその精神が実質的に破棄されているとしている。さらに、2003年1月10日、北朝鮮は核不拡散体制からの脱退を表明した。また、1月21日には、寧辺の黒鉛炉の再稼働を表明した。現在、アメリカは北朝鮮が核開発を断念すれば、「新たな種類の関係を構築する容易がある」、「北朝鮮の人々にはよりよい未来が待っている」としているが、北朝鮮は頑に米朝相互不可侵条約締結を求めており、両者の主張は暗礁に乗り上げている。

2.4.3 北朝鮮核開発問題の解決可能性

しかし、北朝鮮の核開発問題は決して解決不可能ではない。アメリカは北朝鮮が既に核爆弾を数発保有していると認識しているが、北朝鮮の核開発を一時的に凍結させるためなら、94年の枠組み合意や98年のペリー・プロセスを参考にすれば、理論的には解決可能である。また、現在アメリカ政府、特に国務省の主張している「多国間の枠組み」や「北朝鮮は通常兵器において抑止力を持つものだから核開発の必要はない」という考え方を北朝鮮が受け入れれば、核開発問題は解決すると考えられる。しかし、国防総省の一部には、米朝交渉を難しくする考え方がある。それは、ウォルフォヴィッツ国防副長官に代表される「北朝鮮に通常兵力削減を求めるべきだ」とする考え方である⁷。既に指摘した朝鮮半島における軍事的抑止構造に照らしてみると、この考え方は具体的には「非武装地帯にある火砲をソウルが射程から外れるところまで引き下げるべきだ」ということを意味すると考えられる。こうした要求を北朝鮮に受け入れさせるのは困難である。ソウルという大事な人質を喪失することになるからである⁸。

2.5 日本の対応と役割

2.5.1 日米同盟、日米韓安全保障協力、そして日韓安全保障協力

日本の対応と役割の基調は既に決まっている。クリントン政権下でもブッシュ政権下でも、日本は日米同盟を維持あるいはそれを強化する方向に進む他ない。しかし、問題はいつもながら、集団的自衛権行使を認めるか否かである。アメリカは現在「平和的解決」、「外交的解決」、「多国間の枠組み」を強調しており、日本外交の基本路線と合致している。日本はイニシアティブをとるというより、アメリカ主導の多国間協議を見ながらTCOGにおける日米韓の結束を強化していくことが無難である。しかし、

今後の動向如何では、日本が大きな選択を迫られる可能性があることは覚悟しておくべきであろう。例えば、アメリカが現在の「多国間の枠組みで平和的に解決する」との立場から軍事的オプションを強調する立場に移行した場合、日本は集団的自衛権行使の容認を決断するのみならず、実際に集団的自衛権を行使する事態に直面する可能性さえある。日本は日米同盟を基盤として行動せざるを得ない以上、それを無視して日韓両国間だけの安全保障協力、あるいは単独で日朝関係改善に積極的な動きを見せることは危険である。韓国との協力はアメリカを真ん中に挟んだバーチャル同盟国⁹として共に行動することが無難である。1999年秋に行われた史上初の自衛隊と韓国海軍による海上共同訓練も、日米同盟および米間同盟が堅固であるとの両国間の指導者の認識の上に立って実施された。今後こうした訓練が再び行われるとすれば、やはり同様の素地が必要となるであろう。金大中の後継者盧武鉉も米韓同盟の堅持を表明しているし、北朝鮮のアメリカや日本に対する敵対的態度がエスカレートしつつある現在でも米韓軍事演習が再開された。米韓同盟は依然堅固であり、日米同盟も依然磐石である。日韓の直接的な安全保障協力の素地も皆無という訳ではない。むしろ、日本が集団的自衛権行使容認という政治的決定を行えば、日韓の直接的協力はより容易となり、アメリカもこれを歓迎するかもしれない。

2.5.2 日朝関係正常化関連

日朝関係正常化交渉関連の事項については、やはりアメリカ主導の多国間協議、あるいはTCOGの動向に依存する。しかし、そもそも北朝鮮の日本に対する敵対的態度が緩和されない限り、日本政府が日朝関係改善に積極的になることは困難である。2月24日と3月10日に地対艦ミサイルを発射した。海上封鎖の際の臨検に日本が参画することを牽制するのが目的であるとの見方もある。今後、北朝鮮が短距離ミサイルではなく弾道ミサイルを発射するとも限らない。これは日朝共同宣言の破棄を意味する。また、ノドンミサイルの弾頭に化学兵器などを搭載する危険性もある。日本は現

在から米国との協議を一層緊密化していかねばならない。もし日本が北朝鮮のミサイル攻撃を受けた場合、アメリカはかかる攻撃がアメリカ自身になされたものと見なす、トリチャード・アーミテージ米国務副長官は明言した。また、拉致被害者家族による訪米でも、同副長官は「拉致被害者家族の皆さんと共に戦う」との意思表示をしたと報道されている。結局、日本の行動の基盤は日米同盟なのである。

2.5.3 日本に可能な具体的な役割

このように、日本は日米同盟に基づき米国との協力を最も優先し、その上で米国と韓国の意向を前提にして行動する以外にない。敢えて個別分野での日本の具体的な協力を指摘すれば、軍事においては、情報共有、後方地支援、医療部隊派遣、海上協力などがある。また、外交においては、米韓関係改善の支持、日米韓政策調整グループの緊密化が望まれる。他方、日朝関係については、関係が正常化していない以上、大幅な経済援助ではなく、国連世界食糧計画を通じての食糧援助の継続が最も現実的である。

なお、長期的な視野からさらに可能性を押し進めるとすれば、既に述べた集団的自衛権行使の容認を初め、弾道ミサイル防衛の推進などは日米同盟強化に必須であろう。

2.6 むすび

本稿の結論は次のとおりである。日本は日米同盟を基盤とし、韓国とアメリカの意向を踏まえて行動するより他はない。これは2002年9月17日の小泉訪朝以前から現在に至るまで不変である。もし日本が外交的イニシアティブをとって北朝鮮の核開発問題を解決しようとするなら、日本の政策担当者がそうした機会を正確に見極め、これをとらえるべく大胆に行動することが必要である。しかし、それを望むことは現状では難しい。仮に日

本が何らかのイニシアティブをとった場合でも、日本は日米同盟を大前提として行動するしかない。結局、日本は韓国とアメリカの意向と行動を踏まえた上で自らの役割を担う以外にない。日米韓3カ国の安全保障協力の枠組みにおいても、日本はこうした制限を受けながら行動するより他はない。

外交・安全保障政策においては、無理をしないことが肝要である。理想を言えばアイデアはいくらでも出せる。しかし、常に限界を見据え、その範囲でできることを模索すべきである。このことは日本の朝鮮半島における役割を考える上でも当てはまる。

◆注釈

- 1 US Department of State, Transcript: NSC's Rice Briefs, October 25, 2002.
- 2 US Department of Defense, News Brief by Secretary Donald Rumsfeld, November 4, 2002.
- 3 US Department of State, William J. Perry, Special Advisor to the President and the Secretary of State, Review of United States Policy Toward North Korea: Findings and Recommendations, Office of the North Korea Policy Coordinator, October 12, 1999.
- 4 US Department of State, Senate Armed Services Committee Subject: Security Implications of the Nuclear Agreement with North Korea, Thursday, January 26, 1995.
- 5 U.S. News & World Reports, "Rethinking South Korea's Defense," February 6, 2003.
- 6 US Department of State, Transcript: Kelly says US Has Not Made Final Decision on N. Korea; Assistant Secretary of State's Nov. 19 Press Briefing, November 20, 2002.
- 7 US Department of Defense, News Transcript: Deputy Secretary Wolfowitz Q&A at US-Korea Relations Forum, February 6, 2003: and Department of Defense, Testimony Before the Senate Foreign Relations Committee, Hearings on the North Korean Nuclear Accord, January 25, 1995.
- 8 北朝鮮の核開発の意図については、外交交渉カード確保が目的であるとする説と、核保有そのものが目的であるとする説がある。専門家の多くは後者の立場に傾斜しつつあるが、両方の説は矛盾しない。北朝鮮の意図が曖昧である以上、どちらか一方の立場に決めても詮無いことである。「万策を用意している」というアプローチは現実的なものである。
- 9 この場合のバーチャル（virtual）には、「仮想的」と「実質的」という二つの意味が含まれている。つまり、日米同盟と米韓同盟は正式文書に基づいた同盟であるが、日韓同盟はそうした正式な同盟ではないという意味で「仮想的」である。しかし、日韓同盟は北朝鮮に対して抑止効果を持つという意味で「実質的」な同盟ということができる。

日朝「平壤宣言」後の日米中と 朝鮮半島の安全保障： 中国の視点から

姜 龍範

3.1 はじめに

2002年後半から金正日総書記は、大胆な国内経済改革に踏み切るとともに、対外的にも積極的な外交に乗り出した。その象徴的な出来事となったのが同年9月に行われた日朝首脳会談である。日朝首脳会談において金正日総書記は、自ら拉致問題と不審船の事実を素直に認め、今までにない譲歩を見せた。そして、拉致被害者5人の「一時帰国」が実現され、日朝国交正常化交渉も「平壤宣言」が定めたとおり10月末にマレーシアの首都クアラルンプールで行われるなど、日朝関係は急展開し始めるかに見えた。対日関係の改善と平行して、北朝鮮は米国をも対話のテーブルに引き寄せようとした。昨年10月初旬、ジム・ケリー米国務次官補の平壤訪問を契機に、北朝鮮は核開発再開を認めるとともに、米国との間で不可侵条約の締結を呼び掛けた。しかし、その意図とは逆にブッシュ政権が強硬な姿勢を見せると、北朝鮮は国際原子力機関（IAEA）査察官追放、及び核拡散防止条約（NPT）脱退宣言と、安保理による制裁措置は「宣戦布告と見なす」、「休戦協定の履行義務を放棄する」と激しく警告するなど、次々とカードを切りながら危機をエスカレートさせている。現在でも北朝鮮は「二国間

交渉」という立場を崩していない。一方、米国もこの問題はあくまでも「多国間交渉」で解決すべきだと固持している。これによって、朝鮮半島の安全保障体制は大きくゆらぎ、半島情勢は再び10年前と同じような危機の状況が再現されつつある¹。

現在、イラク戦争が既に秒読み段階に入り、湾岸地域に戦争のムードが高まって行く中、朝鮮半島も「戦争」か「平和」かという山場に差し掛かっており、核問題をめぐる朝鮮半島情勢の先行きは不透明のままである。したがって、周辺大国は政策的な対応に迫られているとともに、深いジレンマに陥っている。

本稿では日朝首脳会談後、特に「核問題」の発生以降日増しに増幅されつつある朝鮮半島の「核危機」を北朝鮮と周辺大国との利害関係に焦点を絞って各国の対応策を検討するとともに、その行方を展望する。

3.2 日朝首脳会談と「平壤宣言」

3.2.1 小泉首相の訪朝と日本の思惑

小泉政権は、経済、政治の改革を掲げていたものの大きな成果を出すことができず、支持率も下がる一方だった。このような困窮な状況から脱却するために、小泉首相は外交分野での突破口を探り、政治的資本としようとした。小泉首相が訪朝に踏み出した意図はそこにあるのではないと思う。一方、訪朝時期の設定から見ても、小泉首相は最良のタイミングを選んだといえる。つまり、北朝鮮が最も苦しい立場に立たされている時に訪朝を実現したため、日本は一番安価なコストで歴史的な日朝首脳会談を実現させ、且つ北朝鮮から大きな譲歩を引き出すことができた²。もし日朝国交正常化が実現すれば、小泉首相は1956年に日ソ国交正常化を実現させた鳩山一郎元首相や1972年に日中国交正常化を実現させた田中角栄元首相と並び、戦後日本の外交史にその名を刻むことになることは間違いない。

結果的に見ると、今回の首脳会談は完全に日本のペースを守った形であった。日本側は、実質的な交渉の場という姿勢を貫き、北朝鮮側からの歓迎式典の申し出を辞退、食事についても日本は相手の招待に応じることもなかった。それに答えた北朝鮮側の出迎えは簡素であった。順安空港で金永南最高人民会議常任委員長が出迎えたのは、国際的ルールにのっとり、日本の要請を北朝鮮が受け入れたものであった。2000年6月に金大中大統領が平壤を訪問した際の「北朝鮮ペース」という印象とは対照的である。日本にとって、日朝関係の改善は政治、経済、安全保障面において大きくプラス要因として作用する。

まず、最大の懸案であった拉致問題を解決することができた。交渉の中で、北朝鮮は拉致された人々の安否の全容を明らかにし、金正日国防委員長は当局関係者が行ったことを率直に認め、「70年代、80年代初めまで特殊機関の一部が妄動主義、英雄主義に走った」という説明をした。特殊機関の存在を認め、その誤りを金正日総書記自身が認めるという異例の展開となった。「遺憾なことであり、お詫びする。今後、二度とこのような事案が発生しないようにする」と述べたことから、それなりの覚悟をして会談に臨んだことが窺われる。工作船問題については、「軍部の一部が行ったものと思われ、今後さらに調査をして、このような問題が一切生じないよう適切な措置を講じる」と金正日総書記が答えた。これも同様に、「英雄主義、妄動主義」、「軍の一部の犯行」という言葉は、事実関係は別の問題として、金正日体制を温存しながら、「部下の犯罪である」として、現体制下で日朝関係を改善したいという意思を示したものである。同時に、日本は相手に賠償と財産請求権を放棄させ、「日韓方式」を取り付けた。

次に、日朝国交正常化が実現すれば、日本は過去を清算し、歴史的な「荷物」を降ろすだけでなく、アジア諸国における国際的イメージを高めることができる。日朝国交正常化の実現は日本が目指している国連安保理常任理事国になるチャンスにつながるかもしれない。また、日本は北朝鮮が現在最も苦しい立場にたたされているタイミングで北朝鮮と交渉したため、安価なコストで「20世紀の遺物」を清算することができる。同時に

日本は、北朝鮮という「莫大な市場」³を独占することができ、経済的にも大いに利益を得ることができる。安全保障面において、双方は「核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ること」としたが、これは日朝両国間で既に安全保障協議を立ち上げるようになったことを意味する。日朝間の安全保障協議がうまく進めば、日本は朝鮮半島からの核、ミサイル脅威を解除することもできよう。首脳会談において小泉首相は北東アジア地域における米、中、露、韓と日朝を含む「六者協議」の枠組を提案し、金正日国防委員長の同意も得た⁴。これは将来日本が朝鮮半島、ひいては北東アジアにおける主導権の争いに加わることにつながるといえる。これまで北朝鮮は、日本は朝鮮半島の多国間協議に参加する資格がないとして多国間協議へ日本を含めることに反対してきたが、今回はその姿勢を変えた。六者協議について、従来米国と中国は消極的であったものの、今回の首脳会談を契機に米中両国は既に六者協議を含む「多国間協議」構想への理解を示している⁵。特に、北朝鮮の核危機が現実化されつつあるなか、「多国間協議構想」は大きく取り上げられている。

端的に言えば、今回の首脳会談を通じて日本は予想を超えた成果を挙げており、国益も十分満たされたといえよう。そのため、中国でさえ「北朝鮮の対応は、想像を遥かに超えていた」と伝えていた⁶。

3.2.2 北朝鮮の狙いと「平壤宣言」

今回の日朝首脳会談において、北朝鮮はこれまでの一貫した態度とは180度異なる姿勢で臨んだ。では、北朝鮮がなぜこの時期に日朝国交正常化に熱心になったのか、主として次の四つの要素があったと思われる。

まず、日本からの経済支援実現を急ぎたいという意図が挙げられる。金正日総書記は8月20日からシベリアを訪問してプーチン大統領と会談を行い、シベリア鉄道と朝鮮半島縦断鉄道の連結に合意していた。この鉄道連結には、大きな資金が必要とされる。そのためには、日朝関係が改善され、

日本の北朝鮮への経済協力が実現することが必要な条件のひとつになる。日朝関係が改善されれば、この地域での物流が活性化し、投資が活性化され、鉄道の利用価値も高まる。日朝関係の改善から利益を受けるロシアは、関係改善にしばしば言及してきた。日朝首脳会談の背景には、ロシアの北朝鮮に対する期待と、その期待に答えたい北朝鮮の姿勢があった。

次に、米国のブッシュ政権の北朝鮮に対する強硬姿勢が働いたと考えられる。これまで北朝鮮は、米国との対話を外交政策の最優先課題としてきた。クリントン政権末期に米朝関係は大きな進展を見せたが、ブッシュ政権になって両国関係は逆展開をするようになった。「9・11テロ」後、ブッシュ大統領は反テロの手段として大量破壊兵器（WMD）を製造する国に対して厳しい姿勢で臨み、「悪の枢軸」論を展開した。現在、米国は対イラク戦争準備を着々と進める一方、北朝鮮に対する厳しい姿勢を緩めようとしめない。北朝鮮は、イラクの次に新たなターゲットになるのではないかと強く意識し、日本との関係改善を急ぐべきだと判断したのであろう。南北間の協力、日本との関係改善を図ることで、ブッシュ政権の強硬姿勢に対応しようという思惑が見受けられる。

三つ目は経済面であるが、現在の北朝鮮の経済状況は「崖っぷち」に立たされているといえる。この経済的困難を打開するために7月から北朝鮮は新しい経済政策を一挙に打ち出した。6月までに金日成生誕90年、金正日総書記の還暦、朝鮮人民軍創建70年の祝典を終えて、7月から大胆な経済改革に踏み切った。この経済改革は、中央政府が社会主義経済体制のもとでの低物価、低賃金制度をもうこれ以上維持できなくなり、やむを得ず配給制を廃止し、その代わりに物価と賃金を大幅に調整し、国民を市場に押し込めたものである。

最後に、北朝鮮に対する中国、ロシアなどの援助には限りがあり、大統領選挙を控えている韓国の援助も今後は不透明で、日本にしか頼ることができないというのが北朝鮮の認識であろう。したがって、日本の経済援助を引き出すためには、今までの懸案処理をせざるを得なくなった。「平壤宣言」を見ると、北朝鮮がこれまで守ってきた立場から大きく後退したこ

とがうかがえる。特に過去の歴史認識問題において、金正日総書記は小泉首相が提案した「賠償」と「財産請求権」の放棄、及び経済協力においての「日韓方式」を全面的に受け入れた⁷。一部の人はこれを「金正日の全面的な降伏」であるというが、むしろ「戦略的な前進」ではないだろうか。

首脳会談を通じて日朝国交正常化交渉の枠組みは一応作られた。2002年10月9日、日本政府は北朝鮮が日本の要求を受け入れて拉致事件の生存者の「一時帰国」を認めたことで、「国交正常化交渉に臨む北朝鮮側の姿勢が誠実なものである」と判断し、以下のような日朝交渉の基本方針を決めた。①国交正常化交渉本会談を同月29、30日の二日間マレーシアのクアラルンプールで再開する、②同交渉では、まず、拉致問題を日朝間の諸懸案の最優先事項として取り上げる、併せて、工作船問題や日本及び国際社会の重大な懸案である核問題及びミサイル問題を含めた安全保障の諸問題の解決に努める、③「平壤宣言」の原則と精神にのっとり、北朝鮮の誠意を見極めつつ、慎重に交渉を進める、④日米韓の緊密な連携の下、正常化交渉を進める⁸。

首脳会談後初の国交正常化交渉を控えた10月15日、北朝鮮は拉致被害者の中5人の生存者を日本へ「一時帰国」させた⁹。これにより日朝関係は急展開を見せ始めるかに見えた。しかし、翌日、米国は北朝鮮の核開発の情報流して日朝協議を壊し、米国が主導権をとる状況に持っていった¹⁰。つまり、米国は北朝鮮の核疑惑問題を公表することにより、日本が拉致問題だけに目をとらわれないように釘を刺したのである。このような中で、クアラルンプールにおける日朝国交正常化交渉は双方の歩み寄りのないまま幕を閉じ、小泉政権が進める日朝交渉も膠着状態に落ちてしまったのである。

最近、北朝鮮が核・ミサイル問題をエスカレートさせるにつれて、日本の世論は北朝鮮に対してますます厳しくなりつつある。もし北朝鮮が弾道ミサイルの発射か核兵器開発に直決する核燃料再処理施設の再稼動という「レッドライン」を超えることになれば、制裁論議は避けられない。それに伴って、一時検討されていた食糧支援は遠のき、「アメよりもムチ」の

考えが徐々に広まり、日本政府内では既に経済制裁措置の検討が始まったという¹¹。

3.2.3 日朝関係の行方

クアラルンプール交渉が破綻して以来、日朝交渉の再開の目処はいまだに立っておらず、両国間の不信感が深まる一方である。北朝鮮の核問題が新たに浮上するにつれ、対北朝鮮政策の最優先課題は拉致事件と合わせて「二本柱」となった。したがって、北朝鮮が核開発計画を放棄し、拉致被害者家族を戻さない限り日朝関係の改善はありえない。

まず、拉致問題における双方の立場には大きな隔たりがある。北朝鮮は「拉致問題は大筋解決した」と見做しながら、日本政府が「約束」と「信義」を守って、拉致被害者5人を「約束」どおり一度平壤に戻さなければならぬと主張し続けている。これに対して日本政府は、「拉致事件の原点は犯罪行為」であり、5人の家族の帰国はもちろんのこと、辛光洙容疑者および「よど号」犯の引渡しも求めている¹²。しかも日本政府は、「拉致問題解決なしに、国交正常化はない」という強硬な姿勢を崩していない。

現在、拉致の疑いのある日本人被害者数は日増しに増えているが、既に公式発表されただけでも約100人にのぼる。これと対抗するように、最近北朝鮮が新たに調査発表した資料によると、日本植民地時代に強制連行された人々の数は以前の600万人から840万に上っている。日朝間における拉致問題の決着の難しさを示す一例である。しかし、この問題は日朝国交正常化においていずれ乗り越えなければならない「壁」であるだけに、北朝鮮のさらなる「誠意」と積極的な対応が求められる。金正日総書記が拉致事実を認め謝罪をした以上、北朝鮮もいち早く日本国民の感情と世論に配慮し、拉致被害者家族の帰国問題、「死亡者」の死因究明並びに関係者の処罰結果などを速やかに日本側に示すことで、日本国民に納得のできる行動と誠意を見せなければならない。さもなければ、北朝鮮はコストを払っただけで、何の見返りも得られなくなるだろう。一方、両国間の「懸案」

問題について、日本は現時点における一括解決より「段階的な解決」に向けて柔軟に対応しなければならない。そのために日本は、北朝鮮側に「段階的な目標」と「最終的な目標」を設定し、その目標に達した場合の見返りを明確に示す必要がある。同時に、日本外交政策における世論の重要性に鑑みて、政府は世論の誘導にも力を注ぐべきである。「日本に正常化交渉を急ぐ理由はない」¹³というのが、目下の世論の主流であるといえよう。しかし、日朝間の「敵対関係」ではなく国交正常化こそが日本の国益につながるものであることを忘れてはあまるまい。このような利害関係を国民にはっきり伝えるのが政府の責任で、マスコミのあり方ではないか。

次に、核問題は日本にとって最重要課題の一つである。日朝「平壤宣言」を持って、双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。しかし、その後行われた日朝国交正常化交渉において、北朝鮮側は核・ミサイル問題の最終的な解決は米国との協議によってのみ可能であると主張しながらも、日本との交渉の中での議論は排除しなかった¹⁴。これは日朝間の核問題の難しさを意味するものの、ある意味では日本が核問題の協議から完全に排除されていないことを裏付けている。もし北朝鮮が米国の封じ込め作戦により本当に「崖っぷち」に立たされたとき、日本の「仲介役」は意外な効果を挙げるかも知れない。2002年9月の首脳会談を通じて、日本も既に北朝鮮との直接のパイプを持つことになったため、日本のより積極的な役割が大いに期待される¹⁵。

また、日本の世論は拉致問題に拘りすぎて感情的に走りがちだが、日本政府は国益を最優先すべきである。では、何が日本の国益になるのか。また、その物差しは何であろうか。日朝国交正常化の実現は、政治的にも経済的にも日本の国益に合致すると思われる。そのために日本は、このチャンスを見逃すことなく、20世紀に残した歴史問題に終止符を打つべきである。北朝鮮の拉致行動には賛成できない、また深く反省すべきだと思うが、日本も36年間の植民地支配に対してきちんと反省すべきである。日本国民

の北朝鮮に対する怒りは、時間の経過とともに段々落ち着いて行くのではないだろうか。国民の感情と世論が理性を取り戻したとき、日朝国交正常化に対して日本はもっと真剣に考えるようになるだろう。世論調査が示しているように、日朝首脳会談前小泉内閣に対する支持率は40%を割り込んだが、訪朝直後の10月初旬には59%に、その後一ヶ月も経たないうちにまた6%上がって、65%まで上った¹⁶。一方、不支持率は34%から19%に下がった¹⁷。つまり、国民の多くは北朝鮮への怒りと不信を募らせながらも、小泉首相の訪朝と日朝国交正常化は支持していることを裏付けている。

一言でいえば、日朝「平壤宣言」の基本精神はまだ廃棄されておらず、拉致と核問題をめぐる交渉のルートは完全に途絶えていない。これまでの日本政府の対応は比較的柔軟に見えるが、今後とも粘り強い交渉と働きかけが求められる。特にこれら諸懸案の解決のため、日本は「日米韓協調体制」を軸に中国、ロシア、EUなど諸国と連携しながら取り組まなければならない。一方、北朝鮮も体制を守り、経済を立ち直そうとすれば、核計画の放棄はもちろんのこと、日本にとって一番肝心である拉致問題にけりをつけなければならない。北朝鮮にとってこれは最善の選択であることは言うまでもない。ただ、イラク問題の解決目処が未だつかないため、核をめぐる米朝間の本格的な交渉もなかなかスタートを切れない。日朝国交正常化交渉もイラク戦争後北朝鮮核問題の解決の流れに乗って再開せざるを得ない。したがって、日朝交渉の進展はイラク問題の解決目処がつくと見られる今春以降にまで持ち込まれる可能性が大きい。

3.3 北朝鮮の「核開発」と米国のジレンマ

3.3.1 北朝鮮の「核開発」とその狙い

対米関係の改善は北朝鮮の最大の外交戦略であることは言うまでもない。クリントン政権時代、米政府は北朝鮮に対する「関与政策」を採りながら、韓国金大中政府の「太陽政策」をも積極的に支持した。特にクリントン政権末期には、趙明禄国防委員会第一副委員長の訪米とオルブライト国務長官の相互訪問が実現され、「敵対関係」の終結を宣告し、クリントン大統領の訪朝が予定されるまで進展した¹⁸。しかし、ブッシュ政権の登場後、米国は北朝鮮と本気で対話をしようとしなかった。2001年6月6日、ブッシュ新政権は北朝鮮に対する政策の見直しを終え、ついに「核開発」、「ミサイル」、「通常兵力」など三つの分野を含む一括交渉の意向を表明した。これに対し北朝鮮は、米国の提案は「一方的、条件付きで、しかも敵対的である」¹⁹と非難するとともに、6月25日には朝鮮戦争51周年を迎えて10年ぶりに大規模な反米集会とデモを行った。

「同時多発テロ」事件の発生後、北朝鮮は「テロ資金供与防止条約」と「人質反対国際協約」へ加盟するなど、米国との関係改善を狙って積極的な動きを見せた²⁰。しかし、2002年1月29日の一般教書演説で、ブッシュ大統領は北朝鮮をイラク、イランとともに「悪の枢軸」と名指しで批判した。そのため、「ならず者国」と「テロリスト」に対する先制攻撃論が、大量破壊兵器（WMD）をめぐるイラクの武装解除問題と絡むかたちで議論が起きた。対テロ戦争の「第二段階」として、米国はイラクに対する軍事攻撃の準備を着々と進めてきたが、現在湾岸地域における米軍の軍事展開はほぼ完了し、イラクに対する攻撃も既に秒読み段階に入っている。

イラクに対する戦争計画を進める一方、ブッシュ大統領を含む米国の高官は北朝鮮問題においては「平和的な解決策を模索しており」、「攻撃する意図はない」ことを繰り返して強調しながら、北朝鮮と「早速対話を再開できることを望む」とした²¹。しかし「イラク危機」が高まるにつれて、

「体制維持」に腐心する北朝鮮の危機感も深まる一方であった。そのために北朝鮮は、対日関係の改善と平行して、米国をも対話のテーブルに引き寄せようとした。そのきっかけとなったのが10月3-5日に行われた米国防務次官補ジム・ケリー特使の平壤訪問だった。ブッシュ政権の登場後初の米朝高官協議で、北朝鮮は一体どのようなカードを使うのか、双方は一体何を交渉し、北朝鮮はどういった譲歩を見せるのか。両国の出方に世界が注目した。意外にも北朝鮮は「瀬戸際作戦」に乗り出し、思い切って一番重みのあるカードを切った。

では、北朝鮮はなぜこの時期を選んで数年間も隠し続けた核開発の計画を米国に認めたのか。北朝鮮は核開発計画を認めたことで国際社会が経済制裁に乗り出し、米国が武力行使まで仕掛けることを恐れていなかったのだろうか。北朝鮮の「核開発」の真意については、さまざまな解釈がある。

まず、北朝鮮にとって、「イラク後」の新たな標的になることを避けるため、一日も早く強硬な姿勢を崩さない米国と平和協定を結ぶのが最大の急務であった。そのため本会談において北朝鮮は、94年の米朝枠組合意はアメリカ側の違反で既に無効になり、我々も核開発を続けてきた、朝米間是不可侵条約を結ぶべきだと言い張った²²。北朝鮮にとって、「核」はまさに米国の脅威に備える唯一のカードだった。同時に、北朝鮮は今の時点で核開発を認めても米国が「二正面作戦」を避けるため、軍事攻撃を仕掛けないだろうと、いわゆる「時間差」まで計算したようである。これは「米朝枠組み合意破棄」をちらつかせることによって米国を対話に引き寄せる北朝鮮の戦略でもあった。

次に、「枠組み合意に代わって、米朝和解を一気に進める新しい合意を探るサイン」と見る向きもある²³。北朝鮮としては、枠組み合意を守って核査察を受け入れても手に入るのは軽水炉だけで、米国によるテロ国家指定の解除など多くの「実利」を一括して獲得するには、いったん緊張を高めるほうが効果的というわけである。つまり、北朝鮮は自ら作り出した危機を交渉カードにし、かつての「瀬戸際外交」に近い行動に出たことになる。

三つ目に、北朝鮮側のメディアによると、米国の特使ケリー次官補は訪

朝の際、核およびミサイル、通常兵力、人権問題など「憂慮事項」を示しながら、北朝鮮がこれらの「安保上の憂慮」を解消しなければ、「朝米対話もないばかりか好転する南北関係、朝・日関係も破局に陥ることもある」という最終通告式の強権を振りかざした。特使の極めて威嚇的で圧力的な行動は、米帝の強盗性と傲慢性の発露であった²⁴という。つまり、北朝鮮はケリー特使の訪朝と米朝交渉を通じて米国がまだ敵視政策を変えてないと受け止め、大変失望したあまり「超強硬策」で臨んだように見える。「われわれは、相手が強硬に出るなら超強硬策で応じる、敵視政策を続けるのであれば、相応の処置を講じる」、「米国が朝鮮を圧殺しようとしているのに、万全の態勢を整えるのは当然のこと」²⁵だというのは、まさに北朝鮮が核開発を認めたのは米国の「強硬策」に対する「超強硬策」であることを裏付けている。

3.3.2 米国のジレンマ

米国にとって日朝首脳会談はそれほど好ましいことではなかった。米国の関心は、日朝首脳会談で北朝鮮がIAEAによる核開発疑惑施設への査察、ミサイル技術移転についての新たな約束をするかどうかにあった。日朝首脳会談が行われる前日の9月16日、ラムズフェルド米国防長官は記者会談で、北朝鮮の大量破壊兵器開発の現状について、「核兵器開発を熱心に進めてきており、(複数の)核兵器を保有している国だと理解している」と述べた²⁶。翌日、米国務省は日朝首脳会談に関連して発表した公式コメントの中で、金正日総書記がミサイル発射凍結の延長を打ち出したにもかかわらず、ミサイル問題への「深刻な懸念」は依然として変わらないと言明した²⁷。つまり、「平壤宣言」に盛り込まれているような抽象的な表現に米国は満足するはずがなかった。そのため米国は、「北朝鮮の核関連施設への査察受入姿勢が不明」であり、「今回の北朝鮮の約束では十分に脅威が解消される保証はない」²⁸として、北朝鮮への外交圧力を緩めようとしなかった。そして米国は、ケリー特使の訪朝の際、既に把握している新しい情

報を持って北朝鮮を攻め、北朝鮮が核兵器を開発していることを認めさせた。同時に、米国は拉致被害者の帰国というタイミングを選んで対外に公表し、急ピッチで進んでいた日朝関係を釘を刺し、日本の視線を国交正常化から逸らし、「肝心」の核問題に移らせた。タイミング的にぴったりと合わせたように見える。

米国が北朝鮮の核開発問題を12日間経った10月17日に外部に公表した理由はもう一つある。米国にとってもこの情報は本当に驚くべきで、しばらく時間をかけて対応策を研究する必要性があった。米国はこの問題がイラクに対する軍事攻撃に影響を及ぼし、「二正面作戦」に迫られることを避けたい思惑があっただろう。米国が北東アジアにおいて新たな戦線を開くのはリスクが大きい。専門家によると、もし朝鮮半島で全面的な戦争が起きたら、双方に百万以上の犠牲者が出るという。米共和党のヘーゲル上院議員は、「米議会に北朝鮮との外交的、経済的関係を断ち切ろうとする動きがあるが、外交面で解決策を探るべきだ。韓国には多くの米兵がいる。問題を軽々に扱うべきではない」と指摘している²⁹。確かに、米国が北朝鮮に攻撃を仕掛けると、北朝鮮からの反撃は免れない。その結果は「第二の朝鮮戦争」になり、北朝鮮の120万の軍隊が南下してソウルは本当に「火の海」になるかも知れない。たとえ北朝鮮が破れるとしても半島は再び廃墟になるはずだ。こういう結果については、まず韓国が懸命に反対している。韓国の盧武鉉新大統領は当選後「いかなる場合においても朝鮮半島に再び戦争が起こってはならない」と繰り返し訴えていた。また戦争が起きた場合「最戦線」に置かれるはずの日本も、新たな朝鮮戦争に巻き込まれたくないだろう。韓国と日本が戦争を望まない限り、第二の朝鮮戦争はありえない。これについて、米国の政策担当者もよく承知しているようである。ブッシュ大統領の国家安全保障担当補佐官のライスは、北朝鮮とイラクの根本的な違いは「有効的な国際社会の圧力は北朝鮮に効き目がある」³⁰しながら、北朝鮮の核問題はあくまでも国際社会の平和的な努力によって解決する姿勢をアピールした。

このように、米国は難しい選択を迫られている。つまり、イラクに対し

ては、フセイン大統領が大量殺傷兵器の保有を否定しても軍事攻撃を仕掛けようとしているが、核開発の計画を認めただけではなく、NPTの脱退まで宣言している北朝鮮に対しては「先制攻撃」はせず、「外交を通じて平和的に解決」すると繰り返して強調するなど、核問題において北朝鮮とイラクに対してはダブル・スタンダードを取らざるを得ないジレンマに陥った。

3.3.3 北朝鮮の「暴走」と米国の苦しい対応

2002年10月16日夜（日本時間17日午前）、米国務省は北朝鮮が同月初めの米朝高官協議の際、ケリー国務次官補（東アジア・太平洋担当）に核兵器開発（濃縮ウランによる開発）を進めていると認めたとの声明を発表した。声明は、北朝鮮が核開発を断念することを前提とした1994年の米朝枠組み合意を違反したとして重大な懸念を表明し、計画の即時中止を求めた³¹。北朝鮮は核開発計画を認めるとともに、94年の米朝枠組み合意は「米国のせいで無効になっている」と主張した。さらに、北朝鮮は核開発計画の放棄の条件として次の4条件、つまり、①不可侵条約の締結、②平和条約の締結、③経済制裁の全面解除、④プッシュ大統領の訪朝を提示したという³²。10月25日、北朝鮮は核開発の一方的破棄を拒否し、米朝間の不可侵条約を正式に提唱した。同月27日、アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議は北朝鮮が核開発計画を放棄する約束を目に見える形で守るよう求める「北朝鮮に関するAPEC首脳声明」を採択した³³。11月14日、KEDOの理事国が北朝鮮への重油支援を翌月から中断することを決定した。続いて29日、IAEA（国際原子力機構）は、北朝鮮に核開発の破棄と関連施設に対する査察を促す決議案を採択した。12月2日、北朝鮮の白南淳外相はIAEAに書簡を送り、核兵器開発の放棄と核査察受け入れを求めるIAEA理事会決議について、「一方的な決議で絶対に公正だとは見せない」「決議はいかなる場合にも受け入れられないし、特に核問題と関連したわが政府の原則的な立場に変わりはない」として拒否の立場を通報した³⁴。12月12日、北朝鮮外務省は核凍結を解除し、電力生産に必要な核施設の稼動と

建設の即時再開を宣言した。翌日には、IAEAに書簡を送って寧辺の核施設からの封印と監視カメラの撤去を要請した。続いて21日には、自ら核施設の封印を撤去した。さらに、2003年1月10日に北朝鮮は「核不拡散条約（NPT）」を脱退し、IAEAとの保障措置（核査察）協定の拘束から完全に脱することを宣言する声明を発表した³⁵。2月12日、北朝鮮はIAEAが核問題を国連安保理に付託したことについて直ちに朝鮮中央通信を通じて「IAEAが我々の核問題を論議するのは法律上からみても、国際関係の慣行から見ても全く妥当性のない内政干渉である」とIAEAと激しく非難した。2月20日、朝鮮人民軍のミグ19戦闘機1機が朝鮮半島西側の海上で軍事境界線にあたる北方限界線（NLL）を南側に越え一時、韓国領空を侵犯したという³⁶。同24日には、「シルクワーム」型地对艦ミサイルを発射したが、3月に予定している米韓合同軍事演習を牽制する狙いで、今後弾道ミサイルの発射もありうることを示唆している³⁷。実際、北朝鮮がテポドンなど長距離弾道ミサイルに使えるロケットエンジンの燃料実験を既に今年初めに行ったという³⁸。また、北朝鮮が寧辺の実験用黒鉛減速炉（5000キロワット）再稼働させたことが、27日、ホワイトハウスの高官によって明らかになった³⁹。これは94年の米朝枠組み合意で凍結されていた施設で、新たな「核カード」を切ったことを意味する。3月3日、米国防総省は北朝鮮のミグ29など戦闘機4機が2日午前、北朝鮮に近い日本海上空で（朝鮮半島の東岸から約240キロ離れたところ）米軍のRC135S電子偵察機に接近、約20分間にわたり追尾したが、そのうち1機はレーダー照射まで行ったことを明らかにした⁴⁰。3月10日、北朝鮮は東北部沿岸の新城里付近から日本海に向けて地对艦ミサイルを再発射したが、2月24日に次いで今年二回目の発射になる。韓国国防省によると、射程160キロメートル地对艦誘導弾が発射地点から100キロメートル離れた日本海に落下したという⁴¹。米軍側の情報によると、今北朝鮮はその東北部などの複数のノドンミサイル発射基地に軍車両などを集結させ、発射準備を進めているという⁴²。

上述したように、ここ半年間北朝鮮は全面的な「瀬戸際作戦」に乗り出し、一段と危機をエスカレートさせている。そのため現在、朝鮮半島はま

すまず緊張が高まり、平和と戦争の「十字路」に立たされている。北朝鮮の「暴走」はいずれも「瀬戸際外交」の一環と見られる。これは北朝鮮の一連の言動からも伺える。NPT脱退声明の中で、北朝鮮はNPTから脱退はするが、核兵器を製造する意思はなく、現段階においての核開発は電力生産をはじめ平和的目的に限られることをアピールした。また、米国が中断されている重油供給を再開し、敵視圧殺政策を放棄すれば、NPTからの脱退を再考し、核兵器を製造しないことを米朝間の別途の検証を通じて証明して見せることもありうると表明した⁴³。

北朝鮮の核問題をめぐって、周辺の大国は苦しい対応に迫られている。朝鮮半島の非核化という大義名分においては足並みを揃えているものの、具体的なスタンスには大きな隔たりが見える。北朝鮮と伝統的な友好関係を保っている中ロ両国と日米韓の間に隔たりがあれば、三国協調体制にある日米韓の間にも「温度差」が現れるようになった。昨年11月9日に行われた日米韓三国局長級会合で、米国は「約束を破った者に代価を支払うのは、最悪だ」とし、KEDOを解消すべきだと主張した。これに対し、日韓は逆に核開発に口実を与えかねないとし難色を示したが、米国の「厳しさ」と日韓の「柔軟さ」は非常に対照的だった⁴⁴。現在、米国と韓国は人道的な次元から食糧支援を続けると言っているが、拉致問題を抱えている日本政府は世論と国民感情に配慮し先延ばししている。今後とも、北朝鮮に対して強硬な姿勢を崩していないブッシュ大統領と、金大中前政権の「太陽政策」を引き継ぎ「平和繁栄政策」を掲げている盧武鉉新大統領および国交正常化交渉を焦る小泉首相との間には微妙な三角関係が見られることになりそうだ。特に、イラク問題に足を縛られている米ブッシュ政権は「二正面作戦」というジレンマに苦しんでいる。米国にとって目下、国家戦略の最優先課題はイラクのフセイン政権の打倒である。北朝鮮問題は当面、外交努力による解決を目指すことになっている。

北朝鮮の核問題において鍵を握っているのは当然ながら米国である。クリントン政権における北朝鮮政策は「アメ」と「ムチ」という二重構造だったが、これまでのブッシュ政権の北朝鮮政策は「ムチ」一色であったと

いえよう。しかし核危機が高まるにつれ、このような政策に変化が生じ、非常に曖昧な政策を取らざるを得なくなった。

現在、米国は日米韓の協調体制を軸に北朝鮮に対する軍事的、外交的プレッシャーをかける一方、中国とロシアを引きずり込んだ国際包囲網の構築を目指している。2002年12月11日、ブッシュ大統領はABCテレビのインタビューで、北朝鮮核開発問題は外交圧力と（各国との）協調で放棄するよう説得する立場を示した。これは北朝鮮の核問題を多国間の協議の場を設けて、外交ルートを通じた解決を図るというブッシュ政権の基本方針を表したものと見られる。この基本方針に基づいて、米国は積極的且つ多角的な外交交渉に取り組むほか、北朝鮮に対する国際包囲網を狭めつつある。

まず、米国は日米韓協調体制の枠を中心に、北朝鮮に対する三国の足並みを揃えるための積極的な外交活動を展開している。2002年10月26日、日米韓首脳はロス・カボスのホテルで会談し、北朝鮮に核開発計画の即時廃棄を求めることで合意した。会談で三首脳は、中国、ロシアなど関係国と連携し、平和的解決を目指す方針で一致した。また、三首脳は「北朝鮮に核兵器のためのウラン濃縮計画を迅速かつ検証可能な方法で撤廃するよう求める」との日米韓共同声明を発表した⁴⁵。翌27日に閉幕したAPEC首脳会議は、日米中などの主導の下で「特別声明」を発表した。声明は、北朝鮮が「アジア・太平洋共同体にその一員としてより大きな参画を果たすことにより経済的な利益を受ける」としたうえで、北朝鮮に核兵器計画の放棄を求め、平和的解決を再確認した⁴⁶。同じ頃、中国江沢民主席の訪米と首脳会談も行われたが、両首脳は朝鮮半島の非核化と核問題の平和的解決で一致した。その後米国は、日米安保協議、日米韓政策調整会合を通じて三国間の政策調整を行った。特に、ブッシュ政府は関係諸国の結束を促し、対北朝鮮圧力強化へ足並みを揃えるため、政府高官によるアジア歴訪を頻繁に行っている。ブッシュ政権の対北朝鮮戦略は、多国間の制裁枠組みを通じ北朝鮮の孤立化を加速させ、核開発断念に追い込むという新たな「封じ込め」政策である。しかし、武力行使も対話もせず、国際包囲網構築を進めることで北朝鮮の核開発を阻止しようとする米国の狙いにはまだ決め

手がない。米国と北朝鮮の孤立化には難色を示している中国、韓国、ロシアなど周辺諸国との間では、もともと思惑が食い違っているだけに、その溝を埋めるには更なる外交努力と政策調整が必要である。

次に、北朝鮮に対して米国は主に対話という戦術を駆使しているものの、米国のいう対話は北朝鮮が求める直接対話ではなく、日韓中露各国を加えた多国間方式である。米国としては、これは大きな方針転換である。この方式転換の理由はさまざまあるが、ポイントはイラク問題の解決に影響を及ぼすことを避けたいという狙いであろう。直接対話を拒否する米国に対して、北朝鮮は慎重にカードを切っているが、残りは危険性が非常に高いものだけである。北朝鮮のさらなる「暴走」を防ぐために、米国は周辺諸国の根回しをする一方、北朝鮮に対してさまざまな面から説得を続けている。米国は北朝鮮が核開発を放棄するなら「米国と他の国による民間投資や、国家次元で解決策を模索することができる」とし、人道的な次元から10万トンの食糧援助を決めている。また、北朝鮮が懸念する体制維持問題について、米国は「不可侵」問題を文書化する意向も伝えた。しかし、北朝鮮は「核問題は米国が不可侵条約締結で我々に法的な安全を保障するときのみ解決できる」⁴⁷と強硬な姿勢を崩そうとしない。現在、米国は北朝鮮の「暴走」に限界を感じているようで、米国高官による経済制裁や海上封鎖および武力行使の発言が相次いで出てきている。これに対し朝鮮は、「制裁なら休戦協定を放棄」⁴⁸すると明言した。ラムズフェルド国防長官は、世界の関心がイラクに集まっていることを理由に北朝鮮が大胆になっているとしたら間違いであり、米国は必要とあれば、二つの大規模地域紛争を戦う能力があると述べ、「二正面作戦」の構えについても示唆した。これに対し北朝鮮は、もし米国が朝鮮半島に空母や戦闘機を増強するならば自らの先制攻撃も可能であると米国の警告に真正面から対抗している。

このように、核問題をめぐる米朝対立は危機の水位を高めつつあり、先行きは不透明のままである。「二正面作戦」に苦しむ米国は、当面国連を舞台に解決策を模索しているようだが、北朝鮮とは伝統的な友好関係にあり、かつ強い影響力を持っている中国の出方に注目が集められる。

3.4 北朝鮮の核開発問題と中国の対応

3.4.1 北朝鮮の核開発に対する中国のスタンス

朝鮮半島の非核化は、中国の朝鮮半島政策の基本スタンスである。1993年3月の朝鮮半島「核危機」の発生以来、中国は半島情勢に深い関心を寄せてきた。まず中国は、北朝鮮が核不拡散条約（NPT）から脱退し、「準戦争状態」に突入するという声明を発表したことに深い懸念を示すとともに、北朝鮮の核問題はあくまでも「北朝鮮と米国、北朝鮮と国際原子力機関（IAEA）、南北朝鮮の間で対話と交渉を通じて解決されなければならない問題」であるという立場を明確にした⁴⁹。北朝鮮のNPT脱退声明が正式に発効する直前の同年5月末、錢基琛前外相は訪韓時のインタビューで、北朝鮮の核問題を国連安全保障理事会で解決することには反対するという中国政府の立場を明確にした⁵⁰。

中国は、1994年6月13日の北朝鮮のNPT脱退宣言によって緊迫しつつある朝鮮半島情勢の緊張緩和のため積極的に注力してきた。NPT脱退を控え、中国を訪問した北朝鮮の軍事代表団（団長は総参謀長の崔光）との会談で、中国の指導者たちは終始朝鮮半島の「非核化」を主張するとともに、米朝対話に応じるよう説得を試みた⁵¹。

1994年10月に「ジュネーブ合意書」が採択された後、北朝鮮はこの合意が「我が共和国の自主的な対外政策による成果」で、「もし第三者が、朝米基本合意文が誰かの『影響力』によって実現されたと主張したり、『肯定的な役割』に言及したりするならば、それは朝米合議の履行に助けとなるどころか、複雑さと障害をもたらすようになるだけだろう」⁵²として、第三国の役割を全面的に否定した。それにもかかわらず、中国は粘り強く両国に働きかけた。すなわち、北朝鮮に対しては「心を抑え、冷静に対応し、簡単に対話の窓を閉じ、対話を放棄しない」⁵³よう求めるほか、米国に対しては「制裁」が問題解決の助けとならないだけでなく、かえって「事態を悪化」させるだけであるとして、「制裁」に反対の立場をはっきりと示

した⁵⁴。

1997年から「4者会談」の一員として参加するという有利な立場を利用して、中国は北朝鮮に対する外交支援をより一層強化した。もちろん、中国は北朝鮮の核兵器及びミサイル開発に対しては反対の意思を表明すると同時に、米国をはじめとする国際社会にも「一日も早く対話、協議を通じての妥当な解決によって事態がますます悪化することを避けるべきだ」と主張してきた⁵⁵。中国のこのような努力が功を奏し、北朝鮮に対する米国の空爆計画と国際社会の制裁はひとまず停止した⁵⁶これは中韓国交樹立後、北朝鮮に対して中国が行ってきた外交努力の成功例であろう。同時にこの出来事は、冷戦後に両国がはじめて行った戦略的提携⁵⁷として、両国間の冷却状態を開閉するきっかけとなったといえる。

一方、ここ数年間、核・ミサイル関連技術の拡散問題が国際社会の注目を浴びているなか、中国は米国や西側諸国からパキスタンと北朝鮮などの国へミサイル関連技術を輸出するのではないかと疑われてきた。このような疑惑を払拭するため、中国政府はNPT条約の加盟国として、90年代末ごろから核・ミサイル技術の輸出の規制に本格的に乗り出した。まず中国は、①平和的な目的に利用する、②IAEAの監督を受ける、③中国の許可なしでは第三国への移転を禁止する、といういわゆる「核輸出三原則」を定めた⁵⁸。続いて1997年9月と1998年6月、中国政府は「核輸出規制条例」と「核両用品および関連技術の輸出の規制に関する条例」を発表した。

江沢民主席の訪米を控えた2002年8月20日、朱鎔基首相は国務院第361号令をもって、「ミサイル関連技術の輸出の規制に関する条例」（計24条）を発表した。条例には、詳細な「規制リスト」まで載せているが、その内容はミサイルの関連設備、材料、技術の輸出（貿易的）、及び対外贈与、展覧、科学合作、援助、サービスなどすべての分野をカバーしている。特に、ミサイル関連物資と技術の輸出には国務院と中央軍事委員会の許可が必須条件として示されており、規制を違反した企業と個人に対しては、厳罰すると記されている⁵⁹。

2002年10月には、「化学品及び関連技術の輸出の規制に関する方法」

(禁止のリストも含む)、「中華人民共和国生物両用品及び関連設備と技術の輸出の管理条例」(禁止のリストも含む)及び「中華人民共和国軍用品輸出の管理条例」を発表し、核・ミサイルや生物・化学など先端技術の拡散を防ぐための強い意志を表明した。

このような一連の政策措置は、中国が責任のある国際社会の一員として、NPT条約を守り、国際的な協調に取り組んでいくことをアピールしたといえよう。当然ながら、これからも中国は北朝鮮を含む第三国へ核・ミサイル開発に関連する先端技術を提供しないことを約束したことになる。

3.4.2 北朝鮮の核開発が中国にもたらす影響

中国は自国の経済発展のためにも、周辺地域の安定を最も重視している。しかし、北朝鮮の新たな「核・ミサイル危機」によって、もしも北朝鮮が「第二のイラク」になって、現体制が崩壊すれば、北朝鮮は「真空地帯」になる。この地域が不安定になると、米軍が入って来ることは間違いない。だとすれば、中国の図們江と鴨緑江の向こう側に見えるのは米軍である。中国にとってこれは最悪のシナリオである⁶⁰。そのため、中国は北朝鮮の核開発問題によって北東アジア地域に新たな緊張状態が生じるのを望まず、米国が北朝鮮に対しても武力行使をすることを望んでいない。

中国と北朝鮮の間には、「重要な国際及び地域問題での交渉と協力を強化」という首脳間の合意がある⁶¹。にもかかわらず、北朝鮮は中国が「(開発の事実を)全く知らない」状態で、核開発計画を密かに進めてきた⁶²。中国は北朝鮮の核開発計画が核兵器を製造するところまで来ているとは思っていなかったようである。そのため、北朝鮮の核開発計画の「告白」が与えたショックは米国よりむしろ中国のほうがもっと大きかったであろう。

「北朝鮮」を抑止するため、日米両国は共同でミサイル防衛構想(MD)関連技術研究を加速化している。衆議院安全保障委員会で、石破茂防衛庁長官は「仮に今、北朝鮮が弾道ミサイルを発射したら日本を守る手段は何もない」としながら、「抑止が効かない冒険主義国家に対してMDは一つの

選択肢だ。研究成果が出て役に立つとなれば開発に移る」とし、MDの研究、開発、配備の推進に強い意欲を示した。2002年10月23日ワシントンで開かれた日米外交・防衛事務レベル会合で、米側は「次のステップを検討したかどうか」と、開発段階への移行に日本側の決断を促した。11月11-16日、日本自衛隊と米軍は大分県十文字で「周辺事態」を想定した大規模な（2万人が参加）共同訓練を行った。12月16日には、ワシントンで日米の外交・防衛担当閣僚の会議（2+2）が開催されたが、米国はMD問題で日本側の協力を強く求めた。17日、ブッシュ大統領はミサイル防衛システムを2004年までアラスカ州に実戦配備することを決定した⁶³。同時に米政府は、「長期的には同盟国がミサイル防衛に参加することが非常に重要だ」と主張し、日本の早期参加を促した。これに対し石破長官は「ミサイル防衛の開発、配備を視野に」に入れていることを示唆した⁶⁴。このように、日本は「核兵器」や「国際テロ」を反対するという名目の下で、MD計画を推進し、軍事力の強化と憲法解釈の議論に拍車をかけていると中国は見ている⁶⁵。特に注目すべきなのは、一部右翼の人々はテレビ番組で「日本も核武装をすべきだ」（四宮正貴）と堂々と言い始めていることである。また、米議会や研究機関では北朝鮮への対抗上「日本の核保有を認めるべきだ」との声が浮上している。2003年2月16日、米共和党の有力上院議員マケインはテレビ番組に出演し、「北朝鮮危機が早急に解決しないなら、日本は核武装するほかない。自国民を守ることが日本政府の義務だからだ」とし、日本の核保有を支持する考えを示した⁶⁶。日本と米国の危険な言動によって、中国は強い懸念を募らせている⁶⁷。

米国はミサイル防衛構想の目的について、北朝鮮やイラク、イランなどいわゆる「ならず者国家」の核ミサイルの襲撃を防御するものだと説明している。しかし、MD構想が単なる「ならず者国家」への抑止にとどまらないというのは自明のことで、そこには隠された狙いがある。一部のメディアが指摘している通り、少なくとも今後15年間は、ロシアや中国以外に、米国本土に核の脅威をもたらすほどの力を持つ国は存在し得ない。そこで現在、中国の軍事関係者の間では、米国のミサイル防衛構想の本当の狙い

は、200個所以上の衛星通信を通じて全世界に情報網を張り巡らせ、それを足がかりに世界各地に的確な攻撃を仕掛けられるようにすることにあるのでは、と考えられるようになったという。中国の軍事専門家は、米国は北京の注意力をミサイル防衛構想にひきつけながら、中国の国防建設を前時代の核武装レベルに止まらせ、通常兵器の精度の研究開発から目を逸らさせたい狙いだと言っている⁶⁸。

いずれにせよ、MD構想が中国を主な標的とすることは間違いない。もともと日米が進めているMD構想に中朝露三国は足並みを揃えて反対してきたが、「9・11同時多発テロ」以降、ロシアの態度には微妙な変化が見られ、また、北朝鮮のあり方は阻止どころか逆にMD計画推進に口実を与えつつある。そこで今、中国だけで阻止するには限界があり、「原則論」に過ぎないかも知れない。したがって、ミサイル防衛システムが東アジアに実戦配備され、かつ日本の「周辺事態」が地理的に台湾までカバーすることになれば、中国の最優先課題である国家統一はますます難しくなるだろう。

3.4.3 中国の取るべき政策

北朝鮮の核開発疑惑をめぐり、米国は日米韓の協調体制を軸に国際的な包囲網を狭めているものの、現在是对イラク戦争の準備で手いっぱいである。そこで、注目されるようになったのは中国である。国際社会は中国が積極的な役割を演じることを期待している。

北朝鮮の核問題がますます中国にダメージを与えているため、中国も政策転換という新たな選択を迫られている。そのため、中国は米国及び関係諸国と緊密な連携を取りながら、国際社会と積極的に協力して北朝鮮の核開発の阻止に取り組んできた。2002年10月17日、つまり北朝鮮の核開発問題が公表された日に中国外交部は「我々は朝鮮半島の非核化を一貫して支持している。北朝鮮の核問題は対話と協議を通じて平和的に解決すべきである」というスポークスマンのコメントを発表した⁶⁹。

10月27日に発表された「北朝鮮に関するAPEC首脳声明」及び江沢民国

家主席とブッシュ大統領、小泉首相、金大中大統領との間で行われた首脳会談で、中国は朝鮮半島の非核化を強く訴えるとともに、平和的な解決で諸国との足並みを揃えた。

12月2日、プーチン大統領が中国を訪問し、江沢民主席と会談するとともに、「共同宣言」に署名した。両首脳は宣言の中で朝鮮半島の非核化を掲げ、北朝鮮に対して核開発計画の廃棄を求める姿勢を鮮明にした⁷⁰。中口「共同宣言」は北朝鮮にとって、米国や日本、韓国からの批判以上に大きな衝撃だったかもしれない。

12月4日に川口順子外相は唐家璇外相と電話で協議し、北朝鮮の核開発問題の平和的解決に向け中国が北朝鮮に前向きな対応を促すよう要請した。唐外相は平和的解決が重要だとした上で「日本と協力しつつ朝鮮半島の平和と安定に建設的な役割を果たしたい」とのべた。

北朝鮮に核開発の破棄と関連施設に対する査察を促すIAEA（国際原子力機構）の決議案（11月29日に採択）に北朝鮮は直ちに強く反発し、拒否の立場を明らかにしたが、中国は支持を表明した⁷¹。90年代初め頃の対応とは対照的だといえよう。

朝鮮半島の非核化について中国は、米国及び周辺諸国と足並みを揃えているものの、北朝鮮の核問題を解決する具体的な手段においては異なる立場を取っている。現在、北朝鮮の核危機がエスカレートするにつれ、武力行使論や制裁論が大きく取り沙汰されているなか、第10次全国人民代表大会の記者会見（2003年3月6日）で唐家璇外相は、北朝鮮の核問題はあくまでも米朝両国間の直接対話によって解決すべきで、北朝鮮に対する圧力や制裁には反対するという中国の立場を鮮明にした⁷²。

国際社会の期待に外れるような中国の対北朝鮮政策の曖昧さに、世論は不信感と不安感を抱きつつある。そこで、「中国頼みでいいのか」という疑問が出され、米朝間の「大きな妥協」を達成させる「仲介役」を担う国は中国とロシアではなく、日本ではないのか、という議論さえなされるようになった⁷³。

しかし、まだ中国の出番ではないのではなかろうか。まず、国内情勢か

ら見ると、中国は江沢民体制から胡錦濤体制への移行が完成されておらず、新体制による政策検討にしばらく時間を要するであろう。また、中朝両国の関係から考えると、現在北朝鮮が米朝二国間協議に拘りながら「第三者」の仲介を望まない状況下で、中国の役割は期待しにくい。ロシアと韓国特使の前轍を踏みたくない中国の思惑があろう。中国の積極的な「介入」は、胡錦濤体制の樹立以降、特に米朝間の交渉が「崖っぷち」状態にまで至った時本格的に始まるのであろう。

いずれにせよ、北朝鮮の核問題により受けているダメージを踏まえて見ると、中国はもっと強い姿勢で臨むのが望ましい。つまり、日本や米国、EUなど諸国が経済援助を凍結する際、中国も経済支援というカードを活用すべきである。これは国際社会が中国の協力を求めているなか、北朝鮮の核開発を阻止する最も効果のある措置だと思われる。これにより、中国は北朝鮮の核・ミサイル問題に「甘い」⁷⁴というイメージを払拭し、責任のある国際社会の一員として世界の平和と安全に協調的であることをアピールできるのではないだろうか。

3.5 朝鮮半島情勢の先行き

ポストイラクの米外交は、核危機をエスカレートさせている北朝鮮との全面的な対峙を強いられそうだ。北朝鮮が核カードを次々と切りながら危機を高める状況を踏まえてみると、93-94年の危機と全く同じように見える。しかし、10年前のように危機が収まる可能性は極めて低い。なぜなら、イラク戦争という大きな変数が作用しているからである。イラク戦争の結果次第で北朝鮮の出方にも変化が予想される。北朝鮮はイラク戦争を見据えながら新たな行動を見せるに違いない。つまり、イラク戦争のプロセスに合わせて切り得るカードの質が異なると思われるが、残りは実に危険なカードばかりでリスクが大きい。したがって、北朝鮮の核問題がどういう結果で収まるかが世界の注目を浴びている。

現在、北朝鮮の核開発問題は既にIAEA（国際原子力機関）から国連安保理に持ち込まれたが、イラク戦争が終わるまで、経済制裁が本格的に議論されることはない。もし北朝鮮がイラク戦争の始まった時点で本格的に核施設を再稼働させ、プルトニウムの抽出に着手するとすれば、経済制裁論は一気に盛り上がるだろう。しかし、一部で論議されているように、長い間経済制裁に苦しんできた北朝鮮には経済制裁は効き目がない。また、イラク戦争が終盤に入った段階で、北朝鮮がテポドン2ミサイルを試射したり⁷⁵、核燃料工場を再稼働させたりする可能性も排除できないが、そのときの米国は身動きの取れない状態にあるはずだ。北朝鮮の核問題は、イラク戦争が終わり、米国が十分動けるようになってからこそ、解決の目処が付くと思われる。イラク戦争が差し迫っているなか、米国は依然として「二正面作戦」も辞さないというものの、時間的に見ても国際ルールから見ても不可能であろう。イラクと同じく、安保理が経済制裁を決議し、さらに武力行使に踏み切るまでには、それ相応の国際的な手続きが必要だからである⁷⁶。北朝鮮の核問題がイラク戦争に影響を及ぼすことを防ぐためにも、米国がイラク戦争と同じタイミングで寧辺の核施設に対して先制攻撃することはありえないだろう。

ただし、イラク戦争の結果次第によっては北朝鮮の核問題が10年前の米朝枠組み合意のようなものか、あるいは新たな国際枠組み合意、つまり米国のいう不可侵の「文書化」を国際社会が認める形か、または北朝鮮のいう米朝両国間の不可侵条約の締結で収まるかが決まるだろう。北朝鮮の核問題に関する議論の中には、イラク戦を見て金正日総書記が抗戦意欲を喪失するのでは、という楽観論があれば、むしろその逆で徹底抗戦をするのでは、という悲観論もあるようだ⁷⁷。いずれにしても、予断は許されない。ポイントは北朝鮮の核問題をどういう手段を持って解決するかにある。

そもそも紛争の解決手段には、武力行使と平和交渉の二つがある。武力行使について、民族同士である韓国はもちろん、最戦線に置かれるはずの日本及び伝統的な友好関係を保っている中国やロシアも同調しないと思われる。もし国連で安保理決議が出されるとすれば、中国、ロシア、韓国な

どが「第二のフランス」になるに間違いない。そのとき日本政府の出方も決してイラク問題の対応と同じであることにはなるまい。したがって、北朝鮮の核問題は国連を中心に「多国間協議」の枠のもとで解決できるだろう。この時点になれば北朝鮮は第三者の仲介を拒むどころか、むしろ歓迎すると思われる。核問題の平和的解決こそ、周辺諸国を含む国際社会の利益であり、我々の一番望ましい結果である。

しかし、北朝鮮の核問題をめぐる交渉が米朝二国間であれ多国間であれ、94年の枠組み合意のような交渉が成り立つとは想像しにくい。ブッシュ大統領はクリントン前大統領とは異なる姿勢をアピールするためにも、北朝鮮に核開発計画の全面的な放棄とともにIAEAによる徹底的な査察を受け入れさせるだろう。北朝鮮の核問題が解決し、新たな枠組み合意が成り立つにはこの道しかない。なぜなら、同時多発テロ後ブッシュ政権は大量破壊兵器の拡散防止を外交の柱に据えているため、「国際社会を欺いて大量破壊兵器の開発を進めてきた」北朝鮮に譲歩し、言われるがまま見返りを与える可能性は限りなく低いからだ。そのために、北朝鮮は核開発計画の全面的な放棄を宣言することによって、米国及び国際社会から国家主権と現体制の保障を確約されたほうが一番よい選択肢かも知れない。

◆注釈

- 1 本稿は2003年3月に執筆した。以下、「現在」とは2003年3月時点を指す。
- 2 このような見方は、日本の識者は殆ど触れていなかったが、小泉首相の訪朝の「架け橋」役を担っていた外務省元アジア大洋州局長の田中均が2002年10月9日、日本国際問題研究所主催の報告会にて初めて表明した。
- 3 日朝国交正常化が実現すれば、長い間不景気に落ちている日本の中小企業は大挙して北朝鮮へ進出することができる。そこには中国よりも廉価で質の高い労働力が沢山あるため、日本の企業は大きくコストを減らし利益を上げることができる。
- 4 「朝日新聞」2002年9月18日。
- 5 北朝鮮の「核問題」を巡って、米国は従来の立場を一転して北朝鮮との二国間だけの対話を拒否し、多国間の協議を訴えている。「六者協議」のほか、最近新しく浮上しているプランとしては安保理五常任理事国に、朝鮮半島南北、日本、オーストリア、欧州連合（EU）の5者を加えた「多国間協議構想」（いわゆる5プラス5）が水面下で進んでいる。「読売新聞」2003年2月21日。
- 6 「朝日新聞」2002年9月21日。
- 7 「朝日新聞」2002年9月18日。
- 8 「日本経済新聞」2002年10月10日。
- 9 拉致被害者5人の帰国が「一時」か「永久」かについては、日朝間にまだ隔りがあるようである。クアラルンプールにおいて行われた日朝国交正常化交渉の際、北朝鮮の鄭泰和大使は「拉致被害者5人は一度、平壤に戻すという約束が日本との間にあったのに、日本側は破っている」と指摘した。「毎日新聞」2002年10月30日。
- 10 「朝日新聞」2003年3月6日。
- 11 「朝日新聞」2003年3月6日。
- 12 「日朝国交正常化交渉要旨」、「毎日新聞」2002年10月30日。
- 13 「読売新聞」2002年11月28日付の社説。
- 14 「毎日新聞」2002年10月30日。
- 15 2003年2月22日、外務省の田中均外務審議官は北京で北朝鮮側と接触し、北朝鮮が米国の提唱する多国間協議に応じるよう説得したという。「毎日新聞」2003年3月5日。
- 16 「朝日新聞」2002年11月5日。
- 17 「毎日新聞」2002年9月23日。
- 18 ブッシュ政権発足後、北朝鮮は米朝対話が「少なくともクリントン政権終盤の立場レベルで再開されるべきだ」と主張し続けた。笹川平和財団：「朝鮮半島の将来と国際協力」、2002年3月、P50。
- 19 朝鮮「労働新聞」2001年6月20日。
- 20 「朝鮮新報」2001年11月17日。
- 21 韓国「連合ニュース」2002年2月20日。
- 22 10月4日、北朝鮮姜錫柱外務次官は訪朝した米国のケリー国務次官に「米朝枠組み合意は既に無効と考えている」と話したという。「日本経済新聞」2002年10月18日。
- 23 「日本経済新聞」2002年10月18日。
- 24 「労働新聞」2002年10月22日。
- 25 「朝鮮新報」2002年10月30日。

- 26 「朝日新聞」2002年9月17日。
- 27 「日本経済新聞」2002年9月19日。
- 28 「日本経済新聞」2002年9月19日。
- 29 「日本経済新聞」2002年12月4日。
- 30 香港「時代週刊」2002年11月20日。
- 31 「日本経済新聞」2002年10月18日。
- 32 「毎日新聞」（夕刊）2002年11月28日。
- 33 <http://www.nikkei.co.jp/2002-12-5/>
- 34 <http://www.asahi.com/international/update/1204/014.html/>
- 35 「朝日新聞」（夕刊）2003年1月10日。
- 36 この問題について、韓国の軍関係者は「偶然の領空侵犯は考えにくい。偵察が挑発の意図的行為の可能性が強い」としながら、3月に米韓両国が「フォール・イーグル」など二つの軍事演習を実施する米韓への「警告メッセージを込めた挑発」との見方を示した。「産経新聞」2003年2月21日。
- 37 今回の発射については軍事的威嚇より政治的意味合いと読み取る向きが多い。「日本経済新聞」2003年2月25日。
- 38 「朝日新聞」2003年2月28日。
- 39 米国は今回の北朝鮮の動きは「譲歩を引き出すことを狙った挑発行為の一環」との見方を示した。「日本経済新聞」（夕刊）2003年2月27日。
- 40 「毎日新聞」（夕刊）2003年3月4日。
- 41 「日本経済新聞」2003年3月11日。
- 42 「読売新聞」2003年3月13日。
- 43 「朝日新聞」（夕刊）2003年1月10日。
- 44 「毎日新聞」2002年11月10日。
- 45 「日本経済新聞」2002年10月28日。
- 46 「日本経済新聞」2002年10月28日。
- 47 「産経新聞」2003年1月21日。
- 48 「日本経済新聞」2003年2月18日。

北朝鮮における長期経済計画と「経済政策転換」の経緯

栗林 純夫

4.1 はじめに

北朝鮮は、これまで様々な経済政策を展開してきた。しかし、個々の政策には不明の部分が多く、また突然の重点目標の変更などもあって、経済政策が全体として何を目的としたものであったかがよくわからないという状況がある。加えて、議会制民主主義体制と市場経済体制に慣れ親しんでいる我々が金正日総書記の言う「先軍政治」体制、換言すれば「重軍事主義体制」の思考様式を誤って解釈しがちであるという危険性も無視できない。つまり再認識すべきは、この国においては経済政策が他の政策群と独立に存在しているわけではなく、軍事、政治、社会などの諸政策と連動して、それらを補完する形で存在しているという事実なのである。そこで本章では、経済政策を個別に分析するのではなく、包括的観点を採用して、これまでの経済政策が北朝鮮の国家政策の中で如何なる位置を占めていたかを回顧し、これらの文脈の中で、その目的が如何なるものであったのかを探ることとしたい。

4.2 初期条件

よく知られているように第2次世界大戦の終結後も朝鮮半島情勢は安定せず、1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争によって、日本統治時代までに形成されていたその経済基盤は大きな被害を受けた¹。

このために1953年7月27日の休戦協定締結後の経済政策の主眼は、経済復興に置かれることになった。そして、この目的を担ったものが1954年から開始された戦後復興3カ年計画と1957年から開始された第1次5カ年計画であったのである。

この二つの計画の政策重点は、旧ソ連と中国、とりわけ前者からの援助を主体とする工業基盤関連の発電所の復興などに置かれ、この間に金日成氏の政治権力が不動のものとなったと言われている²。ちなみに北朝鮮における長期計画は、中国・旧ソ連などにおいて実施されたような5カ年計画を中核とするものではなく、この後に7カ年計画、6カ年計画などが乱雑に配置されることとなる。

4.3 1960年代の国際環境の変化と長期計画の変容

その後、計画期間を7年とした第1次7ヶ年計画が1961年から開始された。この年の7月6日にはソ連・北朝鮮友好協力相互援助条約が締結されており、この新計画が復興期におけるそれと同じように、ソ連及び中国の支援下で実施されたことは明白であった³。しかし、実はこのころから北朝鮮の支援勢力であった中ソ両国間には、長らく燻っていた対立の図式が表面化し、激化する兆候が現れていたのである。

例えば1959年6月20日には、ソ連が中ソ国防新技術協定（1957年10月15日締結）を破棄し、同年9月30日の毛沢東・フルシチョフ会談（北京）においても共同声明が発表されない状況が生じていた。さらに1960年4月16日には中国共産党の理論誌『紅旗』が「レーニン主義万歳」と題する論説

を掲げ、ソ連に対する批判を公開している。また同年の7月16日にはソ連が対中国技術援助を突然停止して技術者1390人を引き上げ、1963年1月5日にはプラウダがその社説において初めて中国共産党を名指しで批判している⁴。

さらに北朝鮮と敵対関係にあった韓国でも大きな変化が起こっていた。1960年4月26日、ソウルでは不正選挙を起因として反政府暴動が起こり、5月28日には李承晩大統領がハワイに亡命することとなったのである⁵。

その後、この騒乱状態は1961年5月16日の軍事クーデターによってひとまず収束され、1963年12月17日にはクーデターのリーダーであった朴正熙氏が大統領に就任することとなった。そしてこの朴大統領の下で1965年2月20日には日韓基本条約が締結され、同年12月18日には日韓条約が発効して、長らく懸案事項であった両国の国交正常化が実現した。これによって韓・日・米という連携がより強固なものとなったのである⁶。

こうした対外環境の変化を受けて、北朝鮮における第1次7カ年計画は、重工業重視路線から軍事力増強路線へとその重点が変更され、計画の6年目には、それがさらに3年間延長されることとなった。

この軍事部門強化の動きは1968年9月7日の金日成氏による「南朝鮮における暴力革命」の必要性の強調に端的に表れることになるのであるが、早くもこの年（1968年）の1月21日には北朝鮮のゲリラ部隊がソウルに侵入して銃撃戦が展開され、その二日後の23日には北朝鮮による米軍情報収集艦プエブロ号の拿捕事件が発生している⁷。

さらに同年11月2日には北朝鮮ゲリラ部隊の韓国東海岸上陸事件が起こり、また翌1969年3月16日には同様の上陸事件が発生した。さらに同日、板門店付近の非武装地帯において銃撃戦が展開され、4月15日には北朝鮮による米軍のEC121型偵察機撃墜事件が起こっている。

当時の北朝鮮は、中ソ対立の構図の中で、ソ連に与していたことは強調しておくべきであろう。例えば1969年5月20日には、ボドゴルヌイ外務次官の訪朝（同月14日）を受けて中国を非難する共同宣言が出されている。また8月24日にはマズロフソ連共産党政治局員が北朝鮮解放24周年記念大会

に出席し、ソ連・北朝鮮の友好関係をアピールしている。

これには、1964年10月16日に第1回の、さらに1965年5月14日に第2回の原爆実験に成功した中国が対ソ強硬路線をとるとともに、1966年より文化大革命が開始され、国内争乱が激化していったために、北朝鮮としてはその支援を仰ぐことが困難になったという背景もある⁸。

しかし当時のソ連には東欧情勢の不安定化、中国との関係悪化、激化するベトナム戦争への対応などの難題があった⁹。これゆえソ連の姿勢は必ずしも北朝鮮を全面的に支持するものではなかったことに留意する必要がある。

4.4 1970年代の国際環境と長期計画の変容

当初の目的が軍事強化路線に変更されて延長されたこの第1次7カ年は、これゆえ第1次10カ年計画とでも称すべきものとなったわけであるが、この間に民需部門の経済活動が逼迫されることを余儀なくされた結果、その成果は乏しいものであったと推測されている。事実1970年になってもその成果の詳細は明らかにされなかった。

その後1971年からは第1次6ヶ年計画が開始され、さらに1975年にはこの計画の目標を1年余り繰り上げて達成したとされたが、この計画の成果も芳しいものではなかったようである。実際、その後に第2次7カ年計画が開始されたのは、計画終了からさらに2年を経た1978年のことであり、この間に何らかの調整期が必要であったものと見られている。

この1970年から1978年に至るまでの国際環境は混沌としたものであった¹⁰。おそらくソ連からは、前述のマズロフソ連共産党政治局員の訪朝と前後して、南侵ゲリラ事件に対する批判がなされ、北朝鮮はこれによって一時的にせよ自らの戦略を立て直す必要に迫られたものと思われる。

それが端的に表れたものが、中国との関係再調整の試みであった。中国にとっても文化大革命の混乱に乗じてソ連の脅威が増大することは望まし

いものではなく、国防上、北朝鮮をソ連よりの立場から中国よりのそれへと転換させる必要に迫られていたものと思われる。

最初の兆候は中国側の積極的行動として表れた。周恩来首相が1970年4月5日に12年ぶりに訪朝し、同月9日には「日本軍国主義復活反対」を強調した共同声明が出されたのである¹¹。

さらに同1970年6月27日には北朝鮮政府代表団と毛沢東国家主席・林彪副主席との会談（北京）が行われた¹²。またこの直後には北朝鮮軍事代表団（団長呉振宇）が7月25日に訪中し、同月31日に毛沢東と会談している。この結果、同年10月17日には中国・北朝鮮間の「1971年-1975年の主要物資供給協定・経済技術協定」が調印されることとなった。これは1971年から開始が予定されていた第1次6カ年計画に対応した措置と思われる¹³。さらに1971年8月11日には北朝鮮政府経済代表団が訪中し、同月15日には「経済協力協定」が調印され、また9月6日には訪中した北朝鮮軍事代表団（団長呉振宇）との間で「無償軍医援助協定」が調印されている。

ただ、当時の中国の国内情勢は依然として混沌としたものであったことは強調しておくべきであろう。1971年9月13日には林彪事件が発生したからである¹⁴。これゆえ北朝鮮は、当時、一方で中国との関係強化を急ぎ、また一方で韓国との関係も調整するという巧妙な外交戦略をとっている。すなわち1971年8月20日には南北朝鮮赤十字が板門店で接触、また1972年には李厚洛KCIA部長が秘密裏に北朝鮮を訪問し、7月4日には韓国・北朝鮮による「南北平和統一の共同声明」が公表されることとなったのである¹⁵。

一方、中国との関係強化に関しては、その後、1972年4月23日の中国政府・軍事代表団訪朝（建軍40周年記念行事参加）及び同年12月22日の姬鵬飛外相訪朝があり、1973年1月19日には「中国・北朝鮮国境河川航運協力議定書」が調印されている¹⁶。また1975年には金日成氏が14年ぶりに訪中（4月18から26日）し、毛沢東と会談（4月28日共同声明）している。

この会談の成果は1976年1月7日の中国・北朝鮮間の「友好石油パイプライン」完成となって表れた。しかし同年1月8日には周恩来、さらに9月9日には毛沢東が死去し、10月7日の四人組逮捕によって、中朝関係も新たな

段階に入ることを余儀なくさせられることとなったのである¹⁷。例えば1978年9月9日中国党・政府代表団が訪朝し、北朝鮮創建三〇周年記念式典に参加したが、その団長は、この年の末に現実的な改革・開放路線を打ち出すこととなる鄧小平副総理であったのである¹⁸。

本節の最後に南侵計画の挫折が、一方で北朝鮮内部の権力構造における大きな変化を誘発した可能性が高いものであったことに言及しておくべきであろう¹⁹。即ち後継者としての金正日氏の台頭であり、その影響力は、1976年8月18日の板門店における米兵と北朝鮮兵の乱闘による米兵二名の殺害事件（ボプラ事件）などによって確認されることとなった。なぜならこの事件の直前において金正日氏が板門店を北側から視察していたことが確認されていたからである²⁰。

4.5 1980年代中期における経済政策と国際環境の変化

1978年から開始された第2次7ヶ年計画期には、当初計画に内包されていなかった、金日成氏を称える「記念碑的構造物」への投資が連続して行われ、このころから計画目標の突然の変更という事態が恒常化することになった。この背景には金正日氏による直接指示があったと言われている。こうした重点目標の突然の変更は、市場メカニズムという調整機能を有しないこの国家にあっては計画体制の混乱を引き起こしたものと思われる。事実、この計画の最終年は1984年であったが、その後は再び次期計画が発表されない状況が続き、結局、1987年から第3次7カ年計画が開始されることとなった。

1970年代末から1980年代半ばにかけての国際関係における変化の最大のものは、中国が経済改革・対外開放路線に乗り出したことであった。これはまた中ソ和解への潮流が起こりはじめことを意味していた。さらにソ連において1985年に登場したゴルバチョフ政権によるペレストロイカ路線は、中国の改革と相まって、既存の社会主義体制が大きく変容していくこ

とを示唆していたのである。

こうした背景の中で、北朝鮮がどのような行動に出るか注目されたが、それは相反する二つの動きとして表れることになった。

第一の動きとは1983年10月9日に発生したラングーンのアウンサン廟における爆殺事件（ビルマ訪問中の全斗煥韓国大統領暗殺を意図）であり、韓国及びビルマの閣僚に多くの犠牲者が出ることとなった²¹。

第二の動きとは、1984年9月8日に北朝鮮が突如として外資導入を意図した「合営法」を公布したことである。ただラングーン事件の1年後ということもあり、カントリーリスクの観点からも、この合営法に関する西側の関心は低いものであった。それは、それまで継続されてきた在日同胞による寄付的行為の延長線にあるものと受け取られ、中国の外資導入政策のような積極性を在日同胞企業以外にはアピールできなかったのである。

4.6 1980年代末から1990年代半ばまでの経緯

前述したように、第3次7カ年計画は1987年から開始されたが、当初から計画を一年早めて達成させることが決定されるなど、第2次7カ年計画期においても展開された「速度戦」などの名称で知られる総動員体が度々実施され、国民が疲労困憊したために、その成果は結局のところ芳しいものではなかったものと見られている。なぜならこの経済計画の終了後も次の長期計画に移れない調整期が続くことになったからである。

そもそも第3次7カ年計画の第一年目に、北朝鮮がとった行動は「経済発展のためには良好な国際環境を必要とする」という常識からは、かけ離れていたものであったと言える。すなわち1987年11月29日におけるパーレーンからソウルに向かっていた大韓航空858便が北朝鮮工作員によって爆破されるという事件が発生したのである。これは1988年のソウル・オリンピックを控えて経済成長を謳歌していた韓国に対する一つの攻勢であったが、この事件によって北朝鮮は自ら国際社会における孤立状況を作り出し

てしまったのである。

また1980年代末から1990年代半ばまでの期間においては、ソ連と中国に再び大きな変化が生まれていたことを指摘すべきであろう。すなわち民主化は進んだものの経済的混乱が一向に収束しないソ連では、体制崩壊の兆候が次第に顕著なものとなり、結局1991年12月には、ソ連邦が崩壊することとなったのである²²。また新たに誕生したロシアは、ソ連崩壊による経済混乱を抱えており、北朝鮮がこの新たなる国家から経済的支援を受ける可能性は、当面、消滅することになった。さらに韓国は1988年のオリンピックを成功裏に終え、1990年9月30日にはソ連と国交を樹立し、ソ連崩壊後もロシアとの関係は良好なものとなった。

一方中国は1989年6月4日の第2の天安門事件のために一時的な危機に陥ったとはいえ、経済成長の趨勢はその後回復し、市場経済メカニズムを利用して、その国力を強化するという姿勢をより鮮明にしつつあった²³。それは中国が現実的な対外経済関係を重視することを意味しており、北朝鮮にとっては、これまで通りの支援が維持されるか否かという不安が生じた。さらに1992年8月24日には韓国と中国が国交を樹立し、朝鮮戦争以来の敵対関係が解消された²⁴。

このような背景から、北朝鮮は国際社会の中でさらに孤立し、その脆弱な経済基盤をもって韓国と対峙することは益々困難な状況となった。これゆえ北朝鮮は、1960年代末の南侵政策失敗後に見られたように、時を稼ぎ、新たなる次の機会を模索することとなったのである。

この結果、ともかく朝鮮半島では一部に緊張緩和の動きが見られることになった。例えば1991年9月17日には、第46回国連総会において韓国と北朝鮮が国連への同時加盟を果たし、将来の平和統一を国際社会に向けて公約した。またこの年の12月28日には、北朝鮮において「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」が創設され、外国企業所得税の減免などの優遇措置を含めた、この国としては本格的な外資導入政策が初めて導入されることとなったのである。

4.7 核問題と米朝関係の危機

しかし、残念なことにこの比較的平穏な情勢も長くは続かなかったのである。1990年代前半において核開発疑惑を起因として北朝鮮・米国の対立関係が激化したことからである。

北朝鮮は1974年9月にIAEA（国際原子力機関）に、また1985年12月にはNPT（核拡散禁止条約）に加盟しており、その後、1992年1月にはIAEAとの保障措置協定に調印し、同年4月にはこれを批准していた。

しかしその後、IAEAの査察によって北朝鮮が抽出したプルトニウムの重量が、自ら申告した90グラムではなく数キログラムである可能性があることが判明した。この核兵器開発疑惑に対して、IAEAは特別査察を要求したが北朝鮮はこれを拒否し、1993年3月にはNPT脱退を表明することとなった。

このため、同年6月より米朝協議（高官協議第一ラウンド）が開始され、この協議において北朝鮮がNPT脱退を留保するところまでこぎ着け、1994年3月にはIAEAによる「申告施設」に対する査察が実行された。しかし、この査察は「完全査察」ではなかったために、同月に国連安保理事会において「完全査察受け入れ要求」の議長声明が行われ、6月にこの要求決議と拒否した場合に対応する「制裁措置」が採択されたことを契機として、同月北朝鮮はIAEAからの脱退を宣言することとなったのである。このような流れの中で米朝協議も1994年6月には頓挫し、米朝間に極度の緊張状態が生まれることとなった。

その後、よく知られているようにカーター元大統領が1994年6月15日から18日に訪朝し、カーター・金日成会談において米朝会談再開が合意された。この結果10月には軽水炉供与と核凍結という米朝合意（ジュネーブ）が形成されることになり、その後、核問題に関しては、1995年3月に米国・韓国・日本及びEUとが2003年完工を目指して軽水炉建設を行うとした朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）が設立された²⁵。

4.8 金正日体制への移行と農業の不振

ここでカーター・金日成会談の後の米朝合意に至る前に、激震が北朝鮮を襲うこととなったことを強調しておくべきであろう。1994年7月8日の金日成氏の死去である²⁶。この結果、北朝鮮は3年間の喪に服することになるわけであるが、後継者としての金正日氏の政治権力は、1990年代の初期からさらに強化されていたというのが定説である。同氏は1991年には人民軍最高司令官に就任しており、1993年3月には「準戦時状態」を布告している²⁷。このような背景から、核開発問題における北朝鮮の強硬姿勢の背後には、金正日氏の指示があったものと見られている。

金正日氏にとって痛手であったのは、前述の1993年終了の第3次7カ年計画が事実上失敗したことであろう。党中央委員会と国会にあたる最高人民会議では1994年から1996年を再び調整期と位置づけざるを得ない状況に追い込まれていた²⁸。また、この1996年以降も、北朝鮮では長期計画を打ち出すことができない状況が続くこととなった。

その後1995年以降は洪水被害による食糧危機が発生し、3年の喪が明けた1997年10月には金正日氏が党総書記となったとはいえ、この時には北朝鮮経済の不振は誰の目にも明らかなものとなっていた。

FAO（国連食糧農業機構）およびWFP（国連世界食糧計画）の報告では、1995年の穀物生産量は407.7万トンであり、さらに1996年283.7万トン、1997年283.8万トンと急速に落ち込んだ。人口約2300万人に対し、最低限必要な穀物量は500万トンといわれているが、食糧生産水準は大幅にそれを下回るものであったのである。その後1998年には若干の回復を見せたとはいえ348.1万トン台であり、2001年においても354.4万トンの水準にあるとされている²⁹。またこの間に実施された穀物輸入は、1995-96年では約190万トン、1996-97年約230万トン、1997-98年約180万トン、1998-99年約140万トン、1999-2000年約180万トン、2000-01年約220万トンという膨大なものとなっている。

おそらく、この間に世界各国・国際機関及び民間団体から実施された食

糧援助は、北朝鮮にとっては驚くべきものであったものと思われる。北朝鮮の思考様式から見れば、周囲はすべて敵対勢力であり、孤立状態が続くものと考えていたに違いなく、ここで初めて国際社会における人道主義という存在を認識することになったものと思われる。

4.9 強硬路線と柔軟路線の混在

ただ、結果として北朝鮮はこうした国際的人道支援をテコに、再び強硬な対外政策を模索することとなったように思われる。つまり食糧危機が、良好な国際関係を目指した柔軟路線へと北朝鮮を導いたとは、必ずしも言えないのである。ここで1990年代半ばから現在までの強硬路線に関連する主要な事件を列挙すると以下のようなものになる。

1996年9月18日には北朝鮮の潜水艇が韓国江陵市の海岸で座礁。周辺捜索の結果、13人の北朝鮮兵士を射殺、また兵士11名の死亡（集団自殺）が確認され、さらに1人を拘束した³⁰。

1998年6月22日、東草近海における潜水艇侵入。漁網にかかり捕捉され乗務補助員及び工作員9人が自殺。同年8月31日の日本海・三陸沖に向けてテポドンの発射実験³¹。同年11月20日、江華島海岸に侵入した北朝鮮潜水艇が発見されて逃走。同年12月18日、北朝鮮潜水艇が全羅南道沖南部の海域に侵入し、韓国海軍がこれを捕捉し公海上で撃沈。

1999年3月23日、日本の海上自衛隊の哨戒機P3Cが能登半島沖で2隻の工作船を発見。日本の海上保安庁の巡視船が停船命令の後に威嚇射撃したが逃走。同年6月9-11日、北朝鮮の警備艇が連続して領海を侵犯し韓国側と銃撃戦。

一方柔軟路線とも捉えることができる主要な項目は以下のようなものである。1999年5月ベリー政策調整官が訪朝し、米国の「対北朝鮮包括的アプローチ」を示し、この後にベルリンにおける米朝協議の結果、ミサイル発射凍結に合意し、9月17日に米国は北朝鮮に対する経済制裁の緩和を発

表。また同年12月3日には日本の村山訪朝団との間で共同声明。

2000年4月、7年半ぶりの日朝第9回国交正常化交渉開始。同年5月、金正日総書記訪中。同年6月22日、南北首脳会談。同年7月、バンコクで日朝外相会談。同年8月、第10回国交正常化交渉。同年9月25-26日、南北国防相会談（済州島）開催。同年10月9日、北朝鮮の趙明禄国防委員会第一副委員長が訪米しクリントン大統領と会談。10月12日米朝共同声明（米朝間に敵対的意図は存在しない、長距離弾道弾実験の凍結継続、テロに対する国際的努力など）。同年10月23日、オルブライト國務長官（訪朝）・金正日氏会談。同年10月、日本政府50万トンの米支援決定（しかし第11回正常化交渉中断）。2001年1月15-20日、金正日総書記訪中（主に上海市内を視察）。同年末新義州を新たに特区とする報道が活発化³²。

4.10 ブッシュ政権との対立

2001年に米国で誕生したブッシュ政権は、前政権とは異なり、北朝鮮に対する懐疑心を保持していた。また9月11日の同時多発テロ事件によって、テロ支援国家としての北朝鮮への風当たりは、益々強いものとなった。ブッシュ大統領は2002年1月の一般教書演説で、北朝鮮をイラク、イランとともに「悪の枢軸」と呼ぶこととなった。ブッシュ政権成立後の北朝鮮の対応に関しては、他の章で詳述されているので、以下のような一部の項目のみを挙げることにする。

2001年12月22日、九州南西海域で北朝鮮工作船発見。深夜、日本の海上保安庁巡視船と銃撃戦の結果沈没。2002年6月29日、北朝鮮の警備艇2隻が領海侵犯し韓国側と銃撃戦。2002年7月、物価体系などの見直しに着手。同年8月18-19日、平壤で日朝赤十字会談。同年8月25-26日、平壤で日朝外務省局長級会談。2002年9月17日、小泉首相訪朝、小泉・金正日会談。その後拉致問題によって日朝関係停滞。

4.11 おわりに

以上の概観を通して、北朝鮮の経済政策は常に一貫性を欠いたものであり、他の国家政策によってしばしば変更または消滅を余儀なくされてきたものであったことが理解できる。北朝鮮における経済政策とは、銃撃戦が展開される荒海に浮かぶ小舟のような存在であったと表現することができる。

但し、1990年代初期の先鋒・羅津に関連した一連の外資導入政策、さらに2002年の物価体系の改訂などの断続的な流れをみると、そこに僅かではあるが現状を打破しようとする意図を感じ取ることができる。

北朝鮮に求められているのは、その意図を強く国際社会にアピールすることであり、経済問題を政治、軍事、外交問題などと分離する姿勢を示し、ともかく一貫した鮮明な経済政策を展開することのように思える。

また経済政策決定の際に生ずる様々なリスクを避けるためには、意志決定プロセスにおける統計に基づく自由な論議の場が必要であり、そうした論戦の様子が諸外国に伝達されたとき、北朝鮮の懸念とは逆に、国際社会はそれを高く評価することも認識すべきであろう。

◆注釈

- 1 1904年の日露戦争開始（日本は2月10日に宣戦布告）によって、日本は韓国を「保護国」とする方針をとり、1904年2月23日に日韓議定書、1904年8月22日に第一次日韓協約、1905年11月17日に第二次日韓協約を調印した。このとき総督府が設置され、大使であった伊藤博文（1841年生）が初代総監となった。伊藤はその後韓国の高宗皇帝を譲位（その皇太子純宗即位）させ、1907年7月24日第3次日韓協約を調印、1909年6月に総監を辞し、10月26日にハルビン駅頭で安重根によって暗殺された。日本はこの暗殺によって日韓併合を急ぎ、1910年8月22日、寺内正毅総監と李完用首相によって日韓併合条約が調印され（韓国は朝鮮へと名称変更）、第二次大戦の終結まで日本の支配が続いた。
- 2 北朝鮮では金日成氏の生誕を1912年4月15日として、この年を主体元年、この生誕日を太陽節としている。実際に同氏が登場したのは1945年10月の革命大会における司会役としてのそれであり、その後、党副委員長、朝鮮民主民族統一戦線議長等を歴任し、1948年9月の共和国成立後、初代首相となった。1950年朝鮮戦争に際し、軍事委員会委員長・人民軍総司令官に就任し、1953年に元帥となり、1972年、国家主席、1994年の逝去までその地位にあった。
- 3 ちなみに1958年9月27日には、中国人民志願軍が北朝鮮からの第6次撤退を開始している。また1960年10月13日には中国と北朝鮮との間で、長期借款協定（4億2000万ルーブル）が調印されている。
- 4 この背景には朝鮮戦争休戦協定締結の約4ヶ月前の1953年3月5日にスターリンが死去し、1956年2月14日のソ連共産党第20回大会において、フルシチョフによるスターリン批判が行われ、これに対して毛沢東などが危機感を募らせたこと、また1962年のキューバ危機を経て1964年10月15日にフルシチョフを解任して第一副主席となったブレジネフの新体制下においてもスターリン批判の論調は代わらなかったこと等の要因があった。なおこうした背景の中で、1958年11月21日に中国・北ベトナム訪問に出発した金日成氏が、11月25日に毛沢東と会談、また帰国時の12月6日に再び毛沢東と会談している。さらに1961年7月10日には、7月6日のソ連・北朝鮮友好協力相互援助条約締結を受けて金日成氏が再び訪朝し、毛沢東と会談している。
- 5 李承晩氏は1875年3月26日黄海道平山に生れ、渡米後、1905年にワシントン大学卒。1919年大韓民国臨時政府（在上海）國務総理、1945年帰国後、1948年に大韓民国成立とともに初代大統領。1960年のハワイ亡命までその地位にあった。1965年7月19日ホノルルで死去。
- 6 朴正熙氏の略歴は以下のようなものである。1917年9月30日慶尚北道亀尾に生れる。1937年大邱師範学校を卒業後小学校教師。1942満州国新京軍官学校卒業後、少尉として日本陸軍士官学校に留学し、1944年卒業後関東軍に入る。1946年5月帰国後、同年警備士官学校を卒業し、陸軍情報局第一課長、第五師団長を経て1953年陸軍少将。1961年5月のクーデターを指導し、7月に国家再建最高会議議長、11月大将。1962年、李承晩の後任であった尹大統領を辞任させ、大統領代行、1963年に民主共和党総裁を経て12月に大統領就任。1974年8月15日の暗殺未遂事件によって夫人死亡。1979年10月26日金載圭KCIA部長により殺害。
- 7 1969年12月13日乗員82名釈放。
- 8 中国最初の原子炉が正式に始動したのは1958年9月27日であるが、その後の中ソ関係悪化から原爆製造にはフランスからの秘密支援があったものと見られている。また中国は1967年8月17日には最初の水爆実験に成功している。

- 9 例えば1968年8月20日にはソ連東欧軍のチェコ侵入事件、また1969年3月2日及び15日にはウスリー江ダマンスキー島における中ソ両軍の武力衝突が発生している。さらに中国も、1959年8月25日の中印国境における最初の武力衝突後、1962年7月21日にも同様の武力衝突が起こるなど（11月21日に中国が一方的停戦を声明）、対インド関係、また対台湾関係などの問題を抱えていた。
- 10 ちなみに1970年3月31日には日本航空の「よど号」が日本の赤軍派にハイジャックされる事件が発生している。
- 11 また同年6月8日には人民日報が論評を載せ、米国の情報収集艦の北朝鮮領海侵犯に対して「朝鮮人民に対する米帝国主義の重大な軍事的挑発」と非難している。
- 12 6月24日には中国党代表団が平壤を訪問。
- 13 当時水面下では中米関係打開の試みが展開されていた。例えば1971年7月1日にはキッシンジャー大統領補佐官が秘密訪中し同月15日には中米同時の「ニクソン訪中（1972年）」に関する政府発表が行われている。
- 14 林彪による毛沢東暗殺計画が失敗し、モンゴル領内で林彪を乗せた中国機墜落した事件を意味する。ちなみに、この事件直後の10月26日には中国の国連参加が、翌年の1972年10月21日にはニクソン訪中が実現している。また林彪事件以後、四人組の権力が増大して周恩来追い落としのための批林批孔運動が展開されることになる。
- 15 1972年12月28日には金日成が新憲法により国家主席に就任。また1973年8月8日には金大中氏に対するKCIAによる東京誘拐事件発生している。
- 16 さらに1973年9月6日中国軍事代表団訪朝、9月9日人民日報社説「輝かしい戦いの歷程、北朝鮮建国二五周年を祝う」の掲載、1974年11月28日人民日報評論「米軍は南朝鮮から撤退せよ」などの動きがある。
- 17 1976年4月5日天安門広場において周恩来を悼む花輪撤去に反対する民衆と公安が衝突した。第一の天安門事件である。
- 18 この直後の10月3日には鄧小平氏が来日している。
- 19 但し南侵の動きがまったく消滅したわけではない。例えば1974年11月15日に軍事境界地区において北からのトンネルが発見され緊張が高まったという経緯もある。
- 20 当時米国は嘉手納基地よりB52を発進させDMZ 沿いに示威行動をとった。このとき、初めて金日成氏は西側に対して「遺憾の意」を表明し、これによって事態は沈静化したのである。
- 21 北朝鮮は事件への関与を否定。しかし北朝鮮の「犯人」がビルマで逮捕されている。
- 22 金日成氏との特別な友好関係にあったルーマニアのチャウシェスク大統領は1989年12月23日に処刑されている。
- 23 第一の天安門事件とは前述の1976年4月の争乱のことである。
- 24 この結果、韓国・中華民国との外交関係は断絶し、その後「最高水準の非公式関係」へと推移した。
- 25 軽水炉協定の調印は1995年12月。1997年3月起工式。軽水炉供給の主契約者は韓国電力公社。それは北朝鮮によるIAEAの査察拒否などによって順調に推移したわけではなかったが、その後第1号基を2008年、第2号基を2009年各々完工とする道筋がつけられることとなった。
- 26 この時再会された米朝高官協議第三ラウンドも中断され、再開したのは8月15日のことであった。
- 27 金正日氏に関する北朝鮮公表の経歴とは以下のようなものである。1942年2月16日白頭山

密営出生れ。1952年11月22日万景台革命学院四学年に編入後サムソク人民学校、平壤第四人民学校、平壤第一中学校を経て1960年9月1日、金日成総合大学入学。1964年3月18日卒業。卒論「社会主義建設における軍の位置と役割」。同年6月19日朝鮮労働党中央委員会入り。1973年党中央委員会書記就任。1974年10月社会主義建設における「七十日間戦闘」を発起。1975年11月「三大革命赤旗獲得運動」を発起。1980年10月14日党政治局常務委員会委員、党中央軍事委員会委員に推戴。1981年5月西海開門建設について方針提示（1986年完成）。1983年6月1日－6月13日中国非公開訪問。1988年2月第三次七カ年間計画に際し「二百日戦闘」を提起。1990年12月朝鮮人民軍最高司令官に推戴。1992年4月20日元師称号を授与。1993年4月9日共和国国防委員会委員長に推戴。1994年7月20日「偉大な領袖を追悼する中央追悼大会」に出席。1997年10月8日労働党総書記に推戴。

- 28 1993年12月8日の労働党中央委員会第6期21回総会における姜成山総理報告。
- 29 2001、1998年と2001年の数値は馬鈴薯を穀物換算したものを含む。これゆえ2001年の純穀物生産量は250万トン前後であったものと見られている。FAO/WFP, “Special Report, Crop and Food Supply Assessment, Mission to the Democratic People's Republic of Korea” ,27 July.
- 30 北朝鮮側はこれを通常の偵察任務における事故と主張。しかしその後の捜索の際の北朝鮮兵士の総数、反撃の様子からみると韓国側が主張する意図的な挑発行為という見方がより説得的である。11月7日に捜索終了。韓国側は軍民計15名が殺害されている。
- 31 北朝鮮は1970年代から弾道弾の開発を進め、旧ソ連のスカッド・ミサイルをベースに1993年には、射程1000キロの中距離弾道弾ノドン1、またその後改良型ノドン2（射程をさらに300キロほど延長）を開発し、1996年近辺には実践配備に入ったものと見られている。なおテポドン1は、ノドンよりさらに長射程（2000キロ）の弾道弾であり、また開発中のテポドン2の射程は3500キロ以上と見られている。なお北朝鮮はこれを人工衛星打ち上げであったと主張している。
- 32 その後2002年9月12日に新義州特別行政区基本法が採択されている。

曲がり角に立つ北朝鮮経済

李 鋼哲

5.1 はじめに

昨年（2002年）7月から、北朝鮮は「新経済措置」として、物価、賃金、流通、為替レートなど幅広い分野での経済管理における大胆な「改革」¹を実施した。これは前年の2001年10月、金正日総書記が経済管理の幹部達を集めて行った、「社会主義経済管理を改善、強化することについて」という重要な講話に基づくものである。金総書記の講話は中国の鄧小平が1992年に行った「南巡講話」に匹敵するものだとの評価も出ている。果たして、この「新経済措置」が経済体制改革への青信号になるのかどうかが北朝鮮経済を分析する焦点になる。

こうした国内の改善措置と歩調を合わせるかのように、同年9月には「新義州経済特区」設立に関する措置を発表し、世界の注目を集めた。この特区設立の措置は、今まで社会主義諸国が実施してきた「経済特区」とは性質が異なり、外交と国防以外のすべての権限を特区行政府に賦与するもので、香港やマカオに似たような全く資本主義制度の導入を目指していることから見ると、「一国二制度」²そのものに他ならない。

これで北朝鮮は対外開放と対内改革の新しい段階に突入しているのではないかと見られている一方で、これは金正日総書記のパフォーマンスであって、本格的な改革開放と見るのは早計であるとの見方もある。こうした「措置」の本質は何なのか。

さらに、金正日総書記はこうした改革・開放措置とともに、日朝国交正常化に向けて積極的に取り組み、懸案となっていた日本人「拉致問題」を公式に認めて謝罪し、国交正常化に向けた「平壤宣言」に署名した。同時に、米国との関係打開を目指して、核・ミサイル問題と「米朝不可侵条約」締結問題を同時解決する提案を示し、対米関係改善に向けての意欲も表明した。これらは改革・開放のための環境整備そのものではないか。

こうした問題意識をもとに、本章では、北朝鮮の近年の経済改革と対外開放がどのように進んでいるかについて考察し、中国の改革・開放のプロセスと比較する視点から、今後の発展の方向を探り、さらに、北朝鮮の経済的变化に北東アジア諸国は如何に対応すべきかについて、筆者の所見を述べたい。

5.2 歴史的な試練の2003年

ところが、こうした北朝鮮当局の動きとは裏腹に、「平壤宣言」に基づいて再開した日朝国交正常化交渉も、拉致問題によって大きくブレーキがかけられ、正常化交渉は前進するところか両国の溝は深まる一方である。不思議なことに、日朝間の動きに米国が楔を打ち込むかのように、昨年10月にケリー国務次官補が訪朝した後、核開発問題が再び取り上げられ、徐々にエスカレートする。北朝鮮を取り巻く国際情勢は段々厳しく、国際的孤立が一層深刻になりつつある。したがって、北朝鮮の外交と内政において、2003年は大きな歴史的試練の年であり、一步間違えれば崩壊の危機に直面するか、または再び戦争の危機をもたらす可能性すら否定できない、予断を許さない状況にある。さらに、米国の国連を無視したイラク攻撃が始まった危険な現実を見ると、「悪の枢軸」と言われる北朝鮮が米国の次の攻撃標的になるというシナリオは、決して「狼が来た」というフィクションの話ではなくなった。

このような険しい国際情勢のなかで、北朝鮮国内では依然として深刻な

食糧とエネルギー危機から脱却できず、経済的には最悪の困難に直面している。一難去らずにまた一難。1995年から続く自然災害に加えて、国際社会からの孤立のために、食糧やエネルギー援助が段々厳しくなっているため、この国の国民はますます飢餓へと向かい、越境者や難民の流出が後を絶たず、国民に対する統制システムが機能を失いつつあるのも実情である。

こうした国際的な孤立と国内の危機からの脱出を図るため、対外的にはNTP脱退（2003年1月10日）を宣言するなど対米外交では核開発カードを振り回し強硬な対応をとりながらも、一方では門戸開放や経済改善策を模索していることを見逃してはならない。

90年代に市場経済の実験として設立した「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」は、10年間の運営で意図したほどの甚だしい成果を上げていないため、当局は同地帯開発にこれ以上の期待をかけていないことは事実だが、それにしてもその門戸を閉ざすような後戻りの対策はとっていない。それに、2000年6月の南北歴史的首脳会談実現を契機に、北朝鮮は対外開放政策を一步前進させ、南北鉄道連結事業の推進、開城工業団地の建設、そして金剛山観光事業の継続と拡大を図っている。さらに、昨年9月には「新義州行政特別区」の設置を正式に発表するなど対外開放の面においては、「点から線」へと拡大する方向に展開している。これは大きな変化であり、1970年代末から80年代初頭の中国対外開放の初期段階と非常に似ていると思う。

一方国内経済体制については、1990年代の小規模の改善策から大きく踏み込んで、昨年7月からは、物価や賃金の大幅な改革を断行しており、事業体の運営効率と責任体制を強化することによって生産性の向上を図っているなど、国内改革にも「質的な変化」が見られる。こうした改革措置は一定評価できるものの、他方では50年間持続した社会主義計画経済体制の硬直性に加えて官僚主義体制の抵抗が根強く、曲折な道が待ち伏せている。

さらに、国際情勢が依然として厳しさを増すなかで、国内改革を思い切って推進するような国際環境は未だに熟していないのも現実である。金正日政権がこのような厳しい国内外の難関を打開できるのかどうか、2003年はそのリーダーシップが問われる歴史的な試練の一年になるだろう。

5.3 金正日総書記の「南巡講話」と「7.1措置」―改革の青信号？

5.3.1 金総書記の「南巡講話」

国内経済を建て直すために、北朝鮮は2002年の7月から物価・賃金改革を始めとする経済管理の「改善措置」(=「7.1措置」)がスタートした。この措置は、2001年10月に金正日総書記の下した指示に基づいて、約9ヶ月の時間をかけて策定したものである。

金正日総書記は経済部門の幹部達を集め「社会主義経済管理を改善強化することについて」³講話を行った。その内容から見て、中国で1992年に小平が南方視察に際して行った「南巡講話」に例えられ、北朝鮮の指導部が現行経済体制の行きづまりを認識した上での思い切った改革措置であると言えよう。

金総書記はまず、国内経済における問題点及びその原因について次のように指摘した。

「現在、社会主義経済建設で最も懸案となっているのは経済管理問題である。未だに経済は正常軌道に乗ることができずにおり、社会主義経済管理体系及び秩序も大変困難なものとなった。これは、わが幹部らが党の思想と意図に合致するよう経済指導及び管理を正しく行うことができなかったところに、その原因がある」。

ここで、金総書記は、経済は正常な軌道に乗っていないと、現状を率直に認め、その原因は幹部らの党の政策執行に責任があると指摘した。

「経済管理で革新を起こすことができないなら、経済を復興させることができず、経済強国も建設することができない。社会主義経済管理を改善して完成させる上で堅持していくべき基本は、社会主義原則を確固と守りつつ、最も大きな実利を得ることができるようにすることである。これまでの経済管理体系と经济管理方法が、当時は正しく良いものであったとしても、今日合致しないこともあり得る。変化、発展する現実の要求に合致するよう経済管理で改めるものは大胆に改め、新たに創造するものは積極

的に創造すべきである」。

ここで、まず「経済管理の革新」を強調し、「最大の実利」を得ることが重要であると指摘した。次に、既存の経済管理体制と管理方法が間違っているということを認め、大胆に改善する必要性を強調した。その上で「新しい創造」を提唱している。つまりは、父親の金日成が築いた経済体制への絶対的な固執から脱却しようとする意図が見え隠れているのではないかと。

さらに、具体的な改善策として、計画権限の一元化、価格決定権の企業への移転、政府各部門の責任の強化、物流市場の組織と運営、技術・経済的計画と財政計画の重視、企業・協同農場の自立性の強化、分配の平均主義の排除、無料で提供する社会保障の見直し、科学技術と情報産業の発展、等を取り上げ、具体的な指示を出した。

これらの措置は、まだ国内経済発展に対する戦略的な取り組みであるとは言えないものの、国内の危機的状況への認識と、それを脱却するための改革の意志は強く感じられるものである。

5.3.2 「7.1措置」とその意義

この金総書記の講話に基づいて行った「7.1措置」は、疲弊した経済を再建する上で画期的なものであるといっても過言ではないだろう。その変革の本質は何であろうか。

周知のように、北朝鮮は90年代中盤に「苦難の行軍」を経るなかで、計画経済のメカニズムはほとんど麻痺した。消費財と食糧の絶対的な不足で配給制が正常に機能できず、国内企業間の計画による分業体制が麻痺し、各工場、企業所はすべての生産財を自ら調達するという変質した計画経済と自力更生の仕組みになってしまった。その結果、地下経済がはびこり、闇市場での物価に堪える能力を失った貨幣賃金は人民から顔をそむけられ、職員の職場離脱が拡大するなど、深刻な社会的綱紀の弛緩現象が発生した。中国との国境地帯で越境者の行列が大量に発生したのも、このような国内経済の疲弊を反映している。

このような現象の危険性を知りながらも、「主体思想」に呪縛された北朝鮮当局はこれを收拾する革新的な政策を打ち出すことができず、現実性のない既存政策を繰り返し強調するだけで、国内では地下経済との二重現象をはじめ政策と現実の乖離は日増しに深まった。こうした難局を突破するために大胆かつ革新的な対策と措置が必要と、金総書記は判断したのだと考えられる。

この措置は、第1に既存の思想的刺激中心から物質的刺激への転換を通じて、経済主体の活動意欲を向上させ、第2に、それを通じて労働力を結束させて工場稼働率を高めるなど生産を正常化し、第3に、商品価値と価格の乖離現象を克服し、貨幣機能の正常化を通じた統制を実現することを中間目標と定めているように見える。

それでは、こうした措置の究極的な目標は何であろうか。それは、地下経済機能の公式部門への吸収を通じた経済秩序の回復と計画メカニズムの復活である。計画の一元化、細部化に立脚した既存の指令型計画経済への復帰が現実的に不可能であることを認め、中央政府の役割縮小、下部組織の権限の強化、一部の市場調整機能の導入を通じた計画経済への復活ではなかろうか。

こうした目標のもとで実施され始めた「経済管理改善措置」では、国家は計画の緩和を、企業は自立性の拡大を、個人は消費の主体となるといった方向を示しているのである。つまり、経済活動の主体である国家、企業と個人の三つの面がすべて含まれている改善措置である。

この措置によって、まず、北朝鮮式社会主義運営の主軸をなしていた配給制に大きな変化が生じ、賃金と物価が大幅に調整された。例えば、米1kgを80銭で買い上げ8銭で配給していた既存の方式をやめ、40ウォンで買い上げ44ウォンで販売することになった。この米価格の変動を基準にしてすべての物価と賃金が引き上げられた（図表5-1を参照）。これは闇市場価格を反映した固定価格の現実化、二重価格制による財政赤字の解消という意味を持っている。しかし、まだ自由に米を売買できる市場にはなっておらず、配給制の完全廃止段階まで到達していない。

図表5-1 物価・賃金調整の主な内容（2002年7月）

項 目	単 位	調整前(ウォン)	調整後(ウォン)	農民市場価格
米	1kg	0.08	44.0	49.0
トウモロコシ	1kg	0.07	33.0	33.6
ディーゼル油	1kl	1.0	38.0	—
地下鉄	1区間	0.1	2.0	
家賃(平壤)	1㎡	—	2.0	
月給 一般労働者	—		2,000	
炭坑労働者	—	110	6,000	

出所:大韓貿易投資振興公社(KOTRA)の調査などによる。

次に、分配の平均主義を撤廃し、差別賃金を公式化した。「能力に応じて働き、必要に応じて分配を受ける」という共産主義方式ではなく、「能力に応じて働き、成果に応じて分配を受ける」という社会主義分配方式を明確に打ち出した。これは企業や個人のすべてに適用される。

もうひとつは、計画樹立に当たって、下部組織の自主性を強化したことである。「国家計画委員会は戦略的・国家的な重要指標を計画化し、細部計画指標は当該の機関、企業所において計画化」とするという、今まで実施していた指令型計画経済の是正を明確にした。

最後に、市場機能を部分的に導入した。原資材、部品など生産財の一部について企業間の売買を可能にした「社会主義物資交流市場」を許容し、地方工業生産品（消費財）の価格を企業所が自ら決め、販売できるようにした。

これらの措置は、生産から流通、分配から消費までのあらゆる経済分野における「経済管理改善」であるに違いない。一旦ここまで踏み出したら後戻りは不可能に近いだろう。今までの部分的な「改善」措置とは質的に違う「革新」措置であると考えられる。

1980年代初頭の中国が行った計画経済を主とし市場経済で補完をする「社会主義商品経済」の段階と似ている。

5.4 「点から線」へ漸進的な対外開放

2002年は北朝鮮にとって大きな政策転換が試みられた年である。国内経済困難を打開するための国の存亡を賭けた大胆な措置が次々と打ち出された。「7.1措置」が打ち出されてまもなく、9月12日には「新義州経済特区」設置に関する決定が発表され、最高人民会議では『朝鮮民主主義人民共和国新義州特別行政区基本法』（以下『基本法』と略す）が採択された。続く11月13日には『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置することについて』という政令が最高人民会議常任委員会により発表され、南北協力事業の一環として開城工業団地の設置が法的に決められた。これとともに、南北鉄道連結事業への取り組み、金剛山陸路観光事業の推進なども実質的な進展を見せている。これらの対外開放の法的措置と実態の推進を総合的に見ると、北朝鮮の対外開放政策は1991年末初めて「羅津・先鋒自由経済貿易地帯」を設置して以来、国の東西南北で対外開放の窓口を設置することにより、「点から線」への範囲の拡大と質的な転換が起こっていることは明白である。羅津・先鋒を「市場経済の実験場」と言うならば、新義州経済特区は「資本主義の実験場」であると言える。

5.4.1 新義州経済特区設置とそのインパクト

新たな経済特区が新義州に設置されたことは、その合理性と妥当性は別として、今までどの国でも実験されたことのない前例なき「壮挙」であると言える。これを10年前に設置された羅津・先鋒自由経済貿易地帯と比べると、確かに経済的自由度と政治的自由度が質的に高められている。

『基本法』（図表5-2を参照）を見ると、新義州特区は立法・行政・司法権を付与され、特区の事業には内閣や中央機関の関与を排除するとしている。特区の外交や防衛に関しては国家で行うが、独自で対外事業と旅券発行はできるとしている。

新義州特区の最高権力機関である「立法会議」の議員は、「住民の一般

的、平等的、直接的選挙」により投票選挙し、住民権をもつ外国人も「立法会議議員」になれるという。行政府の最高責任者としては長官をおき、裁判は行政区裁判所、および各地区裁判所が行う。同行政区には国籍、国旗、国歌、首都、領海・領空、安全保障に関する国家法規以外の法律は適用されないとしている。

新義州特区は、「国際的な金融、貿易、商業、工業、先端科学、娯楽、観光地区」としての発展を目指し、そのために土地を国家所有のもとで2052年末まで借用し、公正で特惠的な税金制度を確立し、進出企業には投資奨励や投資環境、経済活動の優遇条件が与えられるとしている。

この『基本法』から見ると、国内体制と完全に分離した特別制度が導入され、中国の香港モデルにほとんど近く、「一国二制度」の北朝鮮版と言えよう。

5.4.2 特区設置の背景と長官任命の茶番劇

実際に、新義州が経済開発の窓口として注目されたのは1990年代後半である。北朝鮮が深刻な食糧・エネルギー不足に直面した時、中国からの援助物資は多数が丹東—新義州経由で搬入され、中朝国境貿易にも主にこのルートが使われている。こうした地理的な条件をみて韓国企業がその将来性に注目し、中国丹東市に会社を設立し新義州を新しいビジネス拠点として開発することをもくろんでいた。最初に注目されたのはIT産業であり、東北アジア版の「新義州バレー」を造成する計画が2000年初頭に暖まってきた⁴。

しかし、韓国企業が夢見たビジョンは、金正日総書記の思惑によって密かに変わっていた。複数の外交筋⁵によると、2000年5月、金正日氏が総書記として初めて訪中した際、中朝国境に接した新義州を経済特区にする構想を、朱鎔基首相に明かし、意見を求めていたところ、朱首相は、つくるなら（南北朝鮮を分断する）38度線上でやるのがいい、韓国に近い開城付近での開放を先に進めるほうがより大きい経済効果を期待できると助言

図表5ー2 『新義州特別行政区基本法』の骨子

【政治】 ・国は新義州特区を中央に直轄させる ・特区に立法権、行政権、司法権を付与し、特区の法律制度を50年間変化させない ・防衛と外交は国が行う。国は特区に軍事人員を駐屯させる。特区は旅券を別途発給できる ・国は戦争などの発生時、非常事態を宣言できる
【経済】 ・土地と天然資源は国の所有する ・国は特区を国際的な金融、貿易、商業、工業、先端科学、娯楽、観光地として整える ・国は特区に土地の開発、利用、管理権限を付与する。建設総計画は国の承認を受ける ・土地賃貸期間は2052年12月31日まで。その後も企業の申請に基づき延長可能である ・個人所有の財産を保護し、相続権を保障する ・勤労者の最低賃金基準を特区と国の機関が合意して定める ・外貨を制限なく搬出入できる ・国は特惠的税金制度を確立。税金の種類と税率は特区が定める
【機構】 ・立法権は立法会議が行使。立法会議議員は住民らの投票で選挙する ・特区の住民権を持つ外国人も選挙権と被選挙権をもつ ・立法会議の決定は1ヶ月以内に最高立法機関に登録、最高立法機関は差し戻して修正させることができる ・長官は特区を代表し、行政的執行機関、全般的管理機関の責任者。任命は最高立法機関が行う ・検察、裁判は特区及びその管轄下の地区が独自で行う

し、新義州に隣接する東北地方は中国の中でも労働力が安く市場も十分でないため、日本や韓国の投資を呼び込めるだけの競争力が保てないと強調したという。金総書記はこの時、迷っている様子だったという。だがその後、金総書記は2001年1月に上海訪問後、我が国にも新しい経済特区を作るべきだと決意し、帰国途中に新義州に立ち寄り三日間も視察しこの地に決定した。金総書記が中朝国境にそれほどこだわった理由が何かは不透明だが、この上海訪問の時、初めて改革・開放を賞賛しその成果を肯定したことから見ると、中国をモデルにするには新義州が最適地だと判断したのではないと思われる。

それにしても、なぜ新義州特区は「深圳モデル」ではなく「香港モデル」が適用されたのかは明らかではない。実は、金総書記は80年代深圳を訪問したことがあり、深圳が小さな漁村から近代化の大都市に発展したことに非常に賞賛したという。その後、上海訪問で「上海モデル」がまた

彼の目を引いたのである。しかし、その1年9ヶ月後に発表された『基本法』からみると、これは「深圳モデル」でも「上海モデル」でもなく、紛れもない「香港モデル」となっていたのだ。その理由については把握するすべもなく、今までの断片情報によると、新義州特区の初代長官に任命された中国系オランダ籍の事業家である楊斌（欧亜農業集团公司の創業者）氏の影響が大きかったといわれている⁶。楊斌氏は長官に任命された直後に記者会見を行い、「この保守的な社会主義国家のなかに唯一完全な自由資本主義経済飛び地を建設する」と宣言した。楊の構想では、新義州特区の「特」という意味は次の3点にあるという。（1）特区は人事権のみならず、立法、司法、行政の自主権を持つこと、（2）中国と国境沿いの北新義州の132平方キロから50万人もの人口を移住させること、（3）欧州の法律体系に模倣して新しい法律制度を構築し、選挙によって立法機構と行政管理機構を組織し、裁判官は西側を含む外国から招き入れること、などであった。楊斌氏は、北朝鮮対外経済合作推進委員会に対して、もし北朝鮮政府が上記のような構想が実現できるように完全な政策さえ与えてくれるならば、特区開発には北朝鮮の資金を一銭も使わないと約束したという⁷。北朝鮮上層部に信頼が厚く、特に金総書記に信頼されているため、楊氏が提示した条件を政府が認めたのだと見ることができる。因みに、北朝鮮は新義州特区開発の初期段階として5年以内に1,500億ドル規模の外資誘致を目標とし、製造業とはほとんど関係ない賭博、金融、国際物流産業を育成するという⁸。楊斌氏の力と国際的人脈に頼ってこの計画目標が立てられたと見られる。

北朝鮮政府が特区設置を発表してから2週間も経たず、皮肉にも友好国である中国の公安当局は10月4日に特区初代長官の楊斌氏を拘束し、11月27日には「贈賄、詐欺、農地の不法使用など」嫌疑で逮捕した。世間を驚かした楊斌長官就任劇は蜃気楼のように終わってしまった。新義州特区はその後任人事が決まらず対外経済推進委員会の管轄になっているという⁹。

5.4.3 特区設置と中朝関係

中国当局は、楊斌氏の逮捕はあくまでも中国国内法を犯したためであると北朝鮮側や対外的に説明するが、この解釈には大きな疑問点が残る。外資導入を最大限に重視する中国が、オランダ籍の外国投資家であり、中国で成功した数少ない「グリーン農業」実験の旗手とまで評価されていた事業家を、そして友邦の特区行政長官に任命された人物を逮捕したことは、国内法律違反という理由で納得いくような説明にならないだろう。その背後に中朝関係の不調和音と信頼関係の程度がどれぐらいなのかが見え隠れていると見ることができよう。楊斌氏の逮捕は違法行為以外にも中朝関係と係わる三つの原因があると筆者は思う。

一つは、中国との国境地帯に設置する経済特区でありながら、事前に中国当局との調整が十分に図られなかったと見られること。前述で見たように中国の朱鎔基総理は新義州より開城の方を勧めたというが、金総書記は新義州に拘っていたことに加えて、特区長官に任命された楊斌氏が中国側との事前調整も無しに、外国人が査証なしで自由に特区に出入国できると宣言し、一時は丹東市に外国人が殺到し混乱を招いた¹⁰。丹東市当局は上層部から何らかの指示も得ていないといい、当惑していたという。

二つ目は、中国の遼寧省および丹東市は丹東—新義州を結ぶ「共同経済開発区」を進めたい意向があったが、北朝鮮が独走してしまったこと。もともと新義州特区計画の策定には遼寧省及び丹東市政府が参画し、新義州に不足する電力を丹東市が供給し、特区運営の初期段階には丹東空港、港湾貨物の置き場、通信設備などを利用できるように積極的に協力する姿勢であったという¹¹。しかし、こうした中国側の思惑とは全く違う「香港モデル」になったことで、中国資本と中国に進出している外国資本が新義州に流出するという危機感を中国側に感じさせたと思われる。だとしたら中国側が何らかの形で一定のブレーキをかける必要が生じたのではなかろうか。

三つ目は、北朝鮮の対外政策展開において、中国の存在を無視する節があるので、中国側はそれに対して警告を発する意味があったと思われる。

日朝両国の平壤宣言発表に対して中国当局は驚きを隠さなかった。そこに盛り込まれた重大な外交問題（例えば「拉致問題」を率直に認めたこと）に関して中国側は事前通報を受けていないと推測する。日朝首脳会談については、その前8月にロシア訪問で金正日総書記はプーチン大統領と何らかの事前相談があったと推測されるが、もしそうだとすれば、これは中国に対する不敬だと映るだろう。新義州特区における長官の任命に当たっても中国の事前了解を得る必要があっただろうが、そうした協議の形跡は見られない。

これは、中朝関係の一側面ではあるが両国の信頼関係が問われる重要な問題である。しかし、中国は北朝鮮の改革・開放政策そのものは支持しており、1980年代から北朝鮮の指導者達に「改革開放こそ生き延びる道」であると助言し続け、現在でも改革開放を支持する立場には変化がないということは念頭に置くべきである。

5.5 経済発展戦略と改革・開放の展望

では、北朝鮮がとっている経済改善措置と対外開放政策が今後どのように展開され、どのような方向に向かうのか、また、今後の経済発展戦略をどのように考えるべきなのだろうか。

これまで述べてきたように、北朝鮮の経済改善措置といっても、それが物価と賃金、生産と流通・配分など社会生活の全般的な分野で広げられているため、もはや「改善措置」としてみるのはできない。むしろ「革新措置」、または「改革措置」だと位置づけたほうが実態に即した表現であるように思う。対外政策においては、新義州特区の設置に見るように、これは確実に大胆な門戸開放措置である。つまり、北朝鮮の経済政策は改革・開放の新しい段階に踏み切っていることは明白である。しかし、北朝鮮国内ではこれらの改革・開放措置の理論的な裏付けはいまだに行われていないのが現状であり、したがって、こうした改革・開放措置に対して国内既

得権勢力の強い抵抗も予想される。金総書記がそのような抵抗勢力を排除しながら、独自の経済発展戦略を展開できるのかが注目されよう。ここで、北朝鮮の経済発展戦略を分析することによって、今後の発展方向を展望したい。

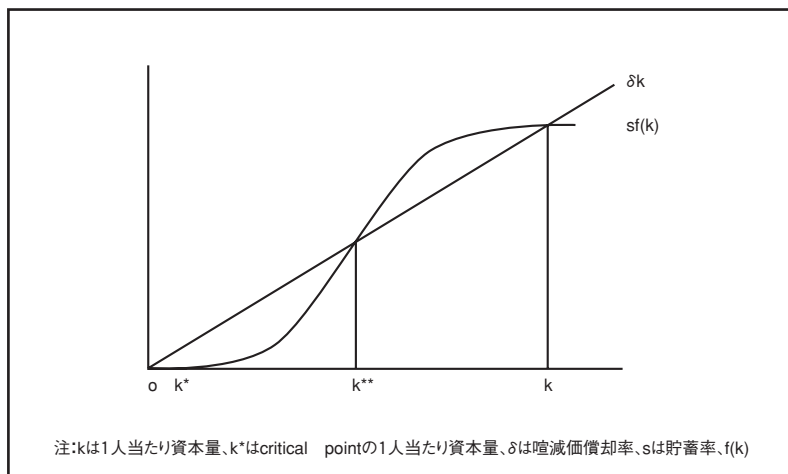
5.5.1「一気跳躍」の経済発展戦略

1990年代以降の北朝鮮の対外開放措置と経済改善措置、そして实体经济の変化を読み解くためには、経済開発の理論的な枠組みを通じて分析する必要があるだろう。

北朝鮮経済は一般的な社会主義計画経済諸国の特徴と言える「物不足経済」であり、「硬直した計画経済」、または「不完全な計画経済」の状態から脱出していない。その上、冷戦後に社会主義体制の崩壊とともに今まで依存してきた社会主義圏市場をほとんど失うことになり、その代替市場を確保することができなかった。そして国際経済からの孤立が進み、その上自然災害などによる深刻な食糧危機とエネルギー危機に直面し、一般的な「もの不足経済」のレベルを遙かに超えた「貧困の罠」にとりかかり、そこから自力での脱出はほとんど不可能になったと言っても過言ではない。したがって、そこには新たに外部からの資本注入と体制の思い切った改革が経済再建の唯一選択となっている。

そこで、本節では北朝鮮の経済発展戦略について、「貧困の罠」¹² (Poverty trap) と「ビック・プッシュ」 (Big push) という理論モデル¹³に基づいて分析して見たい。この理論モデルでは、経済成長の初期段階にある開発途上国では、初期資本の不足のため経済発展が制約され、永遠に「貧困の罠」から抜け出すことができないと仮定している。図表5-3で見るように、初期資本 ko が $0 < ko < k^*$ で与えられた場合、 ko は時間の経過とともに0に向けて収斂する。逆に、 ko が k^* より大きくなると、 ko は k^{**} に向けて継続的に増加する。つまり、経済成長の初期段階に蓄積した資本の量が非常に少ない国は永遠に「貧困の罠」から抜け出すことができない。しかし、

図表5-3 貧困の罠とビック・プッシュ



もし資本の量を k^* 以上に増加できるならば、その後 k_0 は自然に k^{**} に向けて持続的に増加する。生産関数に限界生産力が逓増する部分があり、現在の資本量が不足して「貧困の罠」から抜けられないとき、資本量を k^* 以上に増加させるためには外資の誘致しかない。つまり、外資誘致で資本量を k^* 以上に増加させれば、その後は経済が自律的に成長するプロセスに乗る可能性がある。このように資本量を一時的に大幅に増加する経済を貧困の悪循環から脱出させる発展戦略を「ビック・プッシュ」戦略という。ここで、資本量を k^* 以上に増やす行為が「ビック・プッシュ」に当たるが、これが成功すれば後進国でも自律的な成長プロセスに入ることができる。そして借りた資本を返還するだけでなく、いずれ先進国に変身することも可能である、という仮説である。

「ビック・プッシュ」の理論によると、北朝鮮が「一気跳躍」に成功するためには、まず、大規模の外資誘致が不可欠であり、次は、限界生産力が逓増するような生産体制が不可欠である。現在、北朝鮮が進めている対外開放政策による外資導入とIT産業への資源配分重視の政策で、「一気跳躍」が達成できるのかどうかは予測できないが、少なくともその条件を作

り出す方向に向いていると見ることもできる。その条件を具体的に検討してみよう。

5.5.2 新措置で見た北朝鮮経済の可能性

北朝鮮政府が打ち出した改革・開放政策を「ビック・プッシュ」発展戦略の見地から見ると、どのような経済的效果が期待できるのだろうか。

まず、農産物の買入れ価格が大幅に引き上げられたことは、農民に対する所得効果と生産意欲の増大をもたらすものと考えられる。農民の所得増大は農業への投資規模を拡大させ、農業近代化への道を開くものである。併せて国内市場の拡大は消費財産業への需要を喚起する。しかし、同時に諸物価が大幅に引き上げられている現状では、実質的な所得効果をもたらすことは考えにくく、また新たに導入された「土地使用料」15%も実は農民の負担増となるだろう。労働者の賃金引き上げについても同じようなことが言えるだろう。すると、物価と賃金の引き上げは労働生産意欲の増大と投資規模の増大に結びつかないかも知れない。つまり、生産力が逡増する生産体制にはならないのではないと思われる。

日用品の配給制が廃止され、市場に任せる方法は市場経済化への部分的実験と見ることもできる。また、企業が製品価格の決定権を企業に委ねる措置は、市場の需給バランスによって物価が決まるという市場経済の基本原理の導入であると見ることもできる。

しかし、食糧を始め「絶対的な物不足経済」が根本的に改善されない限り、賃金や諸物価の引き上げは、生産システムに何の変化ももたらさない。逆に、物不足によるハイパー・インフレを招く可能性があり、市場の混乱とともに、失業者や遊休労働者、年金受給者を直撃し、社会的混乱を招く可能性もある。

次に、対外開放措置の効果についてみる。北朝鮮は1990年代から昨年まで羅津・先鋒自由経済貿易地帯を設置し市場経済導入と外国資本導入に一定の成果はあったが、狙った目標からはほど遠い。しかし、その後も政府

図表5-4 近年に国交樹立回復した国と署名・調印した主な経済関連の協定

国交樹立した国・機関	主な経済協定
2000年 イタリア オーストラリア フィリピン 英国	2月 ロシアと親善・善隣・協力条約 インドネシアと投資促進・保護協定 シリアと二重課税防止協定 3月 エジプトと二重課税・脱税防止協定 4月 マレーシアと査証一部免除協定 6月 韓国との南北共同宣言 9月 中国と郵便・電気通信・情報技術分野の協力協定 イタリアと投資促進・保護協定、経済協力協定など 10月 マリと投資奨励・保護協定 11月 豪州と農業共同研究・開発計画の了解覚書 12月 ユーゴスラビアと二重課税防止協定
2001年 オランダ、トルコ、 ベルギー、カナダ、 スペイン、ドイツ、 ルクセンブルク、 ギリシャ、ブラジル、 ニュージーランド、 クウェート、EU、 バーレーン	6月 ナイゼリア・コンベ州と経済・技術協力の合意書 7月 ラオスと二重課税防止協定 8月 ロシア鉄道省と南北縦断鉄道の整備・近代化の協力合意文書
2002年 東ティモール	3月 タイと投資奨励・保護協定 4月 スウェーデン産業国際評議会と経済・技術協力合意書 5月 ベトナムと二重課税・脱税防止、投資奨励・保護、貿易の各協定 7月 インドネシアと二重課税・脱税防止協定、科学技術協力協定 リビアと投資奨励・保護協定、科学技術協力協定など シリアと科学技術協力協定 9月 日朝平壤宣言

出所:伊集院敦『金正日改革の虚実』日本経済新聞社、2002年により修正。

は金剛山観光特区、開城工業団地、新義州経済特区を設置し、南北間の鉄道連結事業にも本格的に乗り出した。これらの対外開放措置は、陸続きの韓国、中国、ロシアとの国境地帯にそれぞれの窓口を開いたものだと見ることができる。さらに、清津港、羅津・先鋒港、南浦港、元山港など主要な海港も開放されているのである。これらを地図で描けば、北朝鮮は既に四面八方から対外開放を進めていることがわかる。中国が1980年代後半に進めた「全方位対外開放戦略」と重なる。つまり、対外開放政策は「点から線」へと一段階前進していることは明らかである。現在の段階で、北朝鮮

が取っている開放政策の最も大きな特徴は、制限された地域や分野を選択的に孤立させ、開放することによって、体制内部に及ぼす影響を事前に遮断していることだ。資本主義の黄色風を遮断すると同時に、開放という目標を達成するためである、と理解することができる。これは社会主義国での対外開放の初期段階における一つの特徴と言える。

もちろん、対外開放したとしても、国内経済、インフラ整備、投資環境整備（ソフト）などは今なお不十分な状況にあり、それに米朝関係、日朝関係が一向に改善されないため、短期間で外国資本を大量に誘致することは不可能である。かつて、中国においても四つの経済特区を設置したにも係わらず、香港資本や華人資本以外はほとんど入ってこなかった。しかし、このような政策が試行錯誤のなかで実行されながら、政府当局は市場経済を徐々に導入することによって、外国投資家にとって魅力ある市場として経済環境、投資環境を改善する可能性はあるのではないか。

以上の分析から見ると、北朝鮮経済は、まだ「貧困の罠」から脱出する「ビック・プッシュ」戦略の条件を十分に満たしていない。しかし、北朝鮮の政策は明らかに変わりつつあり、改革による国内経済体制の変換と開放による外国資本の導入、国際市場とのリンケージを図る方向で進んでいると見ることができる。

5.5.3 改革・開放の展望

北朝鮮が進めている改革・開放政策をいわゆる「ビック・プッシュ」経済発展戦略と位置づけることは、あくまでも国際社会へ北朝鮮を取り込むための積極的なアプローチに過ぎない。他方では、北朝鮮が行っている措置を国際社会から「援助を引き出すためのポーズ」と見る人も大勢いる。とりわけ、日朝首脳会談に対しては日本の援助を引き出すためであることだけを強調し、拉致問題と核開発問題を徹底的に追求する声が日本国内では根強い。北朝鮮の全体的な変化に目を背けて、木を見て森を見ない近視眼的な視点では、問題解決の糸口はなかなか見つからないだろう。

北朝鮮は1999年後半から積極的に「実利外交」を展開している。この年に、北朝鮮として7年ぶりに国連総会に外相を派遣するのに先立ち、英国、ドイツ、フランスなど欧州の主要国に個別の外相会談を求める書簡を送ったのだ。2000年1月には主要7カ国（G7）のなかで初めてイタリアと国交を樹立することに成功し、四半世紀ぶりに豪州と国交を再開したほか、フィリピン、英国など相次いで国交を結んだ（図表5-4を参照）。同年7月にはバンコクで開かれたASEAN地域フォーラム（ARF）に白南淳外相が初めて出席し、会議の場を利用してオルブライト米国务長官や河野洋平外相、李廷彬韓国外交通商相とも初めて会談した。同時にアジア開発銀行（ADB）加盟を申請し、国際金融機関からの資金導入にも積極的な意欲を見せた。

韓国政府筋は「金正日総書記を頂点とする国家体制が整備されたのを受け、北朝鮮が外交活動を活発化し始めたもので、国際社会からの支援獲得や対米、対日交渉を促進する狙い」と分析した¹⁴。この積極的な「実利外交」で、北朝鮮は2000年から2002年現在、西側諸国を始め18カ国およびEUとの国交正常化を実現し、同時に経済協力に関する条約や合意文書を相次いで締結した（図表5-4を参照）。これに、南北首脳会談、米朝高級会談、日朝首脳会談などが実現したことは、北朝鮮にとってはドラスティックな外交成果であると同時に、北朝鮮を国際社会に取り込むための積極的な努力の成果であるとするべきであろう。こうした外交的な展開とともに、国内における「新経済措置」と経済特区の設置は、「金正日政権の面子を賭けた最後の試みであり、その成否には政権の運命がかかっている。…このような状況下での北朝鮮の転換への模索をポーズと決めつけて突き放し、力の論理によっていっそう追いつめることは、これまで築かれた北東アジアの平和と安定を一気に後戻りさせかねない」¹⁵という指摘には筆者も強く同感する。

5.6 むすびにかえて

結論的に言うと、北朝鮮は否応なしに改革・開放の道に向けて歩まざるを得ない。それが言葉の表現上では「改善」であろうと、「実利外交」であろうと関係なく、また政権に異変が起きようと起きまいと関係なく、北朝鮮が選択可能な唯一の道なのである。

しかし、改革・開放政策を成功裏に進めるためには、国内の正しい政策が必要不可欠であると同時に、北朝鮮が存続できるための安全保障環境が不可欠である。そのためには、北朝鮮は核問題を含めた国際社会との対話と協調路線をとらなければならない。言い換えれば、朝米関係、朝日関係の正常化を優先的に図らなければならない。

一方、国際社会も、北朝鮮の改革・開放への姿勢を正しく評価し、北朝鮮が第二の中国やベトナムになるよう、経済制裁の解除と同時に、道義的支援、経済的援助、市場提供など積極的な支援策を講じなければならない。北朝鮮の安定なしには、日本や韓国の脅威はなくなるしないし、北東アジア地域の安定と平和も実現しないことは明白である。

◆注釈

- 1 北朝鮮の政府関係者は外国研究者が「改革」という用語を使うことに対して拒否反応を示してきたが、最近、平壤を訪問したある学者に対して、我々国内では「改善」というが、外国メディアで「改革」と言っても構わない、とのコメントをしたという。また、平壤の一部学者も、これはまさに戦後最大の「改革」である、と言っている。
- 2 中国の「一国二制度」と比較してみると、実際、質的に異なるものだと思う。なぜなら、中国の場合は植民地であった香港とマカオを返還するための過渡的措置として実施されたものであり、究極の目的は一国一制度の統一された中国を目指すものである。しかし、北朝鮮の新義州経済特区措置は、国内に全く新しく資本主義制度を作り上げることにあり、今まで世界で例を見ない試みであるために、その成否に関しては誰も予測できない。
- 3 この講話は2001年10月22日付けの北朝鮮の「労働新聞」に一部内容が報道されており、2002年8月2日付けの韓国「中央日報」にその要約が掲載された。
- 4 ハナビズ・ドット・コム、ムン・クワンスン社長はそのビジョンを次のように述べた。「来る2002年、丹東と新義州は南北のIT人材が自由に往来して、南北協力事業を進行し、2000名以上の北朝鮮のITの人材と300を超えるIT企業、50以上の世界各国のIT企業が入居した、東北アジア最大のIT集積地になるはずだ」。そして同社は、2001年までに最小限1000余名以上の北朝鮮人材が就業して、100以上の韓国IT企業が入居できる団地を新義州地域に構築し、2002年からは韓国企業だけでなく米国と日本など、世界各国のIT企業を誘致する計画を立てたという。
- 5 出所：シンガポール華人紙『聯合早報』電子版<http://www.zaobao.com.sg>による。
- 6 出所：同上。
- 7 出所：香港『21世紀環球報導』2002年12月16日による。
- 8 出所：香港紙『香港商報』2002年10月17日付けによる。
- 9 出所：香港『21世紀環球報導』2002年12月16日付けで、11月20日付けの北朝鮮消息として報道した。その後任に関しては、香港『鳳凰網』10月12日付けの消息によると、平壤当局は韓国の前総理朴泰俊（74才、2000年2月より3ヶ月総理歴）氏に特区長官の要請があったというが、朴氏の関係者は否定しているという。因みに知っておくべきだが、韓国の『国安法』規定により韓国民は「敵国」のリーダーには就任できないという。また香港『鳳凰網』2003年1月16日付けの消息によると、特区長官の後任に香港の実業家（貿易と証券の専門家）で、公益慈善事業で国際的に評判が高い何鴻章（76才）を招き、2月16日の金正日総書記の誕生日に委任状を授与するとしたが、何氏は高齢を理由に断ったという。
- 10 新義州特区の基本法によると、特区は独自で旅券を発行することはできるが、外国人が査証なしで入国できるかどうかは、彼の長官としての権限範囲を超えている。つまり、外交の権限に属するものである。この点については北朝鮮当局も当惑したかも知れない。
- 11 出所：『聯合早報』2002年10月4日付けによる。
- 12 「貧困の罠」というのは、一国の国内実質投資が投資需要を遙かに下回る経済状況を指す。
- 13 イヨンフン（高麗大学アジア問題研究所研究員）「北韓の経済発展戦略と体制変化の展望」韓国『統一経済』2002年1月号。
- 15 伊集院敦『金正日改革の虚実』日本経済新聞社2002年、p.72より引用。
- 16 坂田幹男「転換を模索する北朝鮮の「新経済措置」」『世界経済評論』2003年1月号、p.65。

韓国と北朝鮮： 経済協力の現状と中期的課題

李 燦雨

6.1 はじめに

2002年に南北間の経済交流は、貿易総額の面では6.4億ドルを記録し（前年比59.2%増加）、史上最大の規模となった。韓国が北朝鮮へ京義線・東海線の鉄道・道路連結のための資材、装備を供与し、食糧借款を供与するなど非商業的交易が大幅に増加した理由もあるが、北朝鮮から韓国へ水産物・鉱山物輸出、繊維類委託加工輸出など商業的交易も前年比45.1%増加するなど全般的に南北間の経済関係が活性化した。

離散家族の再会問題も2002年に1,724人が再会し、南北政府間が面会所の設置に合意するなど前進した。金剛山観光は韓国政府の経費支援も行われ安定的に維持されており、陸路観光も視野に入った。

民間企業の投資や委託加工貿易、政府間の経済協力などを含む南北間の経済協力は、政府間の経済協力推進委員会の開催、南北政府の経済協力の制度的整備、民間企業の投資活動の持続など、肯定的に発展してきた。

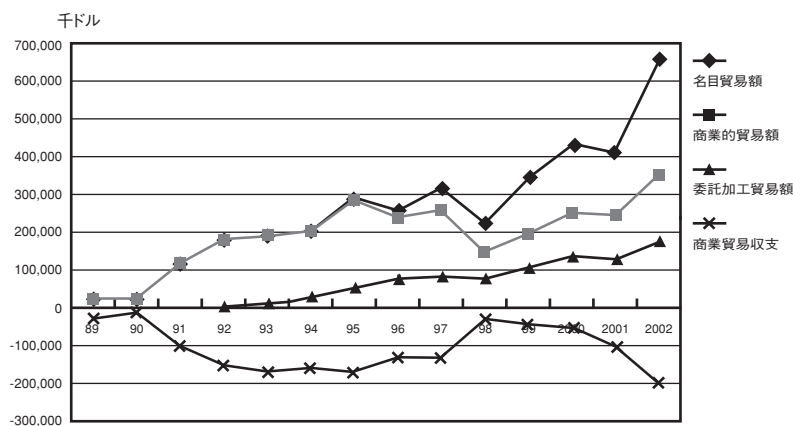
しかし、2002年10月以降、北朝鮮の「核開発」問題をめぐる米朝間の緊張で、米国が北朝鮮に対する「防衛的先制攻撃」の可能性を言及しており北朝鮮もIAEA査察団を追放しNPTからの脱退を宣言するなど、朝鮮半島情勢の先行きは予断を許さない状況となった。

北朝鮮は南北経済交流・協力については積極的になっているが、軍事境

図表6-1 南北貿易と委託加工貿易の推移(韓国基準)

(千ドル、%)

年度	名目貿易額	非商業的貿易額		商業的貿易額(A)			貿易収支		委託加工貿易額(B)			(B/A)
		輸出	輸入	小計	輸出	輸入	名目	商業	小計	輸出	輸入	
89	18,724			18,724	69	18,655	-18,586	-18,586	0	0	0	0
90	13,466			13,466	1,188	12,278	-11,090	-11,090	0	0	0	0
91	111,266			111,266	5,547	105,719	-100,172	-100,172	0	0	0	0
92	173,426			173,426	10,563	162,863	-152,300	-152,300	838	200	638	0.5
93	186,592			186,592	8,425	178,167	-169,742	-169,742	7,008	4,023	2,985	3.8
94	194,547			194,547	18,249	176,298	-158,049	-158,049	25,664	11,343	14,321	13.2
95	287,291	10,995		276,296	53,441	222,855	-158,419	-169,414	45,892	24,718	21,174	16.6
96	252,039	14,255		237,784	55,384	182,400	-112,761	-127,016	74,402	38,164	36,238	31.3
97	308,339	55,250	2,788	250,301	60,020	190,281	-77,799	-130,261	79,069	36,175	42,894	31.6
98	221,943	78,149	105	143,689	51,530	92,159	37,415	-40,629	70,988	29,617	41,371	49.4
99	333,437	144,279	122	189,036	67,553	121,483	90,227	-53,930	99,619	45,883	53,736	52.7
2000	425,148	179,051	1,679	244,417	93,723	150,694	120,402	-56,971	129,190	57,224	71,966	52.9
2001	402,957	163,950	2,694	236,313	62,837	173,476	50,617	-110,639	124,924	52,345	72,579	52.9
2002	641,730	297,384	1,387	342,959	72,770	270,189	98,580	-197,419	171,177	68,388	102,789	49.9



(注) 非商業的貿易には軽水炉工事、人道的支援、KEDO重油、金剛山観光開発、経済協力などのための物資搬出が含まれている。

(出所) 韓国統一省

界線の通過問題は米軍（国連軍）と北朝鮮間の「停戦協定」との関連があり、南北だけで解決できる問題ではない。

朝鮮半島情勢の緊張は南北間の経済協力にも悪い影響を与えることは確かであろう。ここでは南北間の経済協力の現状を踏まえた上で今後中期的な展望として発展のための課題を提示することにする。

6.2 韓国企業の対北朝鮮経済協力の現状と問題点

6.2.1 委託加工貿易の現状と問題点

企業レベルの南北経済協力は、委託加工貿易と直接投資の形態で韓国企業の対北朝鮮経済協力となっている。委託加工貿易は繊維類を中心に1992年より始まり、南北経済協力のうち、経済性のある分野として評価されている。現在は家電分野まで広がっており2002年の南北間委託加工の実績は約1.7億ドルとして商業的貿易額（3.4億ドル）の半分を占めた。韓国の北朝鮮に対する商業的輸出のうち委託加工用原資財の輸出が占める割合は1997年の60.3%から2002年に94.0%に増加し、韓国企業の対北朝鮮輸出（商業用）の殆どが委託加工用であることが分かる。南北間の貿易が増加しており委託加工貿易も増加しつつある。

しかし、北朝鮮と委託加工貿易を行っている韓国企業は受益性のあるケースや受益性のないケースが混在している。次の3つの韓国企業が発表した事例を紹介する¹。

① A企業:コンピューターモニターの委託組立て生産

- ◆ 生産ラインの全ての設備を投資し、部品（1,134種類）を韓国から供給し組立生産している。製品は全てがドイツに輸出される。
- ◆ 平壤の工場で技術指導を直接行った。
- ◆ 設備投資分と委託加工費を相殺する方式であり、6～7年に投資回収がで

きる。

- ◆ 物流費用を計上しても韓国内で生産する場合より20～30%コストが安い。
- ◆ 短所としては、北朝鮮工場へ自由な出入りが不可能であること、電力事情が悪いことである。

② B企業:テレビの委託組立て生産

- ◆ テレビなど家電製品の委託組立て生産は受益がない。物流費が高い状況で赤字となっている。
- ◆ 全ての部品・資材を韓国から調達するしかなく、資材不足が発生した場合、生産が中断される。
- ◆ 技術教育は第3国で行うしかなく、製品検査も韓国への輸入以降に行われる。通信も第3国経由である。

③ C企業:IT製品の委託組立て生産

- ◆ ADSL部品などを委託加工生産しているが、物流費用が高いため、韓国内での製造コスト(1個当たり24ウォン)より高い(1個当たり75ウォン)。
- ◆ 製品検査は平壤工場で1次的に行われる。
- ◆ 他のアニメーション事業などを通じて受益を挽回している。

以上のような事例から見て、南北間の民間企業レベルでの委託加工貿易は、品目によって受益性が異なることはあるが、全般的には通信、技術指導、物流の不便と高コストが問題となっている。

6.2.2 直接投資の現状と問題点

韓国企業の北朝鮮への直接投資は1992年1月、大宇グループの金宇中元会長が北朝鮮を訪問して南浦工業団地にワイシャツ、ジャケット、カバンなど9件の軽工業協力事業を推進することで合意したことにより始まった。実際の韓国企業の対北投資は1994年10月に米国と北朝鮮がジュネーブ基本

合意に署名したことにより、韓国政府が「南北経協活性化措置」を発表し、民間企業の対北朝鮮事業を承認し始めてからである。南北間の航路としては仁川～南浦間と釜山～羅津間の航路が開かれた。1998年に登場した韓国金大中政権の対北和解と政経分離政策により民間企業の対北投資の動きが活性化し、現代グループは金剛山観光、開城工業団地造成などの経済協力事業を推進するなど南北経済協力における中心企業となった。しかし、その過程で経済協力事業の対価という名目で現代グループが韓国政府の協調を得た上で現金5億ドルを2000年6月の南北首脳会談直前に北朝鮮側に供与したことが2003年2月に明らかになったことにより、現代グループの対北朝鮮投資の将来が問われている。

A) 対北朝鮮投資の現状

2002年12月末現在、韓国政府から対北朝鮮投資承認を受けた件数25件（95年1件、97年5件、98年9件、99年1件、2000年2件、2001年5件、2002年2件）のうち軽水炉関連事業5件（97年3件、99年1件、2002年1件）を除いて投資実行中の件数は17件である。投資金額の面では投資契約合計約2.9億ドルのうち現代グループの金剛山観光開発事業が約2.0億ドルと圧倒的なシェアを占めている。2002年末現在投資契約2.9億ドルのうち1.9億ドルが投資実行されている。また、現代グループと韓国土地公社が共同で推進している開城工業地区造成事業（1段階に1億8,500万ドルの投資計画）は2002年12月に韓国政府の経済協力者承認（投資承認の前段階）を受けている。

大宇と現代グループ以外に北朝鮮と合弁事業を行っている代表的な企業は太昌、三星、緑十字、平和自動車などである。各企業の動きは次のようである。

◆ 太昌：金剛山のミネラルウォーターを開発し、2000年7月から韓国での販売を開始。

◆ 三星電子：北朝鮮の「朝鮮コンピュータセンター」との合弁で2000年3

図表6-2 韓国企業の対北朝鮮投資（2002年12月末現在）

（単位：万ドル）

企業	業種	承認日	地域	契約金額	実行金額
大宇	シャツ、ジャケット、カバン	95.5.17	南浦	512	512
太昌	ミネラルウォーター	97.5.22	金剛山	580	553
禄十字	医薬品	97.11.14	平壤	311	198
美興食品	水産物	98.3.13	元山など	47	6
韓国トウモロコシ財団	新品種開発	98.6.18	平壤など	1,800	513
LG商社/太榮水産	ホタテ養殖	98.8.28	羅津	65	1
Korea Land	不動産開発	98.8.28	平壤	60	20
現代建設	金剛山観光	98.9.7	金剛山	20,533	14,461
現代電子	金剛山通信	98.11.11	金剛山	13	12
平和自動車	自動車組立	00.1.7	南浦	5,536	2,412
三星電子	S/W共同開発	00.3.13	北京	227	155
ハナビズ・ドット・コム	S/W共同開発	01.7.18	丹東	200	58
エントレク	S/W共同開発	01.8.22	平壤	400	85
G-ハンシン	ガラス製品	01.10.16	平壤	290	89
IMRI	スチロール樹脂	02.8.7	平壤	52	52
国洋海運	海上運送、埠頭改善	01.11.21	南浦	515	248
フンネット	S/W共同開発	01.12.29	平壤	20	20
合計				29,367	19,394

（注）韓国政府の投資承認を受けた投資事業である。

（出所）韓国統一省

月に、「朝鮮コンピューター・三星ソフトウェア共同協力開発センター」を中国北京に設立。

- ◆「ハナ・ビジネス・ドットコム」：北朝鮮の「平壤情報センター」との合弁で2001年5月に、「ハナ・プログラムセンター」を中国遼寧省の丹東市に設立。100人以上の北朝鮮技術者たちがソフトウェア開発の教育を受けている。
- ◆禄十字：2000年9月に血栓症治療剤生産工場を竣工し、2001年7月から半製品を輸入している。
- ◆平和自動車：2002年4月に南浦市に自動車工場（年産1万台の乗用車生

産能力)を竣工し、乗用車「フィパラム」(1,600cc級、イタリアのシエナモデル)を同年7月から販売開始。

B) 投資企業の経営上の問題点

北朝鮮で合弁企業を設立し、工場の経営を行っている韓国企業は様々な問題点に直面している。現在まで利益を出している企業は無い状態である。現在事実上撤退した大宇の事例を通じて韓国投資企業の経営上の問題点を把握してみよう。大宇は韓国企業としては初めて北朝鮮の三千里総会社と「民族産業総会社」という合弁会社を1996年に設立した。この合弁企業の経営上の特徴と問題点は次の通りであった。

① 理事会

◆ 南・北側が各3人で6人の理事会が構成されたが実質的な経営権と人事権は北側が握った。

◆ 出資比率は5:5であるが、実際には北側の土地・建物などが高く評価された。

② 工場党委員会の役割

◆ 中間幹部以上の人事権は党委員会責任秘書が握っており、合弁会社理事会で決定することはない。

◆ 合弁企業の生産を国家計画経済に連動させるよう指導・統制する。

③ 生産・販売

◆ 全量輸出(ヨーロッパ、韓国、日本など)であり、大宇との委託加工契約で生産を担当する。

④ 労務管理、賃金

◆ 労働者採用は北朝鮮政府の労働力斡旋機関を通じて行われる。

◆ 労働者の平均給料は月120ドルである。

◆ 技術訓練を受けた労働者を他の工場に移動させることが多い。

◆ 労働者・管理者の解雇は難しい。

- ◆ 国からの労働力動員があるため、20%規模の予備労働力を維持する。
- ◆ 労働者の栄養不足の問題もあり、午後3～4時になると生産性が急減する。
- ⑤ 南側管理者の滞在
 - ◆ 原則的には滞在が可能であるが、実際には3ヵ月以内の短期滞在である。
- ⑥ 北朝鮮ウォンの使用
 - ◆ 労働者賃金支払い、資材購買などで原則的に外貨だけを使用する。
 - ◆ 電気・水道料などは北朝鮮ウォンで支払う。
 - ◆ 北朝鮮国内での取引は貿易会社を経由する。
- ⑦ 電力供給
 - ◆ 発電所から特別線が敷設され供給されているが、自家発電機を設置し、燃料は外貨で購入する。
- ⑧ 通信
 - ◆ 国際電話・Faxは平壤の国際通信センターを経由する。

以上のような合弁企業の経営状況からみて、北朝鮮での経営環境は国家主導の計画経済の統制を受けることで企業の独自性が発揮できない状況である。さらに合弁とは言え北側が経営の全権を握る状態となっており、電力・通信の不十分問題やアクセスの困難など、様々な問題点がある。北朝鮮はビジネス面での市場環境が整備されていない。

C) 金剛山観光開発

現代グループの金剛山観光事業は1998年11月に最初の観光船が韓国の東海港を出航し、歴史的なスタートを切った。金剛山観光事業と関連して現代グループと北側（朝鮮アジア太平洋平和委員会）との間に締結された内容は次の通りである。

- ◆ 事業範囲：観光船による金剛山観光事業、ホテル、海水浴場、温泉、ゴルフ場、スキー場などの開発事業。

- ◆ 権利内容：観光事業圏は長期間にわたり現代グループだけに与える
- ◆ 観光代価：2005年初までに9億4,200万ドル（一人当たり300ドル基準）を北側に分割支払う。
- ◆ 投資法式：単独投資、関税免除、輸出入および送金の自由。
- ◆ 投資金額：1億33万ドル

しかし、2001年以降の観光客減少と過度な観光代価支給により、2001年6月まで営業収支で約4億ドルの赤字を示した。結局、2001年6月に現代グループと北側は、観光客代価を一人当たり100ドルに変更、陸路観光開設などを合意した。また、韓国観光公社が金剛山観光事業に参加し、約5,800万ドルを投資した。韓国政府は2002年1月に金剛山観光に対し1年間観光船による観光経費を支援の方針を定め、「南北協力基金」から住民往來の名目で2002年12月までに約1,800万ドルを金剛山観光経費として支援した。これにより、観光客が再び増え、2002年の1年間は84,727人が金剛山を観光し、1998年11月18日以降2002年12月まで51万人が観光した。

一方、北朝鮮の最高人民会議常任委員会は、2002年10月23日に金剛山観光地区を設置する政令を公布した。また、2002年11月13日には『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法』が最高人民会議常任委員会によって採択された。「観光地区法」では、陸路の観光が許容されており、金剛山観光地区での投資相談、貿易契約締結やソフトウェア産業などの誘致に関しても規定している。2002年9月18日に、東海線鉄道とそれに並行する道路の非武装地帯における南北間の連結工事が開始され、2003年2月14に道路での金剛山試験観光が行った。2003年下半年に道路建設が完工される予定となっており、その後は陸路による金剛山観光が中心となる。

金剛山観光は南北分断以降最初の大規模の南北間人的交流という意味を持っており、南北間の人的・経済的交流の象徴として両政府の支援を受けながら今後も推進される見込みであるが、北朝鮮の「核開発」問題をめぐる米朝間の危機の推移によってはその展望が不透明になる可能性もある。

図表6-3 管理運営及び企業の設立制度の比較

区分	開城工業地区	新義州特別行政区	羅先経済貿易地帯
特区指定日	2002.11.13	2002.9.12	1991.12.28
管理運営機構	中央指導機関、 地区管理機関	立法会議、長官、 行政部など	中央貿易指導機関、 市人民委員会
中央政府の機能	内閣の統一的指導	外交・国防以外に不関与	内閣の統一的指導
外資企業の形態			合併、合作、単独
投資分野	工業、貿易、商業、 金融、観光	金融、貿易、商業、工業、 先端科学、娯楽、観光	貿易、中継輸送、 輸出加工、金融、サービス
投資承認	地区管理機関	特別行政区の行政部	中央貿易指導機関
承認処理期間	10日		合併・合作:50日 単独:80日
労働力採用	中央指導機関を通じた 間接採用		労働力斡旋機関を通じた 間接採用
企業所得税	一般部門:14% 奨励部門:10%	未定	一般部門:14% 奨励部門:10%
企業所得税減免		未定	3年間免除 その後2年間50%減免

D) 開城工業地区開発

2000年8月、鄭夢憲・現代峨山理事会議長が訪北、北朝鮮側と「工業地区建設・運営に関する合意書」（現代峨山—朝鮮アジア太平洋平和委員会）に署名し、開城地域に南北合併の工業地区を建設するプロジェクトが始まった。現代グループがまとめた建設計画案（2000年10月）は次の通りであった。

- ① 事業方式:50年間の土地使用权を確保、工業団地として開発し国内外の企業に分譲。
- ② 面積:総計2千万坪(66.6km²) (工業団地800万坪、新都市1,200万坪)
- ③ インフラ建設
 - ◆ 鉄道・道路:南北政府が建設。
 - ◆ 電力・ガス:韓国から供給。(所要量:1段階10万kW、総計80万kW)
 - ◆ 通信:韓国から供給、あるいはソウル=平壤間の光ケーブル利用。
- ④ 誘致業種:中小企業中心の履物、繊維、電気/電子、金属/機械など。
- ⑤ 労働力雇用効果:総計16万人(第1段階では100万坪を開発し2万人の労働者を雇用する計画)
- ⑥ 投資金額:約10億ドル

2000年11月には、現代峨山と韓国土地公社の実務者グループが開城市を調査訪問し、敷地を確定した。その後2002年4月に韓国の大統領特使が平壤を訪問し、開城工業地区建設などを議論する実務協議会を設置することで合意した。2002年10月の第1回開城工業地区建設実務協議会では第1段階の100万坪開発を2003年までに完工させることに合意し、開城工業地区通関・通信・検疫に関する合意書が妥結され、工業団地着工のための制度的保障がまとまった。

北朝鮮も最高人民会議常任委員会が、2002年11月13日に『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区を設置することについて』という政令を出し、開城工業地区の設置を宣言した。2002年11月20日には『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法』が最高人民会議常任委員会によって採択された。この法律では外国人、外国企業の投資を誘致しながらも、韓国からの投資を主な対象としている。推奨業種としては、インフラ投資、先端科学技術と共に軽工業分野が挙げられている。しかし、開城工業地区は北朝鮮の法律により管理・運営される地域となっているため、北朝鮮の一般法規の適用が排除される「新義州特別行政区」と比べ法的自立性が不十分である。

開城工業地区建設の経済的効果は、韓国全経連の推定によると、北朝鮮

側が着工9年目（3段階の工業団地完了後1年）までに人件費収入、原資材販売収入、鉄道運賃収入などを合わせた41.8億ドルの直接的な外貨収入を得る。新都市建設、輸出増加などにより間接的経済効果まで入れると154.1億ドルの経済的効果を得る。また、韓国側は人件費節約、原資財販売収入だけで302.2億ドルの経済的利益を得ることとなっている²。南北の双方に利益を与える開発事業となる。

開城工業地区の建設のために、韓国の現代峨山、韓国土地公社、北朝鮮の民族経済連合会、三千里総会社が主体となって協議を行っている。軍事境界線通過に関する軍事保障合意書が2003年1月27日に締結され、着工式のための問題点は解決された。2003年に朝鮮半島情勢の緊迫性が増進することにより開城工業地区建設の将来が不透明ではあるが南北側の開発意志には変わりがない。

6.3 南北政府間経済協力の現状と問題点

2000年6月の「南北共同宣言」第4項で「南と北は経済協力を通して、民族経済を均衡的に発展させ、社会、文化、体育、保健、環境など諸般の分野の協力と交流を活性化し、相互の信頼を確かめる」ことに合意した。これにより、京義線鉄道・道路連結、投資保障・二重課税防止などの制度的整備、対北食糧借款提供、臨津江水害防止事業など、南北政府間の経済協力事業を推進することになった。

6.3.1 鉄道・道路の連結

第1回と第2回の南北閣僚級会談（2000年7月、8月）で、京義線の南北切断区間の再連結および開城～文山の間の道路連結が合意され、その後5回の軍事实務協議で軍事保障合意書が締結された（2001.2.8）。韓国側の工事区間は鉄道12km（文山～軍事境界線）、道路5.1km（統一大橋～軍事境界

線)であり、2000年9月18日に着工され、2002年4月11日に出入管理機能を担当する簡易駅を完工した。北朝鮮側の工事区間は12km(軍事境界線～開城)であるが、着工が遅延され、2002年4月に韓国の大統領特使が訪朝し、京義線と東海線の鉄道・道路の早期連結に合意した。これにより、2002年9月に第1回南北鉄道・道路連結実務協議会が開かれ、9月18日には南北同時の京義線、東海線連結工事着工式が開催された。その後工事は順調に行われ2002年11月に東海線臨時道路CIQの設置が完了し、京義線臨時道路のCIQも設置された。鉄道は非武装地帯の地雷除去が終わり(2002.12.15)、韓国側が資材・装備を北朝鮮側に供与しており、南北政府の連結日を定める政治的決断が残っている。南北間の鉄道・道路の連結工事費用は3,472億ウォン(約2.9億ドル)と推計される。

京義線が再連結されると、南北間の陸路輸送が可能となり、海上輸送による高コストを削減することができる。仁川～南浦の間の海上コンテナ貨物運賃は1TEU当たり720ドルであるが、鉄道では200ドル水準となる分析もある³。韓国交通開発研究院は北朝鮮側の貨物通過運賃収入を2005年にコンテナの場合年間約2,000万ドル、一般貨物の場合も年間約2,000万ドル水準と推計している。

しかし、京義線が実際に運行されるためにはレールの連結だけでなく、機関車種類の選定(ディーゼル、電気)、通信システムの一元化、線路整備などが必要であり、通行関連の「交通合意書」が締結されなければならない。この中には、通行手数料の課税及び免税、災難時の救助義務、列車運行時刻表、維持補修、貨物証明規定、記録文書の相互送達、通行関連の情報交換、異見調整機構の設置、国際鉄道運送協定(SMGS)への共同加入などの内容が含まれることから相当の準備期間が必要である。

6.3.2 南北経済協力の制度化

制度の面では、2000年12月に第4回南北閣僚級会談で「南北経済協力推進委員会」を設立し、投資保証、二重課税防止、紛争解決、清算決済に関

する合意に正式署名した。これら4つの合意書は2003年8月18日に韓国と北朝鮮で同時に発効した。

6.3.3 対北朝鮮食糧借款提供

2002年8月20日の第2回南北経済協力推進協議会で「南北間食糧借款提供に関する合意書」が締結された。これにより40万トンの食糧借款が10年の引き据え、30年償還、年1.0%の利子率の条件で供与された⁴。

6.3.4 臨津江水害防止共同事業

2000年8月の第2回南北閣僚級会談で合意されてから、2001年2月に第1回南北臨津江水害防止実務協議会、2002年11月に第2回会議が平壤で開かれ、気象資料の通報、洪水予報施設設置などに意見の一致があったが、北朝鮮側が共同調査に伴う補償を要求し、協議が継続している。

6.3.5 電力・エネルギー支援事業

2000年12月12～16日の第4回南北閣僚級会談で北朝鮮側は200kWの電量供給を要請しながら、当面の必要量として50kWの送電を要請した。2000年12月27～30日の第1回南北経済協力推進委員会で南北政府は北朝鮮の電力事情を共同調査した後、送電を検討することで合意した。その後、第1回南北電力協力実務協議会（2001.2.7～10）が開催され、韓国側の電力共同調査要求に対し北朝鮮側が50kWの送電を前提とした制限的実態調査だけを主張し合意に至らなかった。また、韓国内で財政負担などを理由で反対の与論があり、米国も北朝鮮への電力支援に反対した。結局、共同調査実施は延期されており、現在まで電力送電は行われていない。

一方、2003年完工の予定であった「朝鮮半島エネルギー開発機構」（KEDO）の軽水炉建設（200kW級）は2002年10月末現在で25%の工程

率になっており、この工程率では2007年に完工される予定である。しかし、2002年末の北朝鮮の「核開発」を巡る緊張により軽水炉建設の将来は不透明となっている。KEDOによる北朝鮮への重油支援は1996年から年間50万トンが無償で供与されてきたが2003年の重油供与は中止されている。

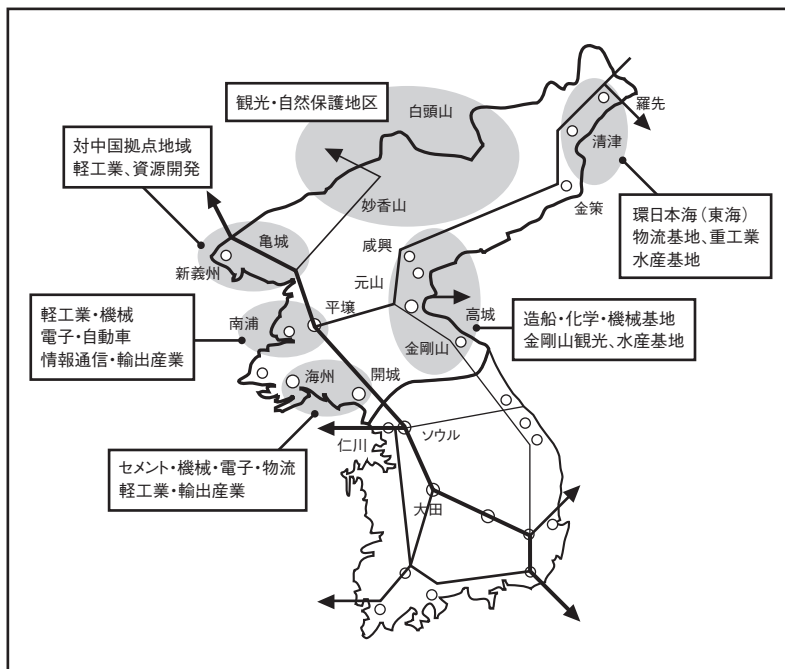
韓国政府が検討しているエネルギー支援としては無煙炭支援が挙げられる。韓国は1,000万トンの無煙炭在庫があり、政府備蓄分の120万トンを支援する場合輸送費として420億ウォン（約3,500万ドル）が掛かる。無煙炭の支援に対しては南北間にまだ議論されたことはない。

6.4 南北経済協力の中期的課題

6.4.1 北朝鮮経済の持続的成長のための経済政策の設定

国際社会主義市場の崩壊以降に沈滞した経済を再生させることが南北間経済協力の重要な課題となる。北朝鮮経済の安定こそが北東アジア地域の平和と安全に繋がると認識しているからである。北朝鮮政府は国際市場経済と交流を拡大しながら国家経済力を発展させる政策を本格的に推進すべきである。特に、北朝鮮は2002年7月から、企業の自律性を高め工業生産を正常化すること、穀物の政府買い取り価格を現実の農民市場価格まで引上げ、農民の生産意欲を高めること、勤労者賃金と物価および為替レートの実現化することなどのいわゆる「経済管理改善」措置が実施されている。対外経済政策の面でも外貨獲得のための輸出貿易の活性化と投資誘致、経済協力の拡大を追求している。このような北朝鮮の経済政策が安定的に成功し、南北間の経済協力と北東アジア地域協力の枠組みが成立することが政策課題となる。

図表6-4 北朝鮮の国土開発構想(案)



6.4.2 北朝鮮の国土開発計画の再編:

輸出と物流及び国際協力を重視した産業再配置

北朝鮮は2002年に国土開発において国際協力を推進する方針をとった。2002年3月、最高人民会議第10期第5回で新しく採択された「国土計画法」の第9条は、「国家は国土計画部門において外国及び国際機構との交流並びに協力を強化するようにする」と規定した。北朝鮮の従来の国土管理認識は、「各国との間に経済技術的協力が幅広く行われるが、それはあくまでも国家が自分の領土に強固な経済基盤を築くことに従属する」⁵という認識であった。このように「自主的」な国土開発の基本原則が全面否定されたわけではないが、外国との交流と協力を強調したことから、北朝鮮の政策

図表6-5 北朝鮮の7大経済特区育成(案)

地域		性格	内容
黄海沿岸地域	南浦	保税加工地区	・1997年に保税加工地区設置を検討 ・軽工業、電子、自動車、情報通信などに輸出加工貿易、合弁・合作・単独投資
	新義州	行政特別区(既設置)	・中国と連携した経済特区(遼寧省に投資した韓国、日本企業も進出可能) ・貿易、金融、軽工業、合弁・合作・単独投資
	開城	特別工業地区(既設置)	・韓国と連携した経済特区(韓国に投資した日本企業も進出可能) ・軽工業、電子などの輸出加工貿易、合弁・合作・単独投資 ・観光地区
日本海／東海沿岸地域	羅先	経済貿易地帯(既設置)	・中国、ロシアとの物流中継基地 ・自由観光地区 ・総合的輸出加工貿易、合弁・合作・単独投資
	清津	自由貿易港(既設置)	・中国、ロシアとの物流中継基地 ・鉄鋼、機械中心基地 ・輸出加工貿易、合弁・合作・単独投資
	元山	保税加工地区	・1997年に保税加工地区設置を検討 ・日本海(東海)沿岸地域との経済関係に中心 ・軽工業、電子、化学などの輸出加工貿易、合弁・合作・単独投資
	金剛山	観光特区(既設置)	・観光地区

変化が読める。

北朝鮮の国土開発計画は輸出と物流など経済的側面をより重視した計画となることが望ましい。従って、既存の国防的な側面から建設された、内陸地域(江界、熙川、徳川など)の自動車、機械、電子機器などの工業地帯を南浦、元山、開城などに移転することが必要であろう。その他の工業地帯は産業基盤施設の立地条件が他地域より優位であるから工業地帯の大幅な変更が無くて良いだろう。北朝鮮の産業地帯は図表6-4に現れるように海岸線に沿って五つの地域が中心地域となりうる。

北朝鮮は国土の均衡的開発と国際協力を積極的に推進するため、五つの産業地域に既存の羅先経済貿易地帯を含め、図表6-5のような経済特区を設置することが望ましい。

図表6-6 産業地帯別開発条件評価

区分	日朝経済協力可能分野						経済的条件			
	鉱物資源	林産資源	化学工業	金属機械	情報産業	軽工業	インフラ			後背都市
							鉄道道路	港湾	電力	
平壤・南浦地域	×	×	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
新義州地域	○	△	△	△	○	○	○	×	○	△
海州・開城地域	×	×	△	△	△	△	△	×	△	△
元山・咸興地域	△	△	◎	○	△	○	○	○	△	○
清津・羅先地域	○	○	◎	○	△	○	×	○	○	△

(注) ◎:高い、○:比較的高い、△:普通、×:低い

(出所) ソウル大学都市工学研究チーム、『北朝鮮の国土及び都市計画研究』1994年などに基づき、修正・補完。

特に、開城工業地区の開発は南北間の経済協力の今後のバロメータとなっている。南北の互惠となる開発事業として民間企業と政府が共同で推進しており、南北間の軍事境界線を通過する鉄道・道路の連結が前提となっているため米朝間の関係の影響をも受けざるを得ないプロジェクトである。

2002年末現在韓国の約450社の企業が開城工業団地への入居を希望しており、特に繊維、衣類、履物、電気・電子、組立金属などの労働集約的軽工業分野の中小企業が関心を持っている。南北の政府は開城での経済協力を最優先し、開城工業団地開発を本軌道に載せることが望ましいだろう。

6.4.3 南北政府間経済協力の財源調達

北朝鮮の主要インフラ（道路・鉄道・電力など）の改善に所要される資金は約100億ドルほどであるという推定も出ている。韓国政府が南北経済協力で北朝鮮のインフラ改善を行う場合、現在運用可能な財源は、南北協力基金、対外経済協力基金などを合わせ、約10億ドルになっており、今後財源調達が急がれる。

南北協力基金は2002年末現在累計3兆925億ウォン（25.8億ドル）が造成

されている。そのうち民間からの寄付金は22.5億ウォン（約190万ドル）に過ぎなく、殆どが政府の造成金（約10億ドルの国債発行を含む）である。南北協力基金の運用をみると2002年末現在、有償1兆3,104億ウォン（約11億ドル）、無償7,606億ウォン（約6.3億ドル）が支援されている。有償支援の主な項目は軽水炉建設に9,946億ウォン（約8.3億ドル）、資材装備及び食糧借款2,330億ウォン（約1.9億ドル）、企業貸し出し827億ウォン（金剛山観光事業投資817億ウォンを含む）（約0.7億ドル）である。無償支援の主な項目は肥料支援2,450億ウォン（約2.0億ドル）、コメ15万トン支援1,854億ウォン（1995年、約2.3億ドル）、南北交通網連結事業支援1,391億ウォン（約1.2億ドル）、国際機構を通じた支援930億ウォン（約0.8億ドル）、金剛山観光支援215億ウォン（約0.2億ドル）、離散家族交流関連支援65億ウォン（約0.1億ドル）、その他民間団体支援などである。

南北協力基金の運営余裕資金は約8,000億ウォン（約6.7億ドル）である。したがって、現在の条件上、北朝鮮との経済協力のために韓国政府の資金調達には限界があるだけに、国際社会から資金調達を行うしかないだろう。

しかし、朝鮮半島関連の利害当事国や、国連開発計画（UNDP）・非政府機構（NGO）などでコンソーシアムを構成する方法が財源調達に有利という見方があるが、これに関する具体案はまだない状態である。韓国政府が日本、アメリカなどの周辺国や国際金融機関からの資金調達に向かう場合、北朝鮮と確実な「軍事的緊張緩和」の枠組を作らない限り、大規模な資金調達は難しい可能性もある。

6.4.4 南北経済協力における日韓協力の可能性

南北間の経済協力には財源調達が大きなネックとなっており、日本の対北朝鮮政策と連携することが考慮できる。日本政府は2002年9月17日の「日朝平壤共同宣言」を通じて経済協力方式による過去の清算に合意した。「拉致問題」と北朝鮮の「核開発」問題により日朝関係の正常化の行き先が不透明となったが、日本の立場で北東アジア地域の平和安定のために日

朝国交正常化を推進することには変わりがないだろう。日朝関係正常化と南北経済協力を連携し考慮する場合、日本、韓国、北朝鮮に相互利益のある方案を作り出すことが大事である。物流とエネルギー分野の南北連結、北朝鮮産業近代化のための日韓共同の設備・技術協力、北朝鮮からの日韓共同開発輸入、工業地帯開発などが日・朝・韓3国間協力の対象となりうる。

特に、北朝鮮の工業地帯開発は日本企業の直接投資と日朝貿易の活性化を勘案した形で韓国と日本との協力が必要である。図表6-6の分析によると、日本において経済協力の有望な地域は平壤・南浦地域と、元山・咸興地域ならびに清津・羅先地域という環日本海沿岸地域となる。

日・韓・朝3国間協力は日本と朝鮮半島との経済的連帯性を高めるために、また対北朝鮮協力での日韓協力の現実的必要性のために必要である。このような経済協力ができるためには日朝国交正常化が必要となる。国交正常化以前の段階でも貿易や投資の面でのネックを無くす努力が必要である。このためにも日朝両国が過去の清算問題と懸案問題を速やかに解決することを期待する。

◆注釈

- 1 (出所) 大韓投資貿易公社 (KOTRA)、『南北経済協力Q&A 70』、2002年12月。
- 2 (出所) 韓国全経連北東アジア経済センター、「開城工業団地開発の経済的効果」2002.10.8。
- 3 (出所) 安炳民、「北東アジア鉄道網における南北鉄道網連結事業の意味と課題」『月間交通』2002年7月号、交通開発研究院。
- 4 2002年9月16日に韓国輸出入銀行と朝鮮貿易銀行の間で借款契約書が締結され、韓国政府は「南北協力基金」から総計1,676億ウォン（借款金額1.1億ドル）を支出し、2003年1月22日に食糧40万トンの供与を完了した。
- 5 社会科学出版社、『社会主義下での国土管理事業と民族経済建設』1992年、p5。

日朝民間経済交流の現状と将来 —法的枠組みを中心として—

三村 光弘

7.1 はじめに

日本と朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）の間には、国交はなく、政治的にはきわめて冷淡な関係が続いてきた。しかし、このような日朝両国間においても、1956年の間接貿易の開始以降、経済交流は細々ながらも40年以上にわたって続いている¹。近年では、日本は北朝鮮にとって輸出先としては第1位、輸入元としては、第2～3位の貿易相手国であり、日本からの直接投資も在日朝鮮人によるものではあるが存在する。日本にとっては北朝鮮は経済交流の相手方としては大変小さいが、北朝鮮から見れば日本は重要な対象である。このような非対称性が近年の日朝経済交流の特徴である²。

本稿では、日朝間の経済交流の現況を概観した後、北朝鮮の対外経済開放政策と、投資促進への取り組み、そしてそれを法的に保障する枠組みである対外経済関係法の現状を分析した後、将来への展望についてふれることにする。

図表7-1 2002年の日本の対北朝鮮輸入上位40品目(単位:1000円)

2002年1～12月				2002年1～12月			
品目名		金額	構成比 (%)	品目名		金額	構成比 (%)
1	あさり(活、生鮮、冷蔵)	5,788,205	20.16	21	男子用コート、ジャンパー、 アノラック類	231,931	0.81
2	男子用既成服 (スーツ、ブレザー類等)	5,243,085	18.26	22	ステンレス製の継手、 フランジ類	175,317	0.61
3	かに(活、生鮮、冷蔵)	4,441,950	15.47	23	冷凍かに	128,591	0.45
4	無煙炭	1,470,955	5.12	24	冷凍たこ	115,081	0.40
5	さるといりばらの葉	1,196,091	4.17	25	調製たらこ(ボイル・調味等)	105,167	0.37
6	トランス、コンバーター類 及びその部分品	1,190,164	4.14	26	他の生鮮・冷蔵魚類*	99,171	0.35
7	うに(生鮮、冷蔵)	922,143	3.21	27	調製うに (アルコール・ボイル等)	98,893	0.34
8	マグネシア・クリンカー	746,450	2.60	28	他の活魚類*	91,331	0.32
9	アルミニウムの塊	645,308	2.25	29	塩蔵うに	88,092	0.31
10	うに(生きたもの)	606,183	2.11	30	女子用コート、ジャンパー、 アノラック類	78,639	0.27
11	女子用既成服 (スーツ、ブレザー類等)	504,799	1.76	31	冷凍うに	77,623	0.27
12	銑鉄	501,488	1.75	32	天然の砂	71,731	0.25
13	はまぐり(活、生鮮、冷蔵)	479,816	1.67	33	鉄鋼のスクラップ	70,718	0.25
14	電気導体及び通信 電力用ケーブル	458,263	1.60	34	他の冷凍魚類*	66,095	0.23
15	赤貝(生きたもの)	400,248	1.39	35	各種男子用シャツ類	58,466	0.20
16	しじみ(活、生鮮、冷蔵)	398,268	1.39	36	アルミニウム合金の塊	53,900	0.19
17	各種運動用衣類	324,136	1.13	37	銀製の身辺用装飾品等	51,063	0.18
18	生鮮・冷蔵ひらめ、かれい類	279,559	0.97	38	再輸出品	47,993	0.17
19	各種女子用シャツ、 ブラウス類	275,457	0.96	39	てんぐさ、おごのり	47,008	0.16
20	プラスチック製の箱、 ケース類	233,543	0.81	40	温度処理(湯沸し等) 機器附属品	46,337	0.16
上位40品目合計						27,909,258	97.20

(出所) 財務省通関統計

図表7-2 2002年の日本の対北朝鮮輸出上位40品目(単位:1000円)

順位	2002年1～12月		構成比		2002年1～12月		構成比
	品目名	金額			品目名	金額	
1	毛織物	1,957,392	11.82	21	ダンブカー (除く鉱山用重ダンブカー)	104,360	0.63
2	乗用車	1,849,212	11.17				
3	大型貨物車 (総重量5t以上)	1,799,538	10.87	22	トランス、コンバーター類 及びその部分品	96,440	0.58
4	再輸入品	941,593	5.69	23	クリーニング用機械及び その部分品	94,155	0.57
5	合成繊維の織物	925,140	5.59				
6	各種磁石及びその部分品	463,081	2.80	24	冷蔵庫、冷凍庫及び その部分品	93,252	0.56
7	電気導体及び通信 電力用ケーブル	414,572	2.50	25	樹脂製包装用資材・用品	93,042	0.56
8	バス	349,755	2.11	26	空調機及びその部分品	91,294	0.55
9	綿織物、綿混紡織物	340,021	2.05	27	各種ボタン類	87,339	0.53
10	各種鉱山・建設用機械	313,219	1.89	28	塗料・ワニス類	85,242	0.51
				29	温度処理機器及び その部分品	79,410	0.48
11	各種発電機	296,140	1.79	30	クレーン車	79,404	0.48
12	ゴムのくず等	280,287	1.69	31	男子用既成服 (スーツ、プレザー類等)	76,887	0.46
13	合成短繊維の織物	241,685	1.46				
14	電気回路用機器及び その部分品	236,123	1.43	32	各種フィルム	75,799	0.46
				33	各種バイル織物	75,528	0.46
15	中小型貨物車 (総重量5t以下)	225,991	1.37	34	マシン及びその部分品、 附属品	74,121	0.45
16	電気機器用電気絶縁資材	179,527	1.08	35	各種電動機(モーター)	71,878	0.43
17	メリヤス編物類	161,380	0.97	36	冷凍さば	71,860	0.43
18	各種タイヤ(新品)	156,437	0.94	37	各種電球及びその部分品	68,831	0.42
19	各種荷役機械	140,602	0.85	38	ステンレス製の継手、 フランジ類	68,001	0.41
20	小型コンピューター及び その附属装置	122,118	0.74	39	各種エンジン	67,575	0.41
				40	樹脂製板、フィルム、はく、 ストリップ等	67,552	0.41
				上位40品目合計		13,015,783	78.62

(出所) 財務省通関統計

図表7-3 北朝鮮の国別輸出(単位:100万ドル)

	中国	ロシア	日本	韓国	その他	合計
1970	50.0	143.0	34.4		103.0	330.4
1975	192.0	207.0	64.8		346.2	810.0
1980	276.0	412.0	180.1		571.9	1440.0
1985	256.9	485.1	179.3		428.7	1350.0
1986	276.0	642.0	173.2		398.8	1490.0
1987	236.2	682.7	241.7		479.4	1640.0
1988	233.7	887.3	324.6		584.4	2030.0
1989	185.4	890.7	298.7	18.7	536.0	1929.5
1990	124.6	1047.4	300.3	12.3	487.0	1971.6
1991	85.7	171.0	283.6	105.7	470.0	1116.0
1992	155.5	65.2	257.0	162.9	552.0	1192.6
1993	297.3	39.6	252.4	178.2	431.0	1198.5
1994	199.2	40.0	322.7	176.3	277.0	1015.2
1995	63.6	15.5	339.7	223.0	317.0	958.8
1996	68.6	29.0	291.4	182.4	337.7	909.1
1997	121.6	17.0	310.5	193.1	454.9	1097.1
1998	57.3	8.5	219.5	92.3	273.7	651.3
1999	41.7	1.6	202.6	121.6	269.1	636.6
2000	37.2	3.4	256.9	152.3	268.4	718.2
2001	166.7	4.5	225.6	176.2	253.3	826.4

(出所)KOTRA『北韓の対外貿易動向』、各年度版。

7.2 日本の経済界と北朝鮮との関係

7.2.1 貿易

2001年の日朝貿易は、コメ支援など非商業性のものを除き、輸入が266億円、輸出が171億円となっており³、日本の赤字となっている。日朝貿易における日本の赤字趨勢は1988年より継続しており、日本は北朝鮮にとって、唯一の貿易黒字相手国となっている。図表7-1、7-2に見るとおり、日本から北朝鮮への輸出は繊維製品、輸送機器、電気機器、機械類が中心で、北朝鮮から日本への輸入は、あさり、かに、うなどの海産物、繊維製品、鉱産物、電気機器が多い。このうち、繊維製品や電気機器は、北朝鮮で合

図表7-4 北朝鮮の国別輸入（単位：100万ドル）

	中国	ロシア	日本	韓国	その他	合計
1970	56.0	230.0	23.3		91.0	400.3
1975	176.0	255.0	180.6		478.4	1090.0
1980	282.0	417.0	374.3		666.7	1740.0
1985	231.4	864.1	247.1		377.3	1719.9
1986	233.4	1186.5	184.0		506.1	2110.0
1987	277.1	1391.4	213.7		617.8	2500.0
1988	345.5	1921.7	238.9		703.9	3210.0
1989	377.4	1641.1	197.0	18.8	674.4	2908.7
1990	358.2	1667.9	175.9	13.5	558.0	2773.5
1991	524.8	193.7	224.0	111.2	768.0	1821.7
1992	541.1	227.1	223.0	173.5	639.0	1803.7
1993	602.4	187.6	219.7	186.6	610.0	1806.3
1994	424.5	100.0	170.8	194.5	573.7	1463.5
1995	486.2	67.9	255.0	287.0	507.0	1603.1
1996	497.0	35.8	226.9	252.0	489.8	1501.7
1997	534.7	66.9	178.8	308.3	491.7	1580.3
1998	355.7	56.5	175.1	129.7	295.7	1012.7
1999	328.7	48.5	147.8	211.8	439.6	1176.4
2000	450.8	42.9	206.8	272.7	706.1	1679.3
2001	573.1	63.8	249.1	226.8	734.3	1847.1

（出所）KOTRA「北韓の対外貿易動向」、各年度版。

弁、合作などの直接投資や委託加工に使用される原材料や半製品が日本から輸出され、完成品が北朝鮮から輸入されていることに関連している。図表7-3、7-4は、北朝鮮の国別の輸出入額の推移である。

7.2.2 日本から北朝鮮への直接投資

次に、日本から北朝鮮への直接投資を見てみる。日本から北朝鮮への直接投資の実態を知りうる統計資料は存在しないので、投資の総額等は不明であるが、日本企業の北朝鮮への直接投資は今のところ確認されていない。日本からの北朝鮮への直接投資は、在日朝鮮人によって行われているものがあるのみである。在日朝鮮人の北朝鮮への投資は、1984年に北朝鮮が合

図表7-5 在日朝鮮人の対北朝鮮投資一覧

採業年	合併企業名	企業内容	所在地	採業年	合併企業名	企業内容	所在地
1 1986	蒼光合併清涼飲料店	清涼飲料	平壤市	35 1989	新興合併会社	自転車,電気製品	平壤市
2 1986	大同江合併食堂	料理,酒類	平安南道成川	36 1989	朝鮮合併銀行	銀行業務	平壤市
3 1986	李永三平壤甘菓研究所	菓	平壤市	37 1989	チンダルレ合併会社	婦人洋服	平壤市
4 1986	2月6日合併会社	わら加工	江原道元山市	38 1989	万豊合併会社	畳	平壤市
5 1987	東海館有限責任会社	料理,酒類	南浦市	39 1989	朝鮮銀銅合併会社	記念メダル	平壤市
6 1987	平壤ゴルフ場合併会社	ゴルフ場経営	平壤市	40 1989	トラジ合併会社	商店	平壤市
7 1987	蒼光合併会社	食堂,商店	平壤市	41 1989	大同江自動車修理合併会社	エンジン再生	平壤市
8 1987	モランボン合併会社	既製服	平壤市	42 1990	社平塚合併ゴルフ練習場	ゴルフ練習	平壤市
9 1987	楽園・星和被服合併会社	婦人洋服	平壤市	43 1990	密林ユニ合併会社	日用品	咸興市
10 1987	月明山合併会社	長石鉱業	平壤市	44 1991	国際化学合併会社	稀土金属	咸興市
11 1987	西山合併会社	蜂蜜	平壤市	45 1991	テノン6月4日合併会社	日用品	咸鏡南道
12 1987	元山愛国編織物有限会社	編織物	江原道元山市	46 1991	朝鮮金星合併会社	金属建材	
13 1987	興徳合併会社	タイヤ	咸鏡南道咸興	47 1992	平塚被服合併会社	衣類	
14 1987	南山合併会社	電機・電子製品	平壤市	48 1992	クワンウン合作会社	乗用車,運送設備	
15 1987	ルンラ合併会社	洋服店,商店	平壤市	49 1992	ミョンヘ高級既製服工場	衣類	
16 1987	楽園金融合併会社	金融	平壤市	50 1992	前進合併会社	被服,シャツ	
17 1987	ノアナ美容研究会	人參クリーム	新義州市	51	チノン金山合併会社	鉱業	
18 1988	平塚シルク合併会社	絹織物	平壤市	52	平塚セラミックス合併会社	圧電磁器薄膜	
19 1988	七宝山水産物合併会社	水産物	咸鏡北道清津	53	黒竜合併会社	花崗岩の加工	
20 1988	ソンボン合併会社	小型変圧器	平壤市	54	マチョン電溶合併会社	マグネサイト加工	
21 1988	万丈合併会社	薬草類	平壤市	55	キムガン原動機合併会社	小型エンジン	
22 1988	平塚養魚合併会社	うなぎ養魚	平壤市	56 1990	デドクサン合併会社	水産物	
23 1988	清川江合併会社	絹糸	慈江道熙川市	57 1992	朝鮮三方連合合併会社	水産物	
24 1988	チョンユ合併会社	テレビ・タイプライター付属品	平壤市	58 1988	ウندانセンサン合併会社	水産物	
25 1988	観光大同合併会社	観光運輸業	平壤市	59	チノン黒鉛合併会社	黒鉛	
26 1988	柳京合併会社	食堂	平壤市	60	羅津木材加工合併会社	木材加工	
27 1988	平運合併食堂	食堂	平壤市	61	東興山合併会社	塩化ビニール合成樹脂	
28 1988	高麗合併会社	貿易業務	平壤市	62	万景台山合併会社	傘	
29 1988	臥牛島合併会社	冷凍貨物船運営	南浦市	63	万景台製靴合併会社	靴	
30 1989	徳山建設機械合併会社	ブルドーザー,クレーンなどの修理	平壤市	64	鳳仙花合併会社	衣類	
31 1989	平塚包装材合併会社	段ボール	平壤市	65 1991	振興合併会社	手芸品	沙里院市
32 1989	平塚ピアノ合併会社	ピアノ	平壤市	66 1988	テプン合併芸者	化学	
33 1989	明電合併会社	医療器具	平壤市	67 1991	テノン飲料加工貿易会社	日用品	
34 1989	クワンボ合併会社	羽毛	咸鏡南道定坪	68 1992	開城被服合作会社	被服	

(出所) 1～41は朴三石「在日朝鮮人による合併事業の現状と課題(上)」『月刊朝鮮資料』1990年5月号52頁から引用。42～68は宮塚利雄「北韓_合營事業_日本企業」『北韓の投資環境と南北韓 経済協力の政策課題』(韓国開発研究院,1994)64頁より引用。42以下はすべてを網羅しているとはいえない。

弁法を制定した後、1986年2月の在日商工人に対する金日成の教示(指導)を契機に、朝鮮総聯に合併推進委員会が作られ、そこを窓口として開始された。

在日朝鮮人の北朝鮮への直接投資は、図表7-5からわかるように、特に初期において小規模な事業が多い⁴。すべてが成功しているわけではないが、15年間にわたって、北朝鮮との合併、合作事業を継続するなかで、在

図表7-6 在日朝鮮人による北朝鮮での合併、合作、加工貿易の現状

事業部門	内訳	比率(%)
化学工業	レアアース、再生樹脂、塗料、再生タイヤ等	7
機械工業	放電加工機、エンジン、建設機械修理等	8
電気・電子	音響機器、巻線加工、ハーネス加工、コンピュータソフト加工	10
鉱物金属建材	黒鉛、鉛、亜鉛、高純度クリンカー、大理石等	8
軽工業	アパレル、ピアノ、包装材、繊維、刺繍、ミネラルウォーター、装飾品	37
農業	羽毛、畳床等	5.5
水産	水産物加工、真珠核	5.5
サービス	合併銀行、ゴルフ練習場、医療、輸送、タクシー、食堂	22
	合計	103

(出所) 東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』2002年3月号4～5頁。

日朝鮮人が得たノウハウの蓄積は、今後、日本企業が北朝鮮と経済交流を行う上で、押さえておかねばならない事項である。また、資本主義国での企業経営経験を持つ財に朝鮮人とこれまで15年間事業を行ってきた経験は、北朝鮮側にも大きな影響を与えている。

2002年には、総聯合弁推進委員会が組織変更で民間経済交流団体である、在日朝鮮合営経済交流協会（朝鮮経済交流協会）へと改組された。この朝鮮経済交流協会は、北朝鮮に直接投資をしている在日韓国人の商人が中心メンバーとなって発足したもので、在日朝鮮人だけでなく、日本人や在日韓国人も参加できる組織形態をとっている。また、北朝鮮投資を利益の出る事業にするための模索も行われている。

7.2.3 加工貿易(委託加工)

委託加工は、合併や合作と異なり、北朝鮮に現地法人を置かず、北朝鮮の企業に生産を委託する生産形態をとる。原材料、半製品を日本から輸出して、北朝鮮で加工、組立を行ったあと、日本または第三国に輸出するという形態をとる。現地法人をおかないため、投資額が少なく、撤退も容易であるとされているが、加工のための機械設備などを日本から提供する例もある。

図表7-7 北朝鮮の日本に対する取引希望項目

区分	内容
合併・合作	大理石鉱山およびその加工、プラスチック、木工、温室・促成栽培、タングステン鉱山、水産物加工など
投資	チタン・鉄鉱石採掘、温室設備、温室栽培、食品加工設備など
委託加工	被服、刺繍、わら加工など
対日輸出	松の実、水産物、豆類、山菜、薬品、香料、絹製品、朝鮮人参など
対日輸入	建設機械、中古電気製品、中古IT機器、中古タイヤ、中古自転車など

(出所) 東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』2002年6月号4～5頁。

日本から北朝鮮への加工貿易については、それを集約した統計がないため、詳しい状況はわかっていないが、日本企業の中で、電子部品（コイルなど）の加工の委託加工を行っている例がある。在日朝鮮人の企業の委託加工については、行っていることは確認できているが、詳細については不明である。図表7-6は在日朝鮮人による合併、合作、加工貿易についての現状である。

7.2.4 債務問題

債務問題とは、北朝鮮が過去に日本から借り入れた債務が未だに償還されていない問題である。対日債務は2001年末で約1、200億円とされており、この中には、貿易保険が適用された約300億円が含まれている⁵。その他、ロシア、欧州にも未払い債務があり、欧州からはデフォルト宣言を受けている。OECDのExternal Debt Statisticsによると、1998年現在で74億3000万ドルの債務が存在する。

北朝鮮は過去に貿易保険が適用され、その後貿易保険に引き受けがなされていないため⁶、大きなビジネスはリスクが大きい。また、過去に北朝鮮との取引があった商社は、貿易保険が支払われた分に対して回収を行う義務があるため、債権回収が先との立場をとっており、表5のように、北朝鮮が積極的に投資や経済交流を求めているのとは比べると温度差が大きい。

7.3 北朝鮮の対外開放政策と法制度整備の状況

ここでは、北朝鮮の対外経済開放政策の経緯と歩みについて述べた後、投資条件を法的に保障する枠組みである対外経済関係法の現状を分析するとともに、将来へ向けての改善点を指摘することとする。

7.3.1 北朝鮮の対外開放政策

A) 北朝鮮における対外開放開始の背景

1970年代前半、北朝鮮は日本や西欧諸国から機械設備等を導入し、立ち遅れた生産設備を一新しようとした。1975年までは西側先進諸国からの輸入が増えていたが、オイルショックのために債務償還の資金源としていた亜鉛などの一次産品の価格が急落したため、債務の償還ができなくなり、前述した債務問題が発生した。

対外債務が急増した反省の上で、北朝鮮は1977年以降は輸出の増加につとめたが、これは輸出志向型の経済体制をとったのではなく、あくまでも従来の社会主義市場を中心とした対外経済政策の中での輸出増加策であった⁷。このため、輸出志向型の経済体系を作ることは、念頭に置かれなかった。しかし、輸出の増加が北朝鮮の経済建設において急務であったことは明らかである。そして、単に輸出量を増やすだけでなく、貿易の多様化、多角化で付加価値の高いものを、従来の社会主義市場以外にも販売することによって、外貨を多く獲得することが目指された。

1980年に行われた朝鮮労働党第6回大会での中央委員会の活動報告で金日成は「われわれは今後、貿易を早く発展させ、わが国で多く生産され、世界的に需要が高い品物を対外市場に積極的に輸出し、われわれに必要な品物を適時に輸入しなければなりません。人民経済の各部門で輸出源泉を積極的に探し出し、輸出品生産を大々的に高めなければなりません。そうして1980年代末には、年間輸出量を現在の4.2倍に高めなければなりません

ん。」⁸とし、1980年代に貿易を大きく拡大させる路線を提示した。そのなかで、貿易を発展させるための方針として、貿易の多角化、多様化、信用第一主義原則の堅持を指摘した⁹。

このような目標を立てた背景には、韓国に対して優位性を持ち得ない国民生活の向上があった。同報告で金日成は、「人民生活を絶えず向上させることはわが党活動の最高原則であり、1980年代のもっとも重要な課題の一つです。」¹⁰とも語っている。金正日は1984年2月16日に行った演説で、「人民生活を絶えず向上させることは、わが党の活動の最高原則です。」¹¹「祖国統一偉業を一日も早く実現し、国の対外的権威と威信をより高くするためにも、人民生活を画期的に高めなくてはなりません。」¹²「人民に空の食器をさしだして社会主義制度はすばらしいと教育したのでは、かれらは社会主義制度の真の優位性を深く認識することができず、社会主義的愛国主義思想を身につけることができません。」¹³として、人民生活を向上させなければ、体制を維持していくことができないことを指摘している。

1970年代から1980年代にはじめにかけての北朝鮮は、オイルショックの後遺症ともいえる対外累積債務と、韓国と比較して生活レベルが相対的に下がっていく中で、国民生活の向上を図らなければならない苦しい状況にあったといえる。このような状況の中で北朝鮮は、社会主義国との結びつきを強化するとともに、手元に外貨がない状況での先進技術の導入を可能にする海外直接投資の導入という2つの相矛盾する政策をとるようになる。

B) 対外開放政策の萌芽としての合弁法制定と社会主義兄弟国の援助

1984年1月に開かれた最高人民会議第7期第3回会議では「南南協力と対外経済事業を強化し、貿易をいっそう発展させるために」¹⁴が最高人民会議決定として採択された。その中で、①発展途上国相互の協力である南南協力を拡大発展し、②北朝鮮に必要な原料、燃料と一部の機械設備の輸入をいっそう増大させることによって、向う5～6年以内に社会主義諸国との貿易高を当時の10倍以上に増やし、③社会主義国との経済合作と技術協力を広

く発展させ、④北朝鮮の自主性を尊重する資本主義諸国との経済・技術交流と貿易を積極的に発展させることをうたっている。

社会主義国との経済協力を強化するため、1984年5月17日～7月1日、金日成は20年ぶりにソ連・東欧を訪問した¹⁵。この訪問で、北朝鮮はソ連との貿易協定に合意し、朝鮮民主主義人民共和国とドイツ民主北朝鮮の親善および協力に関する条約（期間25年）および朝鮮民主主義人民共和国とブルガリアの親善および協力に関する条約（期間25年）を締結し、社会主義諸国による長期間の援助を取り付けた。

外貨を獲得し、国民の物質的生活水準を向上させる手段として、最高人民会議常設会議は1984年9月8日、合弁法を採択した。合弁法によって、社会主義国との国際分業を行うことを容易にしつつ、「外貨準備水準とある程度切り離して、比較的容易に外国の資本と先進技術を導入しうる」¹⁶ 合弁を実現することが必要だったのである。ただし、当時の国際環境は中国の改革开放政策が始まった時期のように北朝鮮には有利ではなかったので、資本主義諸国に対しての対外経済開放を前面に押し出すことはなかった¹⁷。この時期での北朝鮮の対外経済関係は、社会主義市場の存在を前提としたものであり、資本主義国を対象にした全面的な開放政策ではなかった。

C) 社会主義市場の崩壊と経済特区の設置、対外開放政策の拡大

1980年代の後半、東欧の社会主義国が次々と韓国との国交を樹立した。このような動きに対して北朝鮮は、「階級的兄弟国の裏切り」として糾弾する声明¹⁸を出したが、それ以上何をすることもできなかった。

1980年代より貿易の多角化が模索されたが、北朝鮮は1984年、金日成がソ連・東欧諸国を訪問したときに、20年以上の長期間にわたる経済援助をソ連、東ドイツやブルガリアなどから取り付けていた。このため、社会主義市場に依存する体制は社会主義市場の崩壊まで変わらず、崩壊の影響を直接的に受けることとなった¹⁹。

主要な輸出市場が失われた1991年末に、北朝鮮は羅津・先鋒自由経済貿

貿易地帯を設置した。冷戦終結とともに失われた社会主義市場に代わる外貨獲得のための手段が必要だったからである。1992年には冷戦後の世界情勢にあわせた憲法改正を行い、1992年から1995年の間に対外経済関係法および関連法令の整備を行うなど、投資誘致に積極的な姿勢を見せた。同時期にタイ、インドネシアをはじめとする東南アジア諸国を重視するなど²⁰、北朝鮮は新たな時代に対応した対外経済関係を確立するために一定の努力をしたことは確かである。しかし、1994年の核危機に見られるように、朝鮮半島をめぐる政治情勢は冷戦の終結の恩恵を受けられる状況にはなかった。北朝鮮の1990年代前半の対外経済関係拡大への動きは、世界政治の変化にあわせて積極的に変革を目指したという内発的動機というよりは、社会主義市場の崩壊によって、否応ながらに世界市場に参入せざるを得なくなったという外面的動機の方が強い。

D) 羅先の行き詰まりと新たな特区の建設

1991年12月に設置された北朝鮮初の経済特区である羅津・先鋒自由経済貿易地帯は「特惠的な貿易並びに中継輸送、輸出加工、金融及びサービス地域」²¹として設定された。1994年頃までは、アメリカとの核兵器問題など、国際情勢の影響から、本格的な前進がなかったが、1996年9月には投資フォーラムが開催され、日本を含む諸外国からの訪問団を受け入れた。また、香港のエンペラーグループを中心とする4件の契約（1億8000万ドル）と12件の合意（5億6280万ドル）が成立した²²。1997年6月に、北朝鮮政府は、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の投資環境を改善するためのさまざまな措置を取り、市場経済の導入を図った。

アジア通貨危機の発生とともに韓国経済危機を見て、北朝鮮は外資に対する警戒心を募らせ、1998年以降、対外経済開放を制限する方向に転じた。羅津・先鋒自由経済貿易地帯は、名称から「自由」が消え、羅津・先鋒経済貿易地帯となった。1999年以降の対外経済法の改正で、地帯当局に付与されていた一部の投資案件の承認権などが中央に集中されるな

ど、規制が強化された。羅先経済貿易地帯は、本格的な市場経済の導入のための試行地点ではなく、観光や中継貿易を中心とした限定的開発を行う状況になっている。工業用地の造成などの費用も投資者負担となっているため、羅先経済貿易地帯への投資は、2000年代に入ってからほとんど伸びていない。

このような状況を打破するために、北朝鮮は2002年に入って中国の丹東と国境を接する新義州に特別行政区を、韓国との間の軍事分界線の北側、ソウルの北方約70キロの地点にある開城に工業地区を、金剛山に観光地区をそれぞれ設置して、諸外国や韓国からの投資を受け入れる姿勢を見せている。

新義州特別行政区は、羅先経済貿易地帯の行き詰まりを受けて、新義州特別行政区に立法権、行政権、司法権を付与し、中央政府が内閣、委員会、省、中央機関が新義州特別行政区の事業に関与しない体制を設定した。2002年9月に初代長官に任命された楊斌氏が中国当局により逮捕され、事業はストップしたままで、2003年2月末現在、次の行政長官が決まっていない状況にある。

開城工業地区は、韓国・ソウルの北方約70キロメートルに位置する開城市の一部を韓国を対象にした工業団地として開発するために指定された。運営は、韓国の現代峨山、韓国土地公社、北朝鮮の民族経済連合会、三千里総会社が主体となって、建設は韓国側の当事者が行う予定になっている。外国人、外国企業の投資を特に制限はしていないが、韓国からの投資を主な対象として、設置された地区であり²³、観光事業も行うことが可能になっている²⁴。

金剛山観光地区は、1998年11月から韓国からの観光が開始した金剛山の観光を活発化させるために、2002年11月に観光地区として指定したものである。2003年初めには、東西両方の道路が開通し、陸路観光が開始された。南北は、離散家族の面会所を金剛山に設置することに関して合意しており、離散家族の面会所が金剛山に建設されれば、南北合わせて1000万人に上るといわれる離散家族の面会を、当事者の存命中に行うことができる物理的な条件が整うことになる。

図表7-8 1990年代に立法または改正された経済関係法

年	立法（あるいは改正）された法律
1990年	民法
1991年	憲法（改正）、外国人投資法、外国人企業法、合作法、社会主義商業法
1992年	自由経済貿易地帯法、外国投資企業および外国人税金法、外貨管理法、土地賃貸法、税関法（改正）、外国投資銀行法、民法（一部改正）、弁護士法、建設法
1993年	合弁法（改正）、民事訴訟法（改正）
1994年	公証法、対外経済契約法、保険法、対外民事関係法
1995年	
1996年	
1997年	
1998年	憲法（改正）
1999年	羅津・先鋒経済貿易地帯法（改正）、外国人投資法（改正）、外国人企業法（改正）、合作法（改正）、外国人投資企業および外国人税金法（改正）、土地賃貸法（改正）、外国投資銀行法（改正）、合弁法（改正）、人民経済計画法、農業法、養魚

7.3.2 北朝鮮の対外経済関係法

A) 対外経済関係法整備の歴史

1980年代中旬の北朝鮮にとって、対外経済関係の対象は主に社会主義諸国であったので、北朝鮮は、1984年に合弁法を制定したのち、1991年末までは、中国のように西側や日本からの投資を予定した経済特区は設置しなかった。社会主義市場の崩壊を受けて、1991年に羅津・先鋒自由経済貿易地帯が設置されたが、この時点で羅津・先鋒自由経済貿易地帯を運営していく法体系はなく、1972年憲法の規定では、このような地帯が存在すること自体が予定されていなかった。1972年憲法は冷戦下のソ連・東欧を中心とする社会主義諸国が存在し、それらとの政治的、経済的関係を基礎に制定された憲法であったため、資本主義諸国との経済関係を含めた友好関係の樹立も予定されていなかった²⁵。このため、北朝鮮は現実の変化に対応して憲法改正を行う必要に迫られた。

1992年4月、最高人民会議第9期第3回会議で採択された新憲法（1992年憲法）では、南北間の経済関係を促進する立場から、韓国の存在を暗に認

め、社会主義体制を実行する範囲を実効支配領域である朝鮮半島北部に限定し、アメリカ軍の韓国駐留についてはこれに直接反対する規定を削除した²⁶。また、対外政策の基本理念を自主、平和、親善に置き、体制に関係なく、北朝鮮を友好的に遇するすべての国家との友好関係を可能にする規定を置いた（1992年憲法第17条）。また、初めて外国からの直接投資を推奨する規定を置いた（1992年憲法第37条）。このように、1992年憲法は経済関係を含む対外関係を重視した、対外開放を宣言した憲法といえる。

対外開放を規定した1992年の憲法改正後、北朝鮮は対外経済開放を行う法的基盤を整備していった。1992年10月に外国からの直接投資全般を規定する基本法である外国人投資法をはじめ、外資100%企業（中国で言うところの単独資本）を規定する外国人企業法、委託加工などの企業形態を規定する合作法が規定され、従来の合弁とあわせて北朝鮮は3つの直接投資形態を許容するようになった。中国では外国からの直接投資によって設立される企業を三資企業（合弁、合作、独資）と呼んでいるが、北朝鮮も各企業形態の詳細に違い²⁷はあるものの、中国とほぼ同じ内容の直接投資形態を持つようになった。1993年1月には自由経済貿易地帯法が制定され、1991年末の設置以来1年強で羅津・先鋒自由経済貿易地帯はその法律的根本拠を持つようになった。ここで特筆すべきことは、自由経済貿易地帯内に置いては、すべての活動が法と規定に従うとされていることである²⁸。これらの法律の制定を通じて、対外経済関係については法規によりその活動を規制する原則が成立した。

図表7-8からわかるように、1992年の憲法改正後は、対外経済関係における基本法である外国人投資法、新たな直接投資の類型を定めた外国人企業法、合作法など、外国からの投資環境を直接に規定する法律がまず立法され、その後実際の事業を行う上で必要な、経済関連分野を網羅的に規制する法律が立法された。

1998年憲法改正後は、憲法条項との整合性を保つために、既存の法律を改正したものが多いが、対外経済関係法以外に計画経済体制の継続を宣言するとともに、国営企業の独立採算制と実利の重視を規定した人民経済計

図表7-9 北朝鮮の現行対外経済関係法

	法規名	最新の 改定日		法規名	最新の 改定日
1	朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法	1999/2/26	19	外国人投資企業最新技術導入規定	2001/8/24
2	朝鮮民主主義人民共和国合弁法	1999/2/26	20	外国人投資企業名称制定規定	1999/3/13
3	合弁法施行規定	2000/3/11	21	外国人投資企業登録規定	1999/3/21
4	朝鮮民主主義人民共和国合作法	1999/2/26	22	外国人投資企業労働規定	1999/5/8
5	合作法施行規定	2000/3/11	23	朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法	2000/4/19
6	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法	1999/2/26	24	朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法	1999/2/26
7	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法	1999/2/26	25	朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法	1999/2/26
8	朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法	1999/2/26	26	外国人企業法施行規定羅先経済貿易地帯	2000/10/27
9	外国人投資企業財政管理規定	1999/12/4	27	外国企業常駐代表事務所規定	2000/10/27
10	朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業及び外国人税金法	2001/5/17	28	羅先経済貿易地帯中継貿易規定	2000/10/27
11	朝鮮民主主義人民共和国税関法	1999/1/28	29	羅先経済貿易地帯請負建設規定	2000/10/27
12	朝鮮民主主義人民共和国環境保護法	1999/3/4	30	羅先経済貿易地帯中継荷主代理業務規定	1999/3/21
13	朝鮮民主主義人民共和国保険法	1999/2/4	31	羅先経済貿易地帯統計規定	1999/3/6
14	朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法	1999/7/21	32	羅先経済貿易地帯観光規定	2000/4/29
15	朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法朝	1998/12/10	33	羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定	2000/5/13
16	鮮民主主義人民共和国公証法	1995/2/2	34	羅先経済貿易地帯外国人出入及び在留規定	2000/2/19
17	朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法	1994/5/25	35	羅先経済貿易地帯税関規定	2000/9/23
18	朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法	2000/12/26	36	羅先経済貿易地帯罰金規定	2000/12/8

(出所)筆者作成

画法、金日成時代のチュチェ（主体）農法を事実上修正し、適地適作と農民の自主権を規定した国内農業の基本法である農業法、食糧難の中で国民の蛋白源供給の方策としての魚の養殖を推進する養魚法など、国内経済分野における立法が行われるようになってきていることが大きな特徴である。

B) 現在の対外経済関係法の概況

1998年憲法改正を受け、1999年2月26日の最高人民会議常任委員会政令で対外経済関係法の大幅な改正がなされた。これらの法律は対外経済関係の基本法である外国人投資法、直接投資の形態とその企業創設、運営、解散などを規定した合弁法、合作法、外国人企業法、朝鮮版経済特区である羅津・先鋒経済貿易地帯での経済活動を規定した羅先経済貿易地帯法など、北朝鮮の対外経済関係法の基本中の基本といえる法律である。憲法改

正によって行政機構などにかんがりの変更が加えられたが、それらとの整合性をとる字句上の改正だけでなく、1990年代前半にこれらの法律が立法あるいは改正された後の北朝鮮の対外経済関係に対する方針の変化が大きく反映された改正が行われた。

その後、これらの基本的な法律の改正に対応して、2000年3月に関連する行政法規の改正が行われ、それとともにいくつかの新しい法律や行政法規が新しく制定されたことが、2001年に北朝鮮の朝鮮対外経済協力推進委員会から出版された『法規集（外国投資関係1）』および同2から確認された²⁹。これまで同委員会から1996～97年の間に発行された『黄金の三角州羅津－先鋒法規集（1～8）』には57の法規が収録されていたが、今回の法規集に収録されているのは36である。残りの法規がどうなったかについての、北朝鮮側からの説明を記した文献はないが、現在字句等の改正作業中のようである³⁰。

C) 外国人投資法

外国人投資法は、1992年に制定され、1999年2月に改正された。この法律は、海外直接投資に関する定義を規定した、北朝鮮の海外直接投資を総括する基本法である。1999年の改正では、定義規定が整理され、「外国投資関係の基本法」（第2条）であることを宣言する部分が追加された。また、在外同胞の投資に関する規定が、「北朝鮮領域外に居住する朝鮮同胞」から「海外朝鮮同胞」に変更された（第5条）。これは、以前の規定が韓国からの投資を可能にしているものと解すると、韓国からの投資を外国人投資法の枠組みでは行わないものとして取り扱うことになるため、この改正がこのような意味を持つものかどうかに関心を集めた。その他、外国投資家の投資可能項目に「建設」が新たに加わり（第6条）、「北朝鮮内の企業と連合することができる」条項（第13条）が削除された。

外国投資家および外国人投資企業の保護条項（第4条）、投資推奨項目（第7条）、推奨部門に対する優待（第8条）、羅先経済貿易地帯での特惠

(第9条)、投資の制限、禁止に関する条項(第11条)、土地の賃貸(第15条)、労働力の採用および解雇(第16条)、納税義務(第17条)、国有化、接収を行わない原則(第19条)、利潤送金(第20条)、経営秘密の保障(第21条)、紛争処理(第22条)などは、旧法との質的違いはない。

D) 羅先經濟貿易地帯法

羅先經濟貿易地帯法は朝鮮版經濟特區である羅津・先鋒自由經濟貿易地帯での經濟活動を規定するための地帯の基本法として、1993年1月、自由經濟貿易地帯法という名称で制定された。

その後、地帯名が羅先經濟貿易地帯に変更されたが、1999年2月26日の改正で、法律名も羅先經濟貿易地帯法に変更された。今回の改正では、以前の自由經濟貿易地帯法が規定上、対象地域を羅津・先鋒に限定してはいなかったのに対して、今回の改正でこの法律は羅先經濟貿易地帯のみを対象にすることになったことがまずあげられる。

次に、法によって規制される事項と準拠する法律に変化があった。(第6条)以前は「自由經濟貿易地帯内でのすべての活動」が法による規制の対象となったが、改正法では「羅津・先鋒貿易經濟地帯内での對外經濟貿易活動」が法による規制の対象になり、同時に旧法の「自由經濟貿易地帯と関連した法と規定に規制されていない事項は、北朝鮮の当該法と規定に準じる」規定が削除された。外国人投資法と同じく、「北朝鮮領域外に居住している朝鮮同胞」概念(旧法第7条)が削除され、「海外朝鮮同胞」という表現に変更された。

外国人投資法の改正にあわせて、権限の中央政府への集中が行われている。改正前は、総投資額がインフラ部門において2,000万ウォンまで、その他の部門において1,000万ウォンまでの申請は地帯当局に企業設立の認可権限があったが(旧法第12条)、改正後はすべて中央で行うことになり(第9条)、羅先市人民委員会の機能は、投資申請を受理して、中央に提起するのみになった(第12条第2号)。また、中央政府の各部門の羅先經濟貿

易地帯における任務と権限を定める条項が新設された（第10条）。

その他、合意価格（市場価格）の適用範囲が、すべての商品から、外国投資企業が生産した商品価格へと変更された（第22条）。価格決定権限は国家から羅先市へと移譲された。「合併、合作企業と北朝鮮の機関、企業所、団体による経済貿易地帯への支社、代理店、出張所等の設置」に対して、改正前には特段の制限がなかったが、改正後は内閣承認が義務づけられるようになった（第19条）。また、紛争解決では、改正前は裁判、仲裁、第三国での仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判、第三国での仲裁の順に変更された（第42条）。

それ以外の条項、例えば土地賃貸（第20条）、労働力の採用及び解雇（第21条）、貿易船の自由な出入（第23条）、特惠関税制度（第四章）、通貨、金融（第五章）、特惠条件（第36～40条）は旧法から大きな変更はない。

E) 合併法

北朝鮮の対外経済関係法でもっとも歴史の古い合併法は、1984年に制定され、1994年に大幅に改正された後、今回の改正となった。今回の改正で、合併は羅先経済貿易地帯を基本とすることとなった。ただし、「必要に応じ、他の地域でも合併企業を創設することができる」という規定があるので、実際にこのような変更が強力に推進されているかどうかは現時点では不明である。

合併企業設立手続が変更され、従来自由経済貿易地帯当局に認められていた、一部の合併企業設立認可の権限が廃止され、すべて中央での承認が必要となった（第9条）。その他、合併企業の出資分の譲渡、相続については、従来自由に行えたものが、相手方当事者との合意を義務づけるようになった（第12条）。

その他の合併企業の機構及び経営活動（第三章）、合併企業の決算及び分配（第四章）、については、大きな変更点はない。合併企業の解散及び紛争解決（第五章）は、紛争解決手段が羅先経済貿易地帯法と同じく、改

正前は裁判、仲裁、第三国での仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判、第三国での仲裁の順に変更された（第47条）。

F) 合作法

合作は1992年に登場した比較的新しい投資類型である。合作法は1992年に制定され、今回の改正が最初の改正となる。今回の改正では、合併と同じく合作も羅先経済貿易地帯を基本とすることとなったが、「必要に応じ、他の地域でも合併企業を創設することができる」という規定があるのもまた同じである（第5条）。「北朝鮮領域外に居住する朝鮮同胞」の規定は完全に削除された。

合併法と同じく、合併企業設立手続が変更され、従来自由経済貿易地帯当局に認められていた、一部の合作企業設立認可の権限が廃止され、すべて中央での承認が必要となった。その他、合作企業の出資分の譲渡、相続については、この法律では当初より相手側当事者の合意及び企業設立を承認した機関の承認が必要となっていたので、変更はない。紛争解決手段については、羅先経済貿易地帯法、合併法と同じく、改正前は裁判、仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判の順に変更された（第21条）。なお、合作法では第三国での仲裁は予定されておらず、ここでの仲裁は北朝鮮の国内での仲裁のみである。

G) 外国人企業法

外国人企業とは、外国人が100%出資する企業のことを意味する。合作とともに、この投資類型は1992年に登場した。外国人企業法は1992年に制定され、今回の改正が最初の改正となる。合作法と同じく、「北朝鮮領域外に居住する朝鮮同胞」の規定は削除された。企業設立手続が変更され、企業の設立申請を行う前に関係機関と協議を行うことが義務づけられた（第7条）。また、国内企業との連合は行うことができなくなった（第10条）。

外国人企業の経営活動（第三章）、外国人企業の解散及び紛争解決（第四章）については、紛争解決手段の予定内容が、羅先経済貿易地帯法、合弁法、合作法と同じく、改正前は裁判、仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判の順に変更された（第31条）。外国人企業法においても、第三国での仲裁は予定されていない。

H) 対外経済仲裁法

1999年の改正で、外国人投資法、羅先経済貿易地帯法、合弁法、合作法、外国人企業法のすべてにおいて、紛争解決の類型として仲裁が裁判の前に規定されるようになった。紛争解決の方式としては、まず当事者間での協議を行った後、それでも解決できない場合には、北朝鮮の仲裁または裁判機関での解決、一部の投資類型では、当事者の合意により第三国の仲裁での解決を予定している。

これまでも、紛争解決の類型として、裁判と仲裁が規定されてきた。裁判での解決については、1994年に民事訴訟法が改正され、手続について知ることができたが、仲裁手続などがどのように行われるのかについての詳細は明らかではなかった。仲裁に関する法律としては、1999年に制定されたこの対外経済仲裁法が最初のものである。

北朝鮮の仲裁機関には、貿易、投資、サービスと関連した紛争を取り扱う朝鮮国際貿易仲裁委員会と海上輸送、海難救助、共同海損等の紛争を取り扱う朝鮮海上仲裁委員会の2つが存在する。仲裁の方法や手続、内容は、諸外国のものと大きくは変わらない。ただし、この法律に規定された通りに仲裁が行われているかどうか、また仲裁委員会が機能しているかどうかについては、確認がとれていない。

Ⅰ) 加工貿易法

加工貿易法は、2000年12月、それまでの加工貿易規定を発展的に改正する形で立法された法律である。制定後、韓国のメディアを通じて条文が発表されたが、北朝鮮からの文献で確認できたのは、今回が初めてである。内容的には、韓国のメディアが発表したものと同じであった。

加工貿易には、北朝鮮が外国企業から原料、半製品、部品を受け取り、その要求の通り加工、組立を行い、加工費を受け取る委託加工貿易と外国企業から原料、半製品、部品を税関の監督下で無関税輸入し、それを加工、組立て輸出する保税加工貿易の2類型が予定されている。

加工貿易法は、対外経済関係法に分類されているが、外国人投資法には、加工貿易という種類の投資類型を規定してはいない。このため、外国人投資法の下位ではなく、独立した存在であるといえる。

Ⅱ) 外国人投資企業破産法

外国人投資企業破産法は、2000年4月に新たに制定された法律であるが、その前身は、合弁法施行規定や合作法施行規定、外国人企業法施行規定に規定されていた企業の破産条項である。これらの規定のうち、破産条項を法律として整備したのがこの法律である。

外国人投資企業の破産手続を法律の形として明らかにしたことは、これまでの対外経済開放の結果、破産を必要とした企業が多かったことを意味しているのではないと思われる。

破産の提起は、債務償還能力のない企業とその債権者が行う（第8条）ことになっている。企業の清算の際に、債務償還能力がないことがわかった場合、企業清算を受け持つ清算委員会も破産を提起することができる（同第2項）。

破産の手続は、破産の提起及び破産宣告（第二章）、第三章 破産債権の届出及び調査並びに確定（第三章）、破産財産の分配（第四章）の順に

規定されており、和解（第五章）および制裁（第六章）の規定がそのあとについている。

K) 外貨管理法

外貨管理法は、北朝鮮における外貨の取り扱いを総合的に規定する法律として、1993年1月に制定され、1999年2月に改正されている。この法律の目的は、「外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶えず間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する」（第1条）ことにあり、北朝鮮の対外経済関係拡大の目的を象徴的に表している。外貨管理法には、外貨で規定する外貨とは、「転換性のある外国貨幣」等が属し（第3条）、決済に使用できる外貨は「外貨管理機関が定めた外貨」と外貨管理機関の承認を受けた場合に、「定められた外貨以外の外貨」である（第8条）。また、国内での外貨現金の流通は禁止されており（第6条）、公民の外貨保有は国家の定めた範囲内のみとされている（第15条）。

直接投資で設立された、合併、合作、外国人企業と外国企業の支店は「外貨管理機関との合意の下に共和国の銀行に口座を開くことができ」、「必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる」（第18条）。非居住者取引は、羅先経済貿易地帯にある銀行に限って、外貨管理機関の承認の下に行うことができる（第19条）。

外貨現金や外貨有価証券、貴金属の持ち込みには、制限はないが（第22条）、持ち出しは入国時に税関申告書で明らかにした金額、に限られる（第23条）。ただし、羅先経済貿易地帯では、外貨現金と外貨有価証券を許可文書又は税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができることになっている（第24条）。外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までに限って共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる（第28条）。

制裁として予定されているのは、罰金と不法に取引した外貨および物の没収、銀行取引の停止である（第29条）。また、重大な違反には、「情状に

従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。」(第31条)との規定があるが、実際にどのような責任追及がなされるかは明らかではない。

1999年2月の改正において変更されたのは、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称変更などに伴う字句上の変更だけで、内容上の変更はない。なお、改正前の外貨管理法には施行規定が存在したが、2001年に発行された法規集には、施行規定は掲載されていない。

L) 外国投資銀行法

外国投資銀行法は、1993年11月に制定され、1999年2月に改正された。この法律は、合併銀行と外国銀行、外国銀行支店を設立することを許すことにより、「世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する」(第1条)ことを目的としている。このうち、合併銀行は全領域で設立することが可能だが、外国銀行及び外国銀行支店は、羅先経済貿易地帯にのみ設立することができる(第2条)。この法律では、第2章で外国投資銀行の設立及び解散を規定し、第3章で外国投資銀行の資本金及び積立金、第4章で外国投資銀行の業務及び決算、第5章で制裁及び紛争解決を規定している。

北朝鮮で外国投資銀行が行うことのできる業務は、1. 外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金、2. 外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引、3. 外国為替業務、4. 外貨投資、5. 外貨債務及び契約義務履行に対する保証、6. 外貨送金、7. 輸出入物資代金決済、8. 非居住者間の取引業務、9. 外貨有価証券の売買、10. 信託業務、11. 信用調査及び相談業務などである(第23条)。自己資本金は「債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上」保有することが義務づけられている。(第20条)。投資優遇として、1. 営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減。2. 北朝鮮の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除、3. 非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率に

し、預金支払準備金の免除することを定めている。法違反への制裁としては、罰金、営業中止が予定されている。

1999年2月の改正において変更されたのは、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称変更などに伴う字句上の変更のほか、この法律の制定趣旨が追加され（第7条）たことにとどまっており、内容上の変更はない。旧条文には施行規則が存在したが、新条文に対応した施行規定の存在はまだ確認できていない。

M) 土地賃貸法

土地賃貸法は、「外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序を確立すること」（第1条）を目的とする、直接投資に関連する土地の賃貸、利用を規定する法律である。羅津・先鋒自由経済貿易地帯が1991年末に設置され、外国からの投資に伴う土地の利用を円滑に行うために、1993年10月に制定された。羅先経済貿易地帯だけでなく、全国的に通用する法律である。

国家が土地を所有する北朝鮮において、直接投資を行う当事者は、土地を所有するのではなく、賃貸することによって利用することになっている。海外直接投資関連の基本法である『外国人投資法』では、「外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年までの期間で賃貸する」（第15条）することが規定されており、土地賃貸法は、この規定を具体化するための立法であるといえる。

土地賃貸法では、第1章で土地賃貸法の基本原則を定め、第2章で土地の賃貸方法、第3章で土地利用権の譲渡及び抵当、第4章で土地の賃貸料、第5章で土地利用権の返還、第6章で制裁及び紛争解決を規定している。土地の賃貸は、中央国土環境保護指導機関の承認の下に行うことになっているが、土地賃貸借契約は、道（直轄市）人民委員会または羅先市人民委員会の国土環境保護部署が締結する（第4条）。ただし、土地を出資することにより、合併、合作を行おうとする国内企業は「企業所所在地の道（直轄市）

人民委員会又は羅先市人民委員会の承認を受けて当該土地利用権を有することができる」(第5条)との規定がなされている。賃借した土地の利用権は、賃借者の財産権となり(第7条)、土地を賃貸する機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡(販売、転賃借、贈与、相続)したり、抵当に入れたりすることができる(第15条)。

土地の賃貸は、協商の方法を原則とし、羅先経済貿易地帯では、入札と競売の方法も許容されている(第9条)。土地の賃貸にかかる費用としては、土地賃貸料と土地開発費がある。前者は、土地利用権を移転する価格と土地を利用する価格に分けて規定されており(第28条)、後者は土地整理、道路建設、上下水道、電気、通信、暖房設備などインフラ建設に要した費用が含まれる(第29条)。推奨部門と羅先経済貿易地帯に投資する場合には、土地使用料を10年まで軽減または免除することができる規定も置かれている(第33条)が、土地開発費が免除されるという規定はない。北朝鮮において土地使用料は、インフラ建設に要した費用を外国の投資者に支払わせることを前提とした体系となっており、土地開発費の方が土地使用料より高額になる可能性もあるので、諸外国との比較を行う時には、注意が必要である。

土地賃貸法も、他の多くの対外経済関係法と同じく、1999年2月に改正された。主要な変更点は、従来羅津・先鋒自由経済貿易地帯にあった一部の投資案件に対する許認可権がすべて中央政府に集中された結果として、土地賃貸に対する承認権が中央政府に一本化されたこと(第4条)、土地賃貸料を延滞した場合の延滞料が1日あたり土地使用料の0.1%であったものが、0.2%になったことがあげられる。また、改正前の土地賃貸法には詳細な施行規定が存在したが、今回の改正後に出版された法規集には、施行規定は含まれてはいない。今後、新たな施行規定が発表されるであろうが、土地賃貸に関する手続については、そちらを参照する必要がある。

N) 外国投資企業及び外国人税金法

外国投資企業及び外国人税金法は、1985年3月に制定された合併会社所得税法と外国人所得税法が集約されて、1993年1月に現在の名称となったものである。この法律は、1999年2月に改正された後、2001年5月にも改正が行われている。ここでは、1993年1月に制定されたものと、2001年5月に改正されたものを比較して検討することにする。

この法律は、「本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。」（第6条）と、直接投資を行う企業のほか、外国企業の支店や営業所、北朝鮮で働く外国人の税金について総合的に規定する。第1章で外国投資企業及び外国人税金法の基本、第2章で企業所得税、第3章で個人所得税、第4章で財産税、第5章で相続税、第6章で取引税、第7章で営業税、第8章で地方税、第9章で制裁及び申訴を規定している。

企業所得税の課税対象は、「生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の企業活動を行って得た所得並びに利子所得、配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノウ・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得」（第8条）である。また、北朝鮮の法人である外国人投資企業については、全世界所得が課税対象となる。税率は、決算利潤の25%（羅先経済貿易地帯では14%、特別な推奨部門では10%）である（第9条）。配当、利子、賃貸、特許料使用料等に対する企業所得税率は、20%（羅先では10%）である（第10条）。また、有利な資金提供、推奨部門、羅先経済貿易地帯に設立された企業などに対する優遇税制（第15条）、利潤の再投資に対する優遇（第16条）についても規定している。

個人所得税の課税対象者は、「共和国領域内で所得を得た外国人」と「共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人」であり、前者は北朝鮮で得た所得に対して、後者は全世界所得に対して、個人所得税を納めなければならない。個人所得税の税率は、労働報酬に対しては、所得に依

じた累進課税となっており、5～30%である。利子、配当、固定資産賃貸、知的所有権およびノウ・ハウの提供に対しては20%、贈与は所得が1万ウォン以上の場合2～15%、財産販売に対しては25%となっている。

財産税とは、「共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機」に対して課税される税金である。羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税が5年間免除される（第25条）。財産税の税率は、居住地の財政機関に登録した価格（評価価格）の1～1.4%となっている（第28条）。

相続税は、「共和国領域内にある財産」を相続する場合と、「共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合」に課税される。税率は、当該相続財産を相続するときの価格から被相続人の債務を清算した残りの金額の6～30%である（第31条）。

取引税とは、生産部門の外国投資企業の生産物の販売収益金に対して課する税金である（第37～38条）。税率は、生産物販売額の1～15%である。輸出商品については、輸出が制限されているものを除き免除、羅先経済貿易地帯では、50%の軽減措置がある（第39条）。

営業税とは、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等のサービス部門と建設部門のサービス収入と建設物引渡収入に対して課される税金である（第43～44条）。税率は、当該収入金の2～10%である（第45条）。羅先経済貿易地帯においては、商業、給養業、娯楽業以外の業種について、50%の軽減措置がある（第48条）。

外国投資企業および外国人が納付すべき地方税には、都市経営税と自動車利用税がある。前者は、「公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するため」（第50条）である。税率は、外国投資企業の月労働賃金総額または居住する外国人の月収入額の1%である。自動車利用税は、自動車の利用に対して年間20～220ウォンである。

この法律に対する違反への制裁としては、延滞料（1日当たり、0.3%）、罰金が規定されており、「重大な結果を引き起こした場合」には、行政的または刑事的責任も予定されている。また、紛争解決手段としては、申訴と訴訟が予定されている。ただし、民事訴訟法には訴訟当事者として、予

算制の国家機関は含まれていないため、財政機関との意見相違等の紛争が発生した場合の訴訟手続の詳細は不明である。

1993年に制定された条文と、2001年に改正された条文とを比較すると(1) 営業税が新設され、サービス部門および建設部門に対しては取引税ではなく、営業税を課税することになったこと、(2) 旧条文では、付録で詳細に税率を規定していたのが、新条文では税率の幅を規定するのみとなり、実際の税額は別に規定をおくことになったこと、(3) 地方税のうち、登録免許税の規定がなくなったこと、(4) 企業所得について「生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の」と例示が行われたこと、(5) 「工業所有権」が「知的所有権」になったことなどがあげられる。また、税率も旧条文の付録で規定されているものよりも、新条文の方が高くなっているものが多い。旧条文には施行規則が存在したが、新条文に対応した施行規定の存在はまだ確認できていない。

○) 環境保護法

環境保護法は、1986年4月に制定され、1999年3月に改正された、環境保護についての国家の総合的な方針を規定している法律である。第1章で環境保護法の基本原則、第2章で自然環境の保存及び造成、第3章で環境汚染防止、第4章で環境保護に対する指導統制を規定している。第1章では、公害を防ぐための予防対策を重視し(第4条)、都市や農村の建設、工場、企業所をはじめとする産業施設の配置において環境保護対策を講じること(第3条)を規定している。また、「国家は、環境保護分野において、外国及び国際機構との交流及び協力を発展させる。」と(第8条)、環境分野での国際協調を規定している。

第2章では、自然環境の保護のために、自然環境保護区、植物保護区、水産資源保護区等の自然環境保護区と特別保護区を置くことを規定している(第11条)。また、国土管理総動員月間、植樹月間、都市美化月間等の国土環境保護月間を定めて(第18条)、自然保護についての啓蒙を行うこ

とを規定している。

第3章では、工場、企業所などに対する環境汚染防止対策について規定すると同時に、都市における環境整備、上下水道の整備、船舶による汚染物質の投棄の禁止、都市計画における工業地区と住宅地区の分離など、幅広い分野について広く浅く規定を行っている。

第4章では、環境保護行政に関する規定と、この法律の規定に反した場合の制裁措置が規定されている。制裁措置としては、工場などの操業停止、当該建物、施設物の撤収、違法行為に利用された物資および金銭を没収、また破壊された環境の原状回復が例示されており、その他情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる旨の規定がある。

1999年の改正では、旧規定の第4章「環境保護に対する指導管理」、第5章「環境被害に対する損害補償及び制裁」が統合され、「環境保護に対する指導統制」となり、環境保護秩序違反により損害を被った企業や公民の損害賠償請求権が削除されている。また、上水道の整備について「飲み水の濾過消毒を厳格に行い、住民に水質基準を正確に保障した飲み水を供給しなければならない。」（第25条）と水質基準の遵守を強調した内容に変更されている。また、13年間の法律の運用を反映して、漠然とした環境保護規定から、排出基準等の基準値の遵守を基本とする規定と変化している。さらに、この間の国際関係の変化を反映して、「わが国に友好的に接するすべての国」との交流、協力から、一般的な「外国及び国際機構」との交流、協力を行うように規定が変更されている。

P) 外国人投資企業最新技術導入規定

外国人投資企業最新技術導入規定は、2001年8月に制定された、外国人投資企業が最初に導入した特許技術、ノウハウ、情報産業技術及び科学研究部門の技術並びにその他の国家が奨励する部門の技術に対して特恵を付与することにより、外国からの技術移転を促進するための行政法規である。北朝鮮のハイテク産業の重視姿勢が2000年以降、目立ってきていたが、

それを後押しする内容の規定であるといえる。

Q) 羅先經濟貿易地帶罰金規定

この規定は、羅先經濟貿易地帶における罰金の適用に関する行政法規である。罰金を予定している秩序違反は、交通安全秩序、旅行秩序、社会公衆秩序、列車及びバス利用秩序、商品販売秩序、都市經營秩序、国土環境保護秩序、電力利用秩序、衛生防疫秩序、獸医防疫秩序、国境又は地帶境界税関検査及び檢疫秩序と多岐にわたっている。北朝鮮における秩序違反にいくらかの金銭的制裁が規定されているのかがよくわかる、興味ある内容である。

7.3.3 新義州特別行政区法

2002年9月12日に『朝鮮民主主義人民共和国新義州特別行政区基本法』が採択された。この新義州特別行政区基本法は、新義州特別行政区のあり方を定める基本的法律である。第1章政治、第2章經濟、第3章文化、第4章住民の基本権利及び義務、第5章機構（立法會議、長官、行政府、檢察所、裁判所）、第6章区章、区旗、附則で構成されており、一經濟特区の基本法というよりは、憲法的な性格を持った法律であるといえよう。

第1章（政治）では、国家が「立法権、行政権、司法権を付与」し（第2条）、「法律制度を50年間変化させない」（第3条）ことを規定し、住民及び非住民の合法的権利及び利益の保障（第4条）、法に基づいた住民及び非住民の身辺保護（第5条）、内閣など中央国家機関の不関与（第6条）、外交、軍事に関する中央政府の関与（第7～8条）、外国政治組織の活動禁止（第9条）、非常事態（第10条）を規定している。經濟の分野における、特別行政区の大幅な権限を認めるとともに、自由な經濟活動を行うことができるよう、法に基づいた身辺の保護を認めている。ただし、身辺の保護に対しては、その内容を法律に委任しているので、実際にどのような制度ができ

るのかは不明であり、人身の自由に対する外国投資家の不安が現時点で解決されているとはいえない。

第2章（経済）では、新義州特別行政区の性格を「国際的な金融、貿易、商業、工業、先端科学、娯楽、観光地区で構成する」（第13条）としている。土地及び天然資源は国家所有であり（第12条）、特別行政区には「土地の開発、利用、管理の権限」があるのみである（第14条）。土地の賃貸期間は2052年12月31日までであるが、終了後も企業の申請に従ってその期間を延長する（第15条）ことになっている。また、建設のマスタープランである建設総計画は、国家の承認を得ることが義務づけられている（第14条）。

個人所有の財産は国家によって保護され、国有化はされない（第17条）。労働年齢は16歳（第18条）、労働時間は1日8時間、週48時間である（第19条）。特別行政区内に創設された企業は、北朝鮮の労働力を採用することが基本である（第20条）。税金制度に関しては、「公正で特恵的な税金制度」が予定されており、税金の種類及び税率は新義州特別行政区が定める（第24条）。また、会計制度については、国家の統制を定めているが（第26条）、特別行政区の関与については、不明である。

また、特別行政区の予算編成、執行に関しては、特別行政区が行うことになっているが、同時に立法会議の決定を最高立法機関に登録することが義務づけられており（第27条）、中央政府の関与を受ける余地が残されている。これは、独立した行政管理権を有する香港とは大きく異なる。ただし、商品検査、原産地証明書の発給（第28条）、企業創設申請に対する審議（第30条）については、特別行政区の権限としている。

第3章（文化）では、国家による文化分野の施策の実施（第32条）、区の予算による国家の全般的11年制無料義務教育の実施と社会科学科目教育への中央政府への関与（第33条）、国の統一及び民族の団結を阻害する文学芸術活動の禁止（第36条）、医療保険制を実施（第38条）などを規定している。経済分野とは異なり、文化分野では中央政府の関与と内容の制限、それに特別行政区の費用負担が特徴的である。

第4章（住民の基本権利と義務）では、特別行政区の住民になる条件

(第42条、性別、国籍別、民族別、人種別、言語、財産及び知識程度、政見、信仰による差別の禁止(第43条)、選挙権及び被選挙権、選挙権の剥奪(第44条)、言論、出版、集会、デモ、ストライキ、結社の新義州特別行政区の当該法規による保障(第45条)、信仰の自由(第46条)、人身及び住宅の不可侵権、書信の秘密(第47条)、居住移転、旅行の自由(第49条)、労働に対する権利を有する、職業選択の自由(第50条)などを規定している。一見、普遍的な人権の保障が行われているように見えるが、この法律の条文には、人権という文言は存在せず、言論、出版等の自由も当該法規による保障という形をとっているため、基本法がこれらを保障しているとは必ずしもいえない。

第5章(機構)では、まず第1節で立法会議について規定している。特別行政区の立法機関として立法会議を規定し(第60条)、議員は住民の一般的、平等的、直接的選挙原則により秘密投票で選挙すると規定されている(第61条)。その権限は、(1)法規の制定、修正、補充又は廃止、(2)区の予算及びその執行に対する報告を審議、承認、(3)採択した法規の解釈、(4)長官から行政府の事業報告の聴取、審議、(5)長官の提議による、区裁判所所長の任命、解任、(6)区裁判所所長の提議に沿っての区裁判所判事、地区裁判所所長、判事の任命、解任(第64条)。立法会議で採択した決定は、1カ月以内に最高立法機関に登録ことになっており、提出された決定に対して登録、又は送り返して修正させることができ、登録せず送り返した決定は、効力を持たない(第74条)。立法会議制度は、香港の立法会と異なり、決定の最高立法機関への登録という要件が課されており、中央政府による関与が容易に行えるようになっている。

第2節では、長官について規定している。「長官は、自己の事業について最高立法会議の前に責任を負う」(第76条)と規定しており、長官は最高人民会議の前に責任を負う。「長官の任命及び解任は最高立法機関が行う」(第77条)と規定されていることから、任命及び解任は最高人民会議常任委員会が行うものと考えられる。長官の権限及び任務は(1)区事業の指導、(2)立法会議の決定、行政府の指示を公布および命令を下すこと、(3)

行政府成員の任命、解任、(4) 区検察所所長の任命、解任、(5) 区検察所所長の提議による区検察所副所長、検事、地区検察所所長の任命、解任、(6) 区警察局局长の任命、解任、(7) 区警察局局长の提議による区警察局副局长、部署責任者、地区警察署署長の任命、解任、(8) 賞状の制定、授与、(9) 大使権及び特使権の行使等である（第79条）。また、長官は、立法会議で採択された決定が区の利益に合致しないと認定した場合、それを立法会議に送り返し、再び審議させることができる（第80条）。

新義州特別行政区において長官は、行政府の長として、すべての人事を掌握しており、その権限は絶大である。しかし、立法権に中央政府による制約がかかっており、長官は中央政府の主導で選ばれることから、特別行政区が中央政府の意図しない活動を行う可能性はそれほど高くはない。

第3節では、行政府について規定している。行政府の任務及び権限は、(1) 法規執行业の組織、(2) 区の予算を編成と執行、(3) 教育、科学、文化、保健、体育、環境保護等、各部門の事業の組織と執行、(4) 住民行政事業、(5) 社会秩序維持事業、(6) 建設総計画の作成、(7) 建設許可及び竣工検査、(8) 投資誘致、(9) 企業の創設申請の審議、承認、(10) 土地利用権、建物の登録、(11) 税務事業、(12) 税関検査、衛生、動植物検疫事業、(12) インフラ施設の管理、(13) 消防対策、(14) 国家の委任による対外事務の処理（第83条）である。

この他、第4節では検察所、第5節では裁判所について規定されている。新義州特別行政区において裁判所は最終裁判所であり、「裁判は、専ら法に基づいて独断的に行う」「何人も裁判活動に干渉することができない。」（第93条）と規定されている。裁判は「裁判は、判事1人及び参審員2人で構成」（第95条）することが基本なので、裁判の独立が規定されているといっても、判事や参審員（陪審員に類似）の発想が急に変わるとは考えにくい。紛争解決において、外国投資家の利益が十分保障されるためには、裁判の基準や裁判官の任命、資質の向上、参審員の構成などについての法規が整備され、新たな環境に合わせた教育が行われていくのを見守る必要がある。

附則では、「新義州特別行政区では、朝鮮民主主義人民共和国の国籍、国章、国旗、国歌、首都、領海、領空、国家安全に関する法規以外の法規を適用しない」と規定され（附則第2条）、新義州特別行政区が独自に立法を行わない限り、現状では理論的に適用する法律のない無法状態となっている。また、基本法の解釈権は、最高人民会議常任委員会にある（附則第4条）。

以上見てきたように、新義州特別行政区基本法が規定している新義州特別行政区の権限は、経済運営を中心とした事業では大きい、それ以外の事項では、中央政府の関与を予定している。

しかし、制度設計上、新義州特別行政区は、香港のように法的に北朝鮮から分離された空間である。制度設計と実際の権限に乖離が存在する。実際のところ、特別行政区にどれほどの立法能力や管理能力を持てるのかは不明である。制度上、投資条件整備における法の役割がこれまで北朝鮮が設定した経済特区の中でもっとも大きい地区であるがゆえに、しっかりとした立法機構を持ち、法的安定性に留意しなければ、特別行政区の構想が看板倒れに終わる可能性も存在する。

7.3.4 韓国を主な対象とした特区に関する法制度

A) 開城工業地区法

2002年9月の新義州特別行政区の設置に続き、2002年11月、開城に開城工業地区が設置された。2002年11月20日には『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法』が最高人民会議常任委員会によって採択された。

開城工業地区は、韓国の現代峨山、韓国土地公社、北朝鮮の民族経済連合会、三千里総会社が主体となって建設を行う予定になっている。この法律では外国人、外国企業の投資を特に制限はしていないが、韓国からの投資を主な対象として、設置され、建設が行われていく地区である。

推奨業種としては、インフラ投資、先端科学技術と共に軽工業分野があ

げられている（第4条）。労働力の採用については、「外国人投資法」で規定されているような「労働力斡旋機関」を通じての採用が義務づけられていない。これが南側企業による自由な労働力の採用につながるかどうかは、現段階では不明である。

今後、この法律の施行細則等を通じて、開城工業地区の投資条件が明らかになると思われるが³³、「開城工業地区と関連して北南間で締結した合意書の内容は、本法と同じ効力を持つ」（附則第2条）と、南北間の合意が事業条件を大きく作用するのが特徴である。

B) 金剛山観光地区法

2002年10月23日に金剛山観光地区を設置する政令が公布され、同年11月13日には『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法』が最高人民会議常任委員会によって採択された。これまでも韓国からの金剛山観光は行われていたが、輸送手段が海路に限られており、費用と時間がかかるため、観光客数が伸びなやんでいた。2002年9月18日に、京義線および東海線鉄道とそれに平行する道路の非武装地帯における工事が開始され、2003年に入り、平行道路が開通した。金剛山観光地区法では、陸路の観光が許容されており、陸路観光が開始されて、金剛山観光は新たな展開を迎えた。

金剛山観光地区法では、開発業者（現状では、現代峨山と韓国観光公社）が北朝鮮側から土地利用権を受け、マスタープランを作成し、事業を行うことになっている。現地の管理は、観光地区管理機関が行うことになっているが、この管理機関のメンバーは開発業者が推薦するメンバーを基本としている（第12条）。また、投資は、「南側及び海外同胞並びに外国の法人、個人、経済組織」が「旅行業、宿泊業、娯楽及びサービス施設業等」について行うことができる（第21条）。開城工業地区法と同じく、「金剛山観光地区と関連して北南間で締結した合意書の内容は、本法と等しい効力を持つ」（附則第2条）とする規定もあり、南北間での合意に基づいて事業を行っていくシステムとなっている。

7.4 北朝鮮の対外経済関係法制の問題点

北朝鮮の対外経済関係法は、1990年代に入り、数の上ではかなり整備されてきた。現状では、対外経済関係の基本を規定する法律は基本的に整備されたといえる。しかし、実際の事業を法規に基づいて行っていくために必要な細則と関連法の整備については、それほど熱心であるとはいえない。一例として、1999年の改正後に北朝鮮で刊行された投資関連法規集では、1990年代に制定されてきた土地賃貸法施行規定、外貨管理法施行規定、外国投資銀行法施行規定、外国人投資銀行簿記計算規定、外国人投資企業簿記計算規定、外国人投資企業簿記検証規定、外国投資企業および外国人税金法施行規定など、重要な規定が欠落している。外国投資家にとって、法規は投資条件を知るための重要な手段であるため、細かな規定であるとはいっても（細かな規定であるがゆえに）投資促進に重要な役割を果たすのである。

北朝鮮の法制度全体の問題点でもあるが、制定された法規や判例の公表システムが完備されていないことがあげられる。北朝鮮では、法規が制定された場合に、そのすべてが公表されるわけではない。最高人民会議で採択された法律でさえ、公開されないことがある。行政法規に至っては、そのほとんどが公開されていない。また、判例も公開されておらず、北朝鮮において、法規がどのように運用され、どのような問題が発生し、それがどのように解決されているのかを知ることができない状態にある。北朝鮮の対外投資関係法の問題点は、一言で言えば透明性の欠如であるといえる。

7.5 おわりに—今後の日朝民間経済交流の展望—

北朝鮮の対外経済政策およびその政策を具体化する法制度をこれまで見てきたが、最後に、日本の民間部門と北朝鮮との経済交流が今後、どのように行われていくのかについて、貿易、直接投資、経済支援の3つにわけて簡単に触れてみたい。

7.5.1 貿易

日朝間の貿易は、北朝鮮の外貨不足の現状と累積債務の問題から、貿易保険が適用されない状況が続いている。北朝鮮の外貨獲得能力が低いことから、このような状況は、容易には解決しないと考えられる。このため、貿易を活性化するためには、北朝鮮に債務を償還し、支払をする外貨を手にする能力を強化させる必要がある。

北朝鮮が外貨獲得能力を得るためには、北朝鮮が輸出志向型の経済体制へと転換することが必要である。しかしそのためには、世界市場で販売できる品質の製品を生産する必要がある、そのためには、投資が必要である。北朝鮮自身が投資を行う資金を有していない現状では、外国からの投資を導入するのが、もっとも現実的な方法であり、そのような条件が整ってはじめて、日朝間の民間レベルでの貿易が本格的に活発化することになるだろう。

7.5.2 直接投資

海外直接投資は、北朝鮮の外貨獲得能力と関係なく、投資を行うことができる点で、北朝鮮の外貨獲得能力を高める上で重要な役割を果たす。これまで、北朝鮮が制定してきた対外経済関係法は、直接投資に関連したものがほとんどである。北朝鮮において海外直接投資が低調なのは、投資制度上の問題点も大きい、主として北朝鮮を取り巻く国際政治環境と、北朝鮮の国内経済が世界市場に対応したものとなっていないことが主な理由

である。日朝間では、国交正常化が行われておらず、敵対的な関係が終了していない状況にある。日朝間での直接投資が行われるようになるためには、国交正常化を含む政治的な環境整備が先決条件となろう。この問題が解決した後、累積債務問題や投資環境の問題が日朝間での懸案となっていくのではないだろうか。

日本企業が北朝鮮に対する直接投資を行うことを検討する環境になった場合、その時の北朝鮮の投資環境が中国やASEAN諸国などと比較して、有利なものとなっている必要がある。北朝鮮は、透明性の欠如、細則、関連法の不備といった現在の対外経済関係法の問題点を解決し、透明性の高い投資条件の提示をする準備を行っていく必要がある。この作業は、直接投資を誘致しようとする国同士での競争の側面があるゆえに、北朝鮮の主観的努力ではなく、客観的な投資条件の優劣で判断されることに、北朝鮮は注目する必要がある。

7.5.3 経済支援

2002年9月の日朝平壤宣言において、「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」という認識のもと、「国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした」と経済支援の問題が提起された。日本の対北朝鮮経済支援は、国交正常化後に行われることとなっているので、ここでも国交正常化が重要なファクターとなる。これまでの中国などに対するODAの供与の経験から、日本が北朝鮮に対して無償金利協力や借供与を行うに際して、日本企業が当該プロジェクトの主要な参加者となる

ことが予想される。また、民間経済活動に対する融資や信用供与は、累積債務問題や北朝鮮の外貨不足の問題をある程度カバーする可能性があり、日朝間の民間経済交流再会のきっかけとなる潜在的可能性を持っている。しかし、経済支援は無限に続くわけではない。

貿易や直接投資など、民間ベースの経済交流が活発化しなければ、両国の経済交流は沈滞するしかない。長期的な日朝経済交流を考えた時、経済支援は、両国の民間経済交流を活発化させていく枠組みを構築する戦略を立てた上で、それにもっとも資するように行われる必要がある。

◆注釈

- 1 日朝間の経済交流の歴史については、李燦雨「日朝経済協力の方案」(2002.8)
<http://www.erina.or.jp/Jp/Research/Jisyukenkyu/H13/k-13-1.htm>を参照されたい。
- 2 日本にとって北朝鮮が経済交流の相手方として占める位置は非常に小さいので、日本にいと、とすれば日本の経済交流が北朝鮮に与えるインパクトの大きさを忘れてしまうきらいがある。しかし、北朝鮮から見れば、日本は中国と並んで重要な経済交流の相手であり、北東アジアで唯一の先進工業国なのである。
- 3 財務省貿易通関統計による。2001年のデータについては、財務省貿易通関統計と表1、2のKOTRAの統計に大きな違いがある。これは、日本からのコメ支援の額を、財務省貿易通関統計では、日本の国内価格で計算しているのに対し、KOTRAの統計は、日本政府が国際機関に援助額として申告した国際価格でコメの価格を計算しているからである。
- 4 2002年9月2日、東京で在日朝鮮合営経済交流協会と東アジア貿易研究会が合同で開催した北朝鮮経済に関するセミナーの席上、北朝鮮で加工貿易を行っている日本企業からの質問が何件あった。その質問の内容から、行っている業種等が判明した。
- 5 『毎日新聞』2002年9月18日付。
- 6 『毎日新聞』2002年9月18日付。
- 7 朴貞東『北韓の経済特区—中国との比較』(韓国開発研究院、1996) 44～45頁。
- 8 『月刊朝鮮資料』1980年12月号、35～36頁。
- 9 同上、37頁。
- 10 同上、36頁。
- 11 金正日『人民生活をさらに向上させることに対して』(朝鮮労働党出版社、1984) 1頁。
- 12 金正日 前掲書 2頁。
- 13 金正日 前掲書 6頁。
- 14 『月刊朝鮮資料』1984年3月号、15～24頁。
- 15 訪問した国はソ連、ポーランド、東ドイツ、チェコ・スロバキア、ハンガリー、ユーゴスラビア、ブルガリア、ルーマニアである。バクテホ『朝鮮民主主義人民共和国対外関係史2』(社会科学出版社、1987) 214～219頁。
- 16 朴三石「在日朝鮮人による合併事業の現状と課題(上)」『月刊朝鮮資料』1990年5月号、47頁。
- 17 在日朝鮮人の投資は、同胞からの投資として位置づけられ、推進されたことは前述したとおりである。
- 18 『労働新聞』1998年9月19日付。
- 19 小牧輝夫「北朝鮮の経済特区実験—自主の方針下での市場経済限定利用」『アジア研トピックレポート』(1996.3) アジア経済研究所、1～2頁。
- 20 拙稿 前掲論文、169～170頁。
- 21 自由経済貿易地帯法(1993年制定)第2条。現在の羅先経済貿易地帯でも変更はない。
- 22 李燦雨「1990年代の北朝鮮の対外経済協力関係と経済政策の動向」『朝鮮半島の将来と国際協力』(笹川平和財団、2002) 87頁。
- 23 韓国では、開城工業地区の造成費やインフラ整備にかかる費用が莫大なため、国内の他の工業地区に比べて、入居者の負担が大きいという問題点が提起されている。同時に、ソウルから70キロメートルしか離れていないという立地条件から、ソウルからもっとも近い新

- 規開発できる工業地区であるため、労賃が安い水準で提供されれば、それなりに収益性を維持できるという意見もある。
- 24 開城工業地区は、ソウルから70キロメートルしか離れておらず、バスでソウルから1時間半程度で到着する。高麗時代の都がおかれた開城は、文化観光資源も豊富であり、日帰りでの観光コースを設定することも可能な場所にあるため、工業地区の建設よりも、観光業の方が少ない投資で南北双方に利益の上がる事業ができると、筆者が訪韓した際、複数の研究者から指摘された。筆者の私見であるが、非武装地帯を越えて、北に入るのは、韓国人にとっても、外国人観光客にとっても一種のスペクタクルであり、ソウルの人口と外国人観光客の多さを考えれば、開城観光の需要は少なくないように思われる。
- 25 例えば、1972年憲法第16条第2項では「国家は、わが国を友好的に対するすべての国と完全な平等及び自主性、相互尊重及び内政不干渉、互惠の原則で国家的及び政治・経済・文化的関係を結ぶ。」と規定されているものの、第3項では「国家は、マルクス・レーニン主義及びプロレタリア国際主義原則で社会主義国と団結し、帝国主義に反対する世界すべての国の人民等と団結して、彼らの民族解放闘争及び革命闘争を積極的に支持声援する。」という規定を持っていた。また第5条では、「朝鮮民主主義人民共和国は、北半部で社会主義の完全な勝利を成し遂げ、全国的範囲で外勢をはね除けて民主主義的基礎の上で祖国を平和的に統一して完全な民族的独立を達成するために闘争する。」と韓国でのアメリカ軍の駐留を憲法規定で否定していた。
- 26 「朝鮮民主主義人民共和国は、北半部において人民政権を強化し、思想、技術、文化の三大革命を力強く推進し、社会主義の完全な勝利を成し遂げ、自主、平和統一、民族大団結の原則から祖国統一を実現するために闘争する。」(1992年憲法第9条)
- 27 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（2）」『ERINA REPORT』vol. 49 (2002.12) 参照。
- 28 「自由経済貿易地帯内でのすべての活動は、同地帯と関連した共和国の法と規定に従う。自由経済貿易地帯と関連した法と規定に規制されていない事項は、共和国の当該法と規定に準じる。」(1993年自由経済貿易地帯法第6条) ただし、1999年の改正では、経済活動にのみ、法規により規制することになった。これは、国家行政、刑事事件など、北朝鮮には社会のすべての活動を法規で規定するだけの条件が存在しないためであると考えられる。
- 29 この法規集は、1が全国で適用される法規を集めたもので、2が羅先経済貿易地帯のみに適用される法規を集めたものである。【表1】の1～23が法規集1、24～36が法規集2に収録されている。
- 30 2002年9月に訪朝した際の、朝鮮社会科学者協会の法学研究者との交流の際、この問題について質問したところ、字句上の修正が主なので、古い規定と同じと考えてよいだろうとの答えが返ってきた。
- 31 これまでに南北間では、南北間の経済関連の4つの合意書（投資保障、二重課税防止、清算決済、商事紛争解決）が2000年11月に南北間で署名されたが、未発効である。

北朝鮮への日本の 経済技術協力:その展望

水野 満

8.1 はじめに

日本と北朝鮮の経済関係は国交正常化が締結されていなかったことから、政府間ベースの経済協力は進んでいない。民間ベースでの貿易は1970年代、北朝鮮が大型プラント建設に伴い一時活発となった時期がみられたが、その後、同国の債務不履行によって沈滞していった。2002年9月17日に小泉首相は電撃的かつ歴史的な北朝鮮訪問を果たした。懸案事項の一つと考えられていた日本の植民地支配に伴う「過去の清算」問題のうち「補償」については、財産請求権を相互に放棄し、経済協力方式で対応することで合意した。同日に署名された日朝平壤宣言には「国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されること」が謳われている。同宣言では、経済協力の具体的な規模と内容については言及されず、国交正常化交渉の協議事項とされた。本章では国交正常化交渉締結後の日朝経済技術協力について展望を試みる。

北朝鮮は食糧やエネルギー、近代的な設備が不足し、経済は90年初めから長期低迷が続いている。韓国銀行¹によると北朝鮮の2001年の名目国民総生産（GNP）は157億ドルと推定され、1990年に比べ約3割減少してい

表8-1 北朝鮮の産業別成長率

	1990	1992	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
農林漁業	-10.2	-2.7	2.7	-10.5	1.0	-3.9	4.2	9.2	-1.9	6.8
鉱工業	-2.8	-15.0	-4.2	-4.6	-9.6	-15.6	-4.1	9.9	2.2	N.A
鉱業	-8.5	-6.1	-5.5	-2.3	-11.8	-11.8	-6.6	14.1	5.8	4.8
製造業	-1.5	-17.8	-3.8	-5.3	-8.9	-16.8	-3.3	8.5	0.9	3.5
(軽工業)	-6.2	-7.3	-0.1	-4.0	-7.1	-12.0	-1.1	2.4	6.2	N.A
(重工業)	-0.4	-21.0	-5.2	-5.9	-9.7	-18.7	-4.3	11.6	-1.5	N.A
電力・ガス・水道	-2.2	-5.7	-4.2	0.1	-7.8	-9.6	-9.3	6.8	3.0	N.A
建設	5.9	-2.1	-26.9	-3.2	-11.8	-9.9	-11.4	24.3	13.6	7.0
サービス	0.3	0.8	2.2	1.5	0.8	1.1	-0.7	-1.9	1.2	-0.3
国内総生産 (GDP)	-3.7	-7.6	-1.7	-4.5	-3.7	-6.8	-1.1	6.2	1.3	3.7

(注) 産業別成長率は各産業の対前年成長率を示しており、GDPへの貢献度を表示してはいない。

(出所) 韓国銀行「北韓GDP推定結果」、韓国銀行のホームページ <http://www.bok.or.kr>

る。1人当りの国民所得は韓国の十三分の一程度に過ぎないと推定されている。経済が停滞してきた一因として設備稼働率の落ち込みによる生産性の低下が挙げられる。90年より、北朝鮮は旧ソ連の崩壊と市場経済移行に伴い、割安な価格での石油調達が困難となった。また、友好国中国からの原油供給も十分でない。深刻なエネルギー不足に陥ったため、設備稼働率は2～3割程度まで落ち込んだ。通信・運輸等のインフラ整備も遅れている。通信、鉄道、道路、港湾等への投資は不十分で、非効率な経済活動の一因となってきた。貿易総額も2001年は90年の半分に減少、外貨不足から経済開発に必要な資機材の輸入が満足に行われていない。輸出品目で国際競争力のある鉱工業製品は少ない。北朝鮮はこうした停滞する経済状況を打開すべく、新義州や開城での経済特区の設置構想の発表や物価と賃金の引き上げ等の経済改革を行った。しかし、抜本的な経済再建のためには、海外からの大幅な資金・技術協力が欠かせない。我が国の経済技術協力が実現すれば、北朝鮮の経済再建に大きく貢献することになろう。

表8-2 北朝鮮の純資本ストックと生産の関係

	生産の減少	純資本ストックの減少
農林漁業	-0.2908	-1.1976
鉱業	-1.0093	-1.2905
軽工業	-1.2476	-2.2792
重工業	-1.7093	-2.8678
サービス	-0.9045	-1.7479
合計	-0.8312	-1.73

(出所) Yoon and Babson (2001)

8.2 北朝鮮の経済・産業構造

北朝鮮は社会主義計画経済と自立的民族経済に基づく国家建設を進めてきたが、旧ソ連と東欧諸国の市場経済化が開始された1990年代の始めからはこれらの友好国との経済関係が減少し、経済状況は停滞の度を深めた。特に、パートナー取引が廃止され、原油の輸入が市場価格に改定されてからは原油の輸入と資機材の不足を招来し、北朝鮮経済は重大な支障をきたすこととなった。このため、第3次7ヵ年計画（1987～1993）は未達成に終わった。北朝鮮は94年から3年間を経済緩衝期と位置付け、農業・軽工業・貿易の振興で経済の建直しを図った。この経済政策の転換はそれまでの重化学工業優先政策を改め、農業と軽工業に注力すると共に対外経済関係を重視するという極めて現実的な対応であったといえる。

この間、経済成長は90年以降98年まで一貫してマイナス成長を記録し、北朝鮮の経済規模は著しく縮小した。99年からは一応プラス成長へと回復したが、経済基盤は脆弱で外国からの支援と直接投資がなければ経済の再生は困難といえよう。90年以降の産業別成長率の推移をみるとサービス部門を除き各産業部門の落ち込みが大きい（表8-1参照）。特に、製造業とりわけ重工業の落ち込みが顕著である。これは当然のことながら、エネルギー不足と外貨不足によって資機材や原材料の輸入が制約されたからである。また、鉱業部門もエネルギー不足等から90年から98年までマイナス成長を余儀なくされた。

表8-3 北朝鮮の国内総生産(GDP)の構成比

	1990	1992	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
農林漁業	26.8	28.5	29.5	27.6	29.0	28.9	29.6	31.4	30.4	30.4
鉱工業	42.8	33.8	31.4	30.5	28.0	25.5	25.6	25.6	25.4	26.1
鉱業	N.A	9.2	7.8	8.0	7.1	6.7	6.6	7.3	7.7	8.0
製造業	N.A	24.6	23.6	22.5	20.9	18.8	19.0	18.3	17.7	18.1
(軽工業)	N.A	6.3	7.0	6.8	6.9	6.5	6.4	N.A	N.A	N.A
(重工業)	N.A	18.3	16.6	15.7	14.0	12.3	12.6	N.A	N.A	N.A
電力・ガス・水道	N.A	5.1	4.8	4.8	4.3	4.3	4.2	4.5	4.8	4.8
建設	N.A	9.1	6.3	6.7	6.4	6.3	5.1	6.1	6.9	7.0
サービス	N.A	23.5	27.9	30.3	32.3	35.0	35.6	32.4	32.5	31.8

(出所) 2000年版北東アジア経済白書、韓国銀行のホームページ <http://www.bok.or.kr>

上記の通り、北朝鮮の経済は設備の老朽化が進み減価償却をカバーする投資もできない状態で、生産の低下に拍車がかかっている。ユンとバブソンの研究²によれば北朝鮮経済は「貧窮のわな」に陥っている(表8-2参照)。同研究では海外からの資金流入で資本ストックが増加しなければ、純資本ストックとGDPは毎年それぞれ1.73%と0.8312%ずつ減少するだろうと予測している。なかでも、鉱工業部門への影響は大きい。鉱業部門では資本ストックが1.2905%減少すると生産は1.0093%減少する。重工業部門では資本ストックが2.2792%減少すると生産は1.2476%減少する。また、軽工業でも資本ストックの減少による影響は大きく、総じて鉱業・製造業への影響が甚大であることが窺える。このことから、北朝鮮の経済再生のためには資本ストックの減少を上回る新規投資を実施することによって生産の減少をくいとめる必要があるだろう。さもないと、資本ストックの減少から生産の減少が続くという悪循環に陥ることになる。過去3年間、北朝鮮はプラスの成長を達成したが、これは主として海外からの援助によるところが大きく、同国が内在的に成長軌道に回復したことを意味しているわけではない。

北朝鮮のGDP構成比の推移をみるとエネルギー不足等の影響を最も受けた鉱工業部門の比率低下が顕著である(表8-3参照)。鉱工業部門は90年には42.8%のシェアがあったが、その後低下を続け2000年には25.4%とシェ

表8-4 北朝鮮の輸出入額の推移(億ドル)

	1990	1992	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
輸出	20.2	11.9	10.2	9.6	9.1	11.0	6.5	6.4	7.1
輸入	26.2	16.4	12.9	13.8	13.2	12.5	12.7	8.8	16.9
合計	46.4	28.3	23.1	23.4	22.3	23.5	19.2	15.2	24.0
GNP	231	211	212	223	214	177	126	158	168
輸出／GNP(%)	8.7	5.6	4.8	4.3	4.2	6.2	5.1	4.0	4.2
輸入／GNP(%)	11.3	5.8	6.1	6.2	6.2	7.1	10.1	5.6	10.1
合計／GNP(%)	20.0	13.4	10.9	10.5	10.4	13.3	15.2	9.6	14.3

(出所) 2000年版北東アジア経済白書、韓国銀行のホームページ、アジア経済2001

アを落としている。経済規模が縮小した中でのシェアの減少は鉱工業部門の生産低下が大幅であったことを物語っている。とりわけ重工業部門のシェア低下が著しい。一方、農林漁業部門の構成比をみると農業の不作が喧伝された割には90年の26.8%を底に、その後は30%前後のシェアを維持している。また、サービス部門は92年の23.5%から上昇し、95年以降は30%台のシェアを維持している。この結果、生産構造は二次産業の比重が低下し、三次産業の比重が高くなった。

次に、北朝鮮の貿易状況を概観すると旧ソ連、東欧諸国との友好的な貿易関係が途絶えた1990年代の初頭から貿易額は減少していった(表2.4参照)。貿易額は94年には90年の半額、さらに99年には三分の一へと急減した。貿易額の減少は旧ソ連、東欧諸国との経済関係低下のほか、北朝鮮が自力更生の基に輸出品を育成できなかったことも関係している。輸出入合計額の対GNP比をみると90年の20%から99年には9.6%へと大幅に減少した。開発途上国である同国の輸出入合計額の対GNP比は極めて低い。因みに中国では2000年で約44%に及んでいる。また、モンゴルでは120%を超えている。このことから、北朝鮮は対外経済協力体制を整備し、貿易とりわけ輸出を活性化させることで経済発展を図る必要がある。

2001年の北朝鮮の主要輸出品目をみると魚介類の水産物が24.4%と最も多い。繊維製品や機械・電気製品が水産物に続いているが、金額ベースでは両品目とも2000年に比べ多少低下している。水産物に鉱物等の一次産品

を加えると全輸出額の過半数は一次産品で占められている。一方、輸入品目では機械、原油、繊維製品原料、化学製品等が多い。また、韓国とは委託加工貿易で加工賃収入を獲得している。こうした貿易構造から北朝鮮は産業構造の高度化を通じた競争力のある輸出産業を育成することが急務である。現状では経済を維持するのに必要な輸入も確保も覚束ない。

8.3 改革の動き

北朝鮮は2002年7月から①物価と賃金の大幅な引上げ②為替レートの現実化③配給政策と農業政策の改革などの経済改革に踏み出した。経済改革の目的はインセンティブを与え、生産を促進すると共に、高値で出回るヤミ物資を表の市場に呼び戻すことに狙いがある。勤労意欲を高めるため成果主義の導入も容認した。今般の経済改革は市場経済化を目指したのではなく、深刻な経済状態を改善しなければならないという切迫した状況を反映したものである。金正日は「変化した環境と現実発展のニーズに合わせて、計画事業体系と方法を改善しなければならない、国家計画委員会は戦略的かつ国家的な重要指標を計画化し、細かい指標や細部規格指標は該当機関や企業で計画化すべきだ」と述べている。この結果、地方の工場で生産された商品に限り、その価格を該当工場が決定できることとなった。しかしながら、今般の経済改革を成功させるためには食糧や消費物資の十分な供給が前提となる。もしも、物不足が続けばインフレを助長しかねない。改革後、8ヶ月が経過したが、もの不足状況は改善されていず農民市場の米価格は既に3倍に急騰しているといわれている。甲志鎬韓国開発研究所研究員は北朝鮮の経済改革は現時点では失敗していると断じている³。食糧や生産・消費物資の増産のためにはエネルギーの確保、インフラの整備、生産設備の近代化をはじめとした経済基盤の強化と近代的な経営管理手法の導入や人材育成が鍵となろう。

8.4 北朝鮮のインフラと産業⁴

8.4.1 インフラ

A) 輸送(鉄道、道路、港湾、空港)と情報通信

北朝鮮の輸送システムの中で鉄道は中枢的な役割を果たしてきた。2000年現在、鉄道の総延長距離は5,214kmに達し、旅客輸送の約60%、貨物輸送の90%を担っている。鉄道の電化率は80.3%に及んでいるが、総延長の98%が単線であり、また、電力不足からダイヤ通りに運転されておらず物流が円滑に進んでいない原因となっている。主要な鉄道輸送貨物は石炭が最も多く40%を占め、続いて鉱石、セメント、金属、木材の順となっている。車両は80年代から国産の車両が生産され使用されているが、中国製の客車やチェコ、ロシア、フランス、ドイツ製の機関車も使われている。

道路の整備状況は山岳地帯が多いこともあって芳しくない。総延長は2001年で23,963kmであるが、舗装区間は8%に過ぎない。このため、車両寿命の短縮化と低輸送能力を招来している。90年以降は平壤を中心に高速道路の整備に努めているが、北朝鮮の高速道路は平壤-南浦(53km)、平壤-順安(15km)、平壤-元山(172km)、平壤-開城(170km)、元山-金剛山(114km)等、総計724kmと短い。また、高速道路とはいえ、舗装状況が十分でなく時速50km以上の走行は困難といわれている。港湾荷役能力は2000年現在、3,530万トンであるが、船舶保有量は85万トンと少ない。貿易港は八つあるが、コンテナ設備能力は不十分で近代的な物流に対応できていない。貿易港は日本海側に5港(清津、羅津、先鋒、興南、元山)、黄海側に3港(南浦、海州、松林)ある。このうち、自由貿易港と指定されているのは清津、羅津、先鋒の3港となっている。CIAによれば空港は87ヶ所あるが民間空港は平壤の順安空港のみである。順安空港は拡張工事が実施され、ジャンボ機の離発着が可能となった。国際線は中国(北京、大連、瀋陽)、ロシア(ウラジオストック、ハバロフスク)、ドイツ(ベル

リン)、タイ (バンコック) 等5カ国に定期路線が運航されている。航空機は27機保有しているが、アントレフ、ツボレフ、イリューシンでウクライナ、ロシア製である。

北朝鮮の通信事業は朝鮮通信会社により独占的に提供され、98年末で電話加入者数は約110万、普及率は4.8%と極めて低い。光ファイバーは平壤と地方都市間に約1,400km敷設され、各省、政府機関、大学、研究機関、企業にコンピューターネットワークをはりめぐらせている。また、インターネットの利用は制限されている。

B) エネルギー

一次エネルギー供給の推移を概観すると89年の約3,800万TOEをピークに減少を続け、97年には89年の半分の1,980万TOE、さらに2000年には1,600万TOEまで落ち込んだ。この理由としては①旧ソ連からの石油・コークス等の支援が急減した②石炭採掘設備が老朽化したにも拘わらず、外貨不足から設備の更新ができなかった③石炭の供給不足が電力不足に拍車をかけ石炭生産に悪影響を与えたことが指摘できる。2000年の一次エネルギー消費の構成比は石炭71.7%、水力16.2%、石油7.1%となっており、石炭への依存度が高い。石炭は石油資源に恵まれない中、重要なエネルギー資源である。韓国統一省と韓国銀行によれば石炭の潜在埋蔵量は凡そ147億トンと推定されている。石炭推定埋蔵量のうち、無煙炭と有煙炭の割合は略2対1で、無煙炭のうち90%弱が粉炭で、製鉄所で必要とされるコークスに適した粘結炭ではない。最大の石炭産地は安州地区炭鉱で石炭の品位も高く、北朝鮮の石炭工業で大きな役割を果たしている。生産量はエネルギー供給の不安定等から90年の3,315トンから2001年には2,310トンに減少した。

原油はすべて輸入によって賄っている。89年までは年間300万トン程度の原油を輸入していたが、旧ソ連の崩壊以降は中国からの100万トンのみとなった。石油精製能力は350万トンであるから稼働率は30%を割っている。このように貴重な原油は精製後、その7割以上が他のエネルギーで代

替不可能な輸送部門に使用されている。96年からはKEDOから毎年50万トンの重油の支援が受けられることとなったため97年以降、中国からの輸入量を半減させた。しかし、北朝鮮の核開発問題からKEDO理事会は2002年11月を最後にそれまで継続してきた重油の提供を凍結することを決定した。北朝鮮はエネルギー確保にかなりの打撃を蒙ることになる。ことに2002年7月から物価・賃金を大幅に引き上げ、経済運営の効率化を追求するなか、物資の供給拡大が成否を握っているだけに、凍結は経済改革にも影響を与えるものと思われる。

北朝鮮の発電能力は2000年で755万kWであるが、旧ソ連の支援を受けた旧式、老朽化した設備が多く、実際に稼動可能なのは220万kW前後と推定されている。また、2000年の発電量は194億kWhと推測され、このうち、水力発電が102億kWhを占めている。一方、北朝鮮の電力需要は500～600kWhと見込まれており発電量とは大幅なギャップが存在する。KEDOは1994年の米朝枠組み合意に基づき北朝鮮北東部の琴湖地区で発電能力100万kWの軽水炉二基（計200万kW）を建設中であるが、KEDOによる軽水炉支援の枠組みが崩壊すれば重油の凍結と比べものにならない甚大な打撃となろう。現在の発電量を倍に増強できる事業を失うことになるからである。2002年12月11日に開催予定であったKEDO理事会は2003年に延期されたが、開催時期の見通しはたっていない。KEDOの枠組みに関しては、北朝鮮が2002年12月に核施設の再稼動を宣言したことから予断を許さない状況が続いている。また、送配電設備の大半は70年代以前のもので老朽化が著しい。このため、漏電損失率は高く30～50%に及んでいるものと推測されている。

以上、北朝鮮のインフラ状況を概観したが、インフラの未整備、特に、道路や電力の未整備が経済開発の支障となり、企業セクターの生産コストと流通コスト高を招いている。

8.4.2 産業

ここでは、鉱工業部門の現状を概観する。北朝鮮は韓国に比べ鉱物資源に恵まれていたため、戦前日本の植民地時代に鉱山開発、鉄鋼、非鉄金属、機械、造船、繊維、化学等の産業を育成したことから、工業開発の土台はあった。戦後、旧ソ連と東欧諸国の支援により設備の復旧と建設がなされ、国内鉱物資源を利用した工業化を推進してきたが、80年代の後半からは設備の老朽化、技術面の立ち遅れ、エネルギー不足等の理由から生産は目標を達成することができなくなっている。

鉄鉱石—北朝鮮の鉄鉱石埋蔵量は約30億トンと豊富で、最大の鉄鉱床は茂山である。茂山は13億トンの磁鉄鉱を埋蔵していると推定されており、北朝鮮で最も大きな金策鉄鋼コンビナートの主要な鉄鉱供給源となっている。しかし、鉄鉱の生産は90年の843万トンから99年には378.6万トンに減少した。

非鉄金属—非鉄金属は北朝鮮にとって貴重な外貨獲得源であるが、精錬設備の老朽化や電力不足に伴う原料供給不足といった問題を抱えている。非鉄金属で大きな比重を占めるのは鉛と亜鉛である。70年代後半～80年代前半にかけてはアジア産出国の中でいずれも第2ないし第3の地位を占めていた。他には銅、アルミニウム、マグネシウム、タンゲステン等を生産している。

鉄鋼—製鉄生産能力は約600万トンで最大規模の金策鉄鋼コンビナートの能力は240万トンである。金策鉄鋼コンビナートには約5万人もの労働者が働き生産性は低く、近代化が遅れていることを示している。韓国銀行の推定では粗鋼生産は90年の334.6万トンから2001年には106.2万トンにまで減少している。この生産量から判断すると稼働率は18%弱と極めて低い。

機械—他の産業分野に比較すると相対的に発展し、一部製品は輸出されている。但し、機械の高度化やメカトロニクスの推進等は技術水準や電子工業の未発達もあって十分進んでいないのが現状である。また、軍需産業優先の姿勢も民需機械産業の発展の妨げとなっている。

化学—石油資源に恵まれていないため化学産業は石炭化学が中心である。主要な工場は東海岸に立地しており、肥料、メタノール、カーバイドの他、カーバイドから派生的に作られるピナロンを製造している。なお、肥料の生産は90年の119.5万トンから2001年には54.6万トンに減少している。また、石油化学の工場の生産能力はエチレン換算で年6万トンと規模は小さい。

電気・電子—重電分野では電力用の発電機の生産は主体で、家電分野は部品の輸入による組み立てが中心である。電子・情報は北朝鮮が注力している分野であるが、西側諸国のハイテク製品輸出規制もあり、ハード、ソフトともに遅れている。

セメント—原料の石灰石が豊富に産出することからセメントの原料には支障がないものと思われるが燃料不足から生産は芳しくない。韓国産業銀行の調査によればセメント工場の稼働率は34.1%に過ぎない。また、技術レベルでは韓国の70年代中頃の水準である。

軽工業—重工業優先政策から軽工業は立ち遅れていたが、経済危機の打開策として近年、政府が力を入れている分野である。生活消費物資の不足解消からも発展が望まれている。軽工業には織物、ニット、衣類の繊維を始め、靴、食品、飲料や日用雑貨等が含まれ、いずれも日常生活に欠かさないものばかりである。

8.5 経済再建の課題

北朝鮮は近年の経済危機を打開するため、対外貿易関係を重視する政策を打ち出した。一国中心主義での自力更生は経済がグローバル化した現在、成果を挙げるのは困難である。90年以降の経済停滞は旧ソ連や東欧諸国の市場経済化移行に伴い、支援を得ることはできなくなったこともあるが、同国の内向きな対外経済関係や経済政策の失敗も原因と考えられる。産業に不可欠なエネルギー、産業を支えるインフラや工場の設備の更新並びに

資器材の供給は自前の資源だけでまかなうことはできない。加えて、農業も構造的な問題を抱え食料不足が慢性化している。北朝鮮はこれらの問題を解決するために必要な経済政策を立てなければならない。外貨を獲得する輸出製品の強化・育成が経済再生の基本であることは言うまでもない。このためには、比較優位を持つ製品の生産に資源を動員するという基本的な経済政策が肝要であろう。北朝鮮はこれまで輸出産業育成の観点から産業政策を展開したことはなく、輸入代替的な政策が中心であった。例えば、同国は経済危機に直面する90年代半ばまで、重工業路線を推し進めてきたが、一部の機械や非鉄金属を除けば国際競争力があつた産業は殆んどない。輸入代替政策は幼児産業を育てるときに採られる政策であるが、経済的には非効率な政策で多くの国で採用されながら殆んどが失敗に終わっている。成功したケースは自由化を前提としたタイム・フレームが与えられ、企業が効率化に向けて努力した場合である。

北朝鮮の比較優位性はどこにあるのだろうか。比較的に教育水準が高く勤勉で、かつ安い賃金で雇用できる労働者の存在ではないか。韓国に比べ、おそらく10分の1以下の賃金は労働集約的な産業を効率的に育成すれば十分国際競争力を発揮できよう。現在は賃金の安さから繊維や家電等で委託生産を請け負っているが、将来的には自国で発展させることが可能な産業である。亜鉛や鉛といった精錬業も設備を近代化すれば競争力に問題はなかろう。セメントも石灰が豊富なことから輸出産業として育成可能だ。また、造船も技術的に高度なLNG船やLPG船等を別にすれば、新規投資と技術者のトレーニング等で潜在的に比較優位性があるものと推測される。こうした産業を育てる上での問題点はグローバルな視点からの市場性の追求と要求される技術やデザインを習得することであろう。このためには、先鋒、羅津、新義州、開城等の経済特区に外資を誘致して市場に基づく経営を学ぶと共に国営企業の改革が求められよう。国営企業には大幅な経営自主権を与え、独立採算を目標とさせなければならない。そうすることで、国営企業は必然的に市場の要求する物やサービスを提供することになる。予算管理も企業の判断に委ねれば必要な投資も計画するようになる。

さらに、投資資金調達のために金融機能を発揮できるよう銀行の改革も必要となる。中国やベトナムの経済改革も海外からの借款や外資の直接投資なしには成功できなかった。国営企業の改革は中国やベトナムでも難航しているが、改革なくしては経済の更なる発展は困難である。

8.6 日本の経済技術協力の資金規模

日本の経済技術協力の資金規模については国交正常化交渉で決定されるが、韓国に対する経済協力資金規模を考慮して50～100億ドル程度と推測されている。韓国の場合、1965年の日韓国交正常化交渉で無償3億ドル、有償2億ドル、計5億ドルの資金が10年分割で提供されることとなった。66年から75年までの日本の対韓国経済協力をみると、上述の5億ドル以外に学校建設のための無償資金協力、研修生受入の技術協力、有償・無償の食料支援や公共円借款に伴う有償資金協力（3.45億ドル）が提供されている。また、同期間の民間ベースでの協力では商業借款として8.24億ドル、直接投資は3.97億ドルに及んだ。韓国はこうした資金協力を梃子としてインフラ整備と工業化政策を推進していくことが可能となった。北朝鮮の場合も日本の経済技術協力が経済再建の推進力となることは間違いない。

8.7 日本の経済技術協力の対象分野⁵

北朝鮮に対する経済技術協力の対象分野を考えるにあたっては北朝鮮の経済開発計画を含めて詳細な検討が必要であるが、第3次7ヵ年経済開発計画（1987-93）以降は3年間の緩衝・調整期に入り、その後は新規の経済計画は策定されていない。このため、本節では前述の経済再建の課題を基に、我が国の経済技術協力の対象分野を展望する。また、我が国の経済技術協力といった場合、政府開発援助のほか民間の協力も考えられるが、本

節では緊急性の高い人道的支援の観点から行われる食糧支援等を除いたODAに焦点をあてた我が国の経済技術協力について検討する。

北朝鮮は電力不足、インフラの未整備、老朽化した工場設備と生産技術・工場運営・品質管理等の遅れ、競争力のある産業や製品の欠如、慢性的な農業不振等の課題を抱え、これらが、成長制約要因となってきた。現在必要とされるのは、第一に成長制約要因を取り除く協力である。次に考慮すべきことは有望な新規産業の育成である。従って、わが国の北朝鮮に対する経済技術協力の重点分野としては①電力、鉄道、道路、港湾、通信、上下水道等のインフラ整備、②産業部門のリハビリと新規投資、③輸出産業の育成、④情報産業の育成・強化。⑤農業部門の改善、⑥環境対策と災害防止、⑦経済再建に資する各種技術協力が挙げられる。各分野別の資金配分は日本と北朝鮮政府間の交渉で決定される事項なので、ここでは具体的な金額は示さないが、インフラ整備に5割、産業部門のリハビリと新規投資、輸出産業の育成並びに情報産業の育成・強化に3割、農業部門の支援及び環境対策と災害防止並びに経済再建に資する各種技術協力を2割程度が妥当ではないのではなかろうか。

経済協力の実施にあたってはオーバーラップを避けるため、他の援助機関との密接な調整が必要となろう。特に、ADB、世界銀行、EUと韓国等との協議が重要である。ADBと世界銀行は産業部門よりは農業分野、インフラ、保健・教育等の社会開発部門や環境分野を重視している。また、EUの関心分野は多岐に亘っているが、融資よりは技術協力を中心とした経済協力になるものと思われる。いずれにしても、北朝鮮の将来を展望した上で効果的かつ決めの細かな経済協力が求められよう。

北朝鮮のインフラは上記の通り質・量の両面において十分でなく経済低迷の一因となっている。経済再生のために、電力、鉄道、道路、港湾、通信といった基幹インフラを整備することは経済成長のボトルネックを解消し、持続可能な経済成長を実現する上で必須といえる。経済再建過程で電力インフラ、交通・運輸インフラと通信インフラの整備を同時進行的に実施することで、生産と流通システムが全体的に改善され、生産性の上昇を

もたすことが期待できる。生産の回復には、電力供給のボトルネックの解消が急務である。電力不足で工場の稼働率は大幅に低下し、生産を停滞させる要因となっている。発電設備はもとより送配電設備の老朽化も著しく早急な更新が求められている。また、電力を効率的に稼働させる運営面の改善も必要である。鉄道、道路や港湾を中心とした輸送インフラの改善は貨物の輸送時間の短縮、運賃の低減等物流の効率化を実現する。道路整備は車のメンテナンス・コストを減少させる。北朝鮮の輸送コストは輸送インフラの未整備から高いといわれている。輸送インフラの改善は工場への原材料供給、消費地や輸出港への製品輸送並びに都市への地方産品輸送の条件を大きく改善し、北朝鮮の企業のみならず、外資系企業進出にも好影響を与えよう。通信の発展は効率的な情報交換によって取引機会の増大と取引コストの低減をもたらす、経済活動をより一層活性化させることになる。

産業部門のリハビリと新規投資は費用・便益分析を実施し、優先度の高い順に行うべきである。リハビリ投資は一般的にリターンは高いが、設備の老朽化が著しい場合には新規投資を実施した方が後発者の利益を享受できるかもしれない。輸出産業の育成は外貨獲得のために戦略的に育成していく必要がある。北朝鮮の比較優位性を勘案して行わなければならない。軽工業の他、新規投資によって競争力があると考えられる一部の機械、非鉄金属、セメントや造船等がこれに該当しよう。電子・情報産業の発展は遅れているが、他の産業に対するインパクトも大きいので育成の対象となろう。北朝鮮も電子・情報産業の重要性を認識し育成に努めているが、軍需産業との絡みから輸出規制の対象となっている設備・部品が多く計画通りに発展させていけるかどうかは微妙である。農業は近年の食料不足に見られるように早急な建て直しを図らなければならない。農業分野の日本の経済技術協力については次章で論述されるのでここでは省略する。

経済再建に資する技術協力も北朝鮮の経済再建にあたって極めて重要である。技術協力分野は各種考えられるが例示すれば以下の通り。技術協力の方法には①政府および関係機関の職員や経営者、技術者などをわが国に

表8-5 日朝経済協力の対象分野(案)

対象分野		協力プロジェクトの例示
1. インフラ整備	電力 運輸 通信 上下水道	発電設備の改修、送配電網・施設の改良、発電所建設 鉄道施設近代化、高速道路建設、港湾設備改善、空港施設近代化 通信網整備 上下水道施設
2. 産業部門のリハビリと新規投資	鉱業 機械 鉄鋼 化学	採掘機械、探査設備、運搬設備 各種産業機械設備の近代化・補修 高炉・製鋼設備の近代化 石炭・石油化学設備の改修
3. 輸出産業の育成	繊維 電気・電子 セメント 造船	紡績・染色・繊維設備 家電設備、オーディオ製造設備、エレクトロニクス セメント・キルン設備の近代化 造船所建設、大型クレーン等設備
4. 情報産業の育成	IT関連	データ・情報整備、ネットワーク、ソフトウェア
5. 農水産業部門の改善	農業 水産業	農業用水設備の改良、農業機械、肥料工場の近代化 漁船装備近代化、養殖設備、加工・保冷施設
6. 環境対策と災害防止	環境 災害防止	公害防止設備、環境計測機器 各種災害予防・防止施設と機器類
7. 技術協力		技術協力センター、各種技術協力

受け入れ、国内で技術訓練をほどこす方法、②現地に技術訓練センターを設立し、わが国から指導技術者を派遣して訓練する方法、③訓練センターは特に設立しないが、わが国から相手国の職業訓練所や工場などに指導技術者を派遣して技術指導や職業訓練を行う方法などがあるが、北朝鮮の場合は、技術訓練ニーズが広範な分野に及んでいることから、これら三つの技術協力方式のうち現地に技術訓練センターを設立し、わが国から指導技術者を派遣して訓練する方法を中心として実施することが最も効果的であるものと思われる。

技術協力分野の例示

- (i) 電力復旧計画と電力の効率的なマネジメント
- (ii) インフラ（鉄道、道路、港湾、上下水道）別開発計画
- (iii) 主要産業のリハビリ計画

- (iv) 輸出産業の育成計画
- (v) 企業経営と管理
- (vi) プロジェクト評価手法とプロジェクト管理
- (vii) 品質管理と生産性向上
- (viii) 技術者養成・訓練
- (ix) 省エネルギー
- (x) 環境保全
- (xi) 災害対策

以上、日朝経済協力の対象分野（案）について考察したが、要約は表8-5の通り。

◆注釈

- 1 詳細については韓国銀行のホームページを参照。<http://www.bok.go.kr/>
- 2 YoonとBabsonは“How to finance North Korea's Capital Requirements for Economic Recovery (2001)”, presented at the 3rd Asian Economic Panel, October 22, 2001において北朝鮮は海外からの資金流入がないと「貧窮のわな」は継続すると述べている。
- 3 日本経済新聞（2003年3月12日）を参照。
- 4 本節は李燦雨の論文に負っている。詳細については李燦雨「朝鮮民主主義人民共和国の外国資本導入史」『Erina Report』41, 2000を参照。
- 5 本節は李燦雨の論文に負っている。詳細については李燦雨「日朝経済協力の方案」『Erina』平成13年度自主研究報告書を参照。

北朝鮮における農業・農村開発の課題と国際協力の方角

板垣 啓四郎

9.1 はじめに

北朝鮮では食糧が極端に不足し、これに伴い近年国民の栄養摂取水準が著しく低下してきていることは、すでに自明のこととなっている。この状態が今後とも持続するとなれば、国民の間で食糧不足と栄養不足が一段と深刻化し、多くの国民が飢餓線上をさまよう、いわゆる飢餓難民となる恐れすらある。とくに農業生産の条件が劣悪な地域に居住する人々および食糧入手へのアクセスに乏しい社会的弱者は、身体的、精神的にきわめて深刻な影響を被る危険性さえ予想される。

食糧の不足は、短期的には海外からの善意に基づく無償援助でもって緩和されるかもしれないが、かかる食糧援助も国内での分配システムがこうした社会的底辺にまで及ばないとなれば、深刻な事態は一向に軽減されないことになる。現状においても、すでに40%近い国民が深刻な栄養不足に陥っていると伝えられている。ましてや、北朝鮮をめぐる国際政治環境が経済的制裁としての意味合いをこめて、食糧援助の絶対量を減らすという方向で突き進んでいけば、大量の餓死者を生み出すことにもなりかねない。そしてそのことが、現国家体制を国内の内側から揺り動かす大きなモメントとして作用するに違ひなからう。

国家体制そのものが今後とも維持されるのか否かについてここでは不問

として、人道的立場に配慮し、また北東アジア地域における政治的秩序の安定ならびに経済発展の枠組みの維持・存続を考慮するならば、北朝鮮における食糧問題の緩和と解消は、すぐれて重要な国際的政治課題と位置付けることができよう。

食糧問題を緩和し解消していくための中・長期的な観点に立てば、基本的には北朝鮮における農業・農村開発の課題を整理し、その課題に対するアプローチを様々な角度から検討した上で、自助努力と国際協力でもって課題解決に対する施策の立案・計画とその実施に向けた努力を積み重ねていくことが肝要であろう。

本章では、北朝鮮における農業・農村開発の課題を明らかにするとともに、課題解決に向けてのアプローチおよび北朝鮮における国際農業協力のあり方を整理することにした。

9.2 農業・農村開発の課題

北朝鮮が直面している農業・農村開発の基本的な課題を列举すれば、以下の通りである。

- (1) 基礎的食糧の安定確保
- (2) 食品・農産物輸出の積極的推進による外貨の獲得
- (3) 食品産業および農業関連産業の育成強化
- (4) 農村貧困者に対する食糧アクセスの確保と生活向上
- (5) 環境の保全

基礎的食糧の安定確保とは、いうまでもなく国民の主食である穀物（米、とうもろこし、雑穀類など）を生産増大させ、しかも作柄の年次変動をできるだけ小さくしようとすることである。穀物の増産だけでなく、イモ類など高デンプン質農作物を増産することも必要となる。また、主食となる農作物の増産と安定だけでなく、生産された農作物が、適時に必要な地域と人々に行き渡るような流通システムを構築していくことが重要である。

食品・農産物輸出の推進は、工業化の基礎となる資本財や中間財、部品を海外から調達するための外貨を獲得するうえで重要である。北朝鮮では、工場を稼働させるための資本財・中間財、部品、燃料などが大幅に不足し、これまで使用してきた機械や施設も更新されることなく、老朽化がかなり進んでいるといわれている。外貨を獲得するためには、今のところ農林水産物を原材料とする一次産品を輸出するほかにこれといった手段が見つからない。輸入需要に適合した食品と農林水産物およびその加工品を製造・生産し、またその品質管理にも配慮していくべきであろう。

食品産業および農業関連産業を育成することは、国民のニーズに対応した製品の供給、今述べた一次産品輸出の強化、情報と流通のネットワークを形成していくために重要である。またそれだけではなく、食品と農業に関連した産業の発展は、フード・システムの川上に位置するところの原材料を供給する農業部門の発展を誘発するとともに、川下の多様な雑業部門の発展をも誘発する。また労働生産性は低くても労働集約度の高い産業であることから、労働吸収力が高く、多種多様な雇用機会を創出することに寄与する。

食糧をはじめ基礎的な生活必需品が極端に不足している生存ぎりぎりの人々に対して、食糧や水、住宅、燃料などの生活ニーズを充足させる手立てを構築することが必要である。援助食糧の配給などには、最大の優先順位を与えるべきであろう。食糧など生活必需品などへのアクセスが容易となった後に、貧困者を対象としたケーパビリティ（潜在的能力）の開発、貧困者にターゲットを絞った無利子の信用貸付などといった制度の構築を考慮していく必要がある。

環境の保全は、農村地帯において特に重要である。これまで過度に集約的な農地の利用を行ったために、土壌資源は疲弊し、また水資源が枯渇する地域も現れてきている。森林が乱伐されてきたために、森林のもつ保水力がなくなり、水不足と表土流出を引き起こしてしまった地域も存在する。また森林資源が崩壊した結果、生物の多様性が単純化されてきた。これらの環境資源を保全しながら農業を行い、また環境と共存する村づくりを考

えていかなければならない。

9.3 課題解決へのアプローチ

課題解決にあたってのアプローチとして、前述した開発上の課題ごとに、すなわち（1）基礎的食糧の安定確保（2）食品・農産物輸出の積極的推進による外貨の獲得、（3）食品および農業関連産業の育成強化、（4）農村貧困者に対する食糧など基礎的人間ニーズに対するアクセスの確保と生活向上、（5）環境の保全、についてそれぞれの課題解決のための施策項目を以下のように整理した。また（6）政府の役割を取り上げ、それぞれの課題の全体を通して共通する政府としての役割についても、項目を列举してみた。

9.3.1 基礎的食糧の安定確保

- 1) インフラ基盤の整備・・・灌漑水利・農地基盤の整備（圃場の区画整理、農地の均平化、農道の整備など）
- 2) 技術の創出（生物・化学的技術、機械化技術、適正技術の開発など）
- 3) 制度の構築・・・土地制度、金融制度、農業者教育制度、技術普及制度など
- 4) 人的資源の育成・・・農業者教育、技術者教育、普及員の教育、学校教育など
- 5) 農業投入財の安価で安定的な供給（肥料、農薬、種子、農業機械など）
- 6) 生産者組織の再整備・・・農業協同組合の設置

9.3.2 食品・農産物輸出の積極的推進による外貨の獲得

- 1) 農水産物輸出推進のための政策的枠組みの構築
- 2) 比較優位にある食品・農産物の国際競争力の強化と比較優位の変化予測
- 3) 農水産物輸出のための政策的支援

9.3.3 食品および農業関連産業の育成強化

- 1) 食品・農業関連産業の育成と外資の導入、外国企業進出のための環境づくり
- 2) 外資や企業の進出による資金と技術、組織形成の期待
- 3) 加工などによる食品と農産物の高付加価値化

9.3.4 農村貧困者に対する食糧など基礎的人間ニーズに対する アクセスの確保と生活向上

- 1) 農村貧困者に焦点を絞った食糧およびその他の基礎的人間ニーズに対するアクセスの確保（食糧配給制度の活用など）
- 2) 農村での多様な就業機会と所得獲得機会の創出
- 3) 農家生活の改善・・・生活インフラの整備（水、燃料、電力、衛生・保健、医療、食生活など）
- 4) 農村に内在するコミュニティ・レベルでのリスクマネジメント機能（互酬的共助システムなど）の認識とその活用（ソーシャル・キャピタルの活用）

9.3.5 環境の保全

- 1) 環境の保全と維持・・・水資源、土壌資源、森林資源、生物多様性の保全など
- 2) 環境の保全と維持に寄与するソーシャル・キャピタルの活用

9.3.6 政府の役割

- 1) 価格メカニズムが効率的・効果的に作動するような市場機構の整備と構築

- 2) 流通機構の整備…輸送網の整備、流通システムの整備、輸送手段の確保など
- 3) 政府による農業・農村開発計画の立案と実施、農業者に対する生産インセンティブの供与
- 4) 情報の収集とその活用…統計の整備
- 5) 食料需給の管理と食糧備蓄の確保

これらの施策項目は、相互に関連し合いながらも、それぞれの課題解決に向けて大きな相乗の効果をもつことが期待される。

9.4 国際協力のあり方

北朝鮮に対する農業・農村分野での国際協力は、上述した「農業・農村開発の課題」と「課題解決へのアプローチ」を念頭において、以下の項目について総合的かつ有機的な視点で、多国間および二国間ベースで国際協力を行う必要がある。

- (1) 農業生産インフラ基盤の整備…灌漑水利の拡充、圃場基盤の整備
- (2) 農業投入財の供与…肥料・農薬、改良種子、農業機械などの無償供与
- (3) 技術開発とそのための施設・設備の供与…試験場の再整備と近代的試験場の設置
- (4) 人材の育成…試験場や大学など研究機関での研究者育成
- (5) 技術普及システムの導入と農業改良普及員の育成、農業者教育の推進
- (6) 基礎的食糧の配分システムの合理化と備蓄制度の確立
- (7) 農業統計情報の収集・加工・利用などに関するシステムの構築
- (8) 農業生産者組織の育成（水利管理組織、農産物の共同出荷体制などの確立）
- (9) 食品・農産物加工技術の向上

- (10) 輸出品・農産物の品質向上による国際競争力の強化
- (11) 貧困地域および貧困階層に特別の重点をおいた総合農村開発プロジェクトの計画と実施
- (12) 農村生活インフラ基盤の整備(水・燃料・電力などの安定的な供給確保)
- (13) 政策の立案・企画とプロジェクト管理および政策評価などの能力向上に対する支援

9.5 おわりに

以上、北朝鮮における農業・農村開発の課題、課題解決へのアプローチ、そして国際協力のあり方について、論じてきた。冒頭でも述べたように、食糧の安定的確保は、社会の安定と経済発展の基盤となる喫緊の重要課題であり、北朝鮮に居住する人々が、人間としての尊厳性を保ち、健康的で文化的な生活を営む上での前提となるものである。ひいては北東アジア地域の政治と経済・社会の安定のために不可欠の要素をなしている。

日本は、食糧の安定的確保と農村の活力向上に資する豊かな経験とノウハウを蓄積してきた。それらを、北朝鮮の農業・農村の開発のために、同国の自然的かつ社会・経済的諸条件に適合させつつどのように活用し、移転していくべきかが、今後真剣に問われなければならないであろう。国際農業協力においてこれまで試行錯誤してきた経験とその経験から引き出される教訓も、すでに十分積み上げられてきている。我が国と比較的似通った風土条件をもつ北朝鮮に対する国際農業協力は、農作物の近代的な栽培技術の導入という側面だけに限ってみても、それほど大きな困難を伴うことはあるまい。北朝鮮に対する国際農業協力は、我が国の政府と民間が連携をとりあっていくことが必要であろうし、また北朝鮮と日本の政府ならびに農業関係者との間で相互の信頼関係が醸成されてこそ、その成果が現出する性質のものである。

長期的な展望に立てば、北朝鮮における農業・農村開発を通じた食糧の

安定的確保は、北朝鮮自体の利益になるのみでなく、朝鮮半島の政治的安定を引き出し、ひいては日本—韓国—北朝鮮—中国・東北地方との間の経済交流をより緊密で活発なものにする土台となるであろう。

食料自給率の低下に伴い食糧安全保障のあり方が久しく論議されてきている日本において、世界でも有数の豊かな穀倉地帯である中国・東北地方で生産される穀物を今後安定的に供給・確保するためには、何よりも朝鮮半島の政治と経済の安定が前提である。いかなる形であるにせよ、朝鮮半島が安定を確保すれば、日本—朝鮮半島—中国・東北地方を結ぶコリドー（回廊）は、近い将来北東アジア地域における食糧安全保障のための重要なライフラインとして再編し直され、農業・農村の開発に向けた新たな地域協力システムが創出されるであろうことは想像に難くない。

執筆者一覧

武貞 秀士／たけさだ ひでし

1949年兵庫生れ。1977年慶應大学大学院政治学専攻博士課程修了。75年防衛庁防衛研修所。2002年より同研究所第二研究部主任研究官。

阿久津 博康／あくつ ひろやす

1968年東京生れ。2001年12月オーストラリア国立大学大学院国際関係論学博士課程修了。米国ノーチラス研究所北東アジア平和安全保障ネットワーク日本記者、国際大学グローバルコミュニケーションセンター・リサーチアソシエート、オーストラリア国防軍大学政治学部講師を経て、2002年より岡崎研究所主任研究員。

李 燦雨／Lee Chan Woo

1961年韓国生れ。1986年国立ソウル大学国史学科卒業。96年大宇経済研究所北東アジアチーム研究委員、99年環日本海経済研究所客員研究員を経て、2003年より笹川平和財団主任研究員。

板垣 啓四郎／いたがき けいしろう

1965年鹿児島生れ。1977年東京農業大学農学部農業拓殖学科卒業。91年イギリス・レディング大学農学部客員研究員を経て、2000年より東京農業大学国際食料情報学部教授。

栗林 純夫／くりばやし すみお

1953年東京生れ。1979年中国政府奨学金留学生、政府交換第一期として北京大学経済系留学、1983年拓殖大学大学院経済学研究科博士課程後期単位取得。1994年より東京国際大学大学院経済学研究科教授。

姜 龍範／Jiang Long-Fan

1960年中華人民共和国延邊生れ。99年12月中国延邊大學大學院歴史学研究科にて博士号取得。2000年同大學歴史学科教授、東方文化文化研究所副所長、2001年東京財団客員研究員、2002年早稲田大学アジア太平洋研究科訪問研究員を経て2003年より延邊大學歴史学部学部長。

李 鋼哲／Li Gang-zhe

1959年中華人民共和国吉林省生れ。85年北京中央民族大学哲学科卒業。99年立教大学大学院経済学研究科博士課程単位取得。96年より、環日本海総合研究機構（INAS）客員研究員、主任研究員。東京財団研究員を経て、現在総合研究開発機構（NIRA）研究員。中国延邊大學、及び南開大学客員教授を兼任。

水野 満／みずの みつる

1947年新潟生れ。71年東京大学法学部卒業。同年日本開発銀行入校。76年カリフォルニア大学バークレー校経営大学院修了。80年アジア開発銀行。90年欧州復興開発銀行、日本開発銀行設備投資研究所主任研究員を経て、現在日本大学大学院グローバルビジネス研究科教授。

三村 光弘／みむら みつひろ

1969年大阪生れ。95年大阪大学大学院法学科卒業。2001年大阪大学大学院法学研究科博士後期課程修了。法学博士取得。97年より大阪大学法学部リサーチアシスタント、2000年相愛大学人文学部非常勤講師を経て、2001年より環日本海経済研究所研究員。

岐路に立つ北朝鮮 変革への道筋と国際協力

発行日	2003年11月25日
-----	-------------

編 集	笹川平和財団
-----	--------

発行所	笹川平和財団 〒107-8523 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 電話 03-6229-5400 ファックス 03-6229-5473 URL http://www.spf.org
-----	--

印刷・製本およびサービスのお問い合わせ

コンテンツワークス株式会社 BookParkサービス
〒112-0014 東京都文京区関口1-24-8東宝江戸川橋ビル3F
電話 (0120) 298-956
URL <http://www.bookpark.ne.jp>
E-Mail support@bookpark.ne.jp
